

日野町議会第2回定例会会議録

令和7年3月10日（第3日）

開会 9時00分

散会 18時26分

1. 出席議員（13名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	11番	後藤勇樹
4番	松田洋子	12番	中西佳子
5番	柚木記久雄	13番	西澤正治
6番	川東昭男	14番	杉浦和人
7番	野矢貴之		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

10番 加藤和幸（欠席）

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
企画振興課長	小島勝	交通環境政策課長	大西敏幸
住民課長	杉村光司	福祉保健課長	福田文彦
福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏	子ども支援課長	森弘一郎
農林課長	吉村俊哲	建設計画課長	杉本伸一
上下水道課長	嶋村和典	会計管理者	三浦美奈
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	生涯学習課長	加納治夫
総務課主席参事	岡本昭彦	学校教育課主席参事	山中博嗣

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 園城久志 議会事務局書記 藤澤絵里菜

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

3 番	谷口	智哉君
6 番	川東	昭男君
1 3 番	西澤	正治君
2 番	福永	晃仁君
9 番	高橋源三郎君	
1 番	錦戸	由佳君
8 番	山本	秀喜君
4 番	松田	洋子君
1 2 番	中西	佳子君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。

なお、10番、加藤和幸議員におかれましては欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 皆さん、おはようございます。

昨日は町村合併70周年の式典、お疲れさまでした。初めてそういった式典に参加させていただいたんですが、とても感慨深いというか、議長が挨拶で中学校の統合の話や町村合併の話をされたときに、本当この70年、いろんな選択を町民の方がされて、そして今ある日野町になっているんだなと思うと、すごい重みのある式典だということを感じました。

今回の質問は防災に関係する質問ですが、やはり地域の方の意識、そして選択、実行ということが、いざというときの備えに役立つものだと思っています。そういったところで近年、近年というか数年前からすごい話に上がっている南海トラフ地震が起きたときに、町民さんの選択が命や財産、健康の維持に、維持というか守ることにつながるような形になればいいなと思って質問させていただきます。

それでは、南海トラフ地震が起きたときに、日野町の各指定避難所の運営が円滑に行くように町がどのように取り組んでいるのか。町ができること、地域ができることを見直すきっかけになればよいと思って質問させていただきます。

南海トラフ地震の際、日野町の被災の状況というのはどのようなになるか、教えてください。

議長（杉浦和人君） 3番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいま、南海トラフ地震の被災したときの日野町の状況はというご質問を頂きました。

当町の被害予想につきましては、滋賀県が実施いたしました被害想定では、震度

6 強、全壊家屋が283戸、半壊家屋1,963戸、発災後 3 日後には2,194人の避難者が発生すると推定されております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 私の一般質問の配付資料をご覧くださいなのですが、そこには日野町総合防災マップ、8 ページ、9 ページに載っている資料、資料というか地図です。南海トラフの際の震度の分布図があります。この資料を見ると、今、答弁いただいたように、ほとんどが震度 6 弱で、一部震度 6 強があつて震度 7 の箇所もあるということでした。

結構、能登半島沖地震でもそういった震度の分布のところが多かったなと私のイメージではあります。なので、日野町、地域の状況は違えども、先日あった能登半島地震に関してはすごい大きな参考になると思っています。

ちょっと続いて質問させていただきたいのですが、先ほどあった倒壊家屋や被災者数に関して、どのようなことを根拠に、計算方法とか何かあるのか、どういった割り出し方をしているのか、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいまのご質問でございますが、滋賀県が想定いたしました地震被害想定でございますが、県域をメッシュ状態に区分けいたしまして、建物の建築年次や構造区分のデータ等を設定した上で、過去の地震が起きた被害の状況を経験的に求められた数字を加味いたしまして、被害関数というものを、詳細までは存じ上げませんが、その関数を用いて滋賀県が算定されておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 分かりました。今までの何十年か前から大きい地震が何回かある中で出しているものなので、正確というわけではないのですが、そういったものを基に出されているということが分かりました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

被災される人数が2,094人というような形だったんですが、発災当日からそういった家屋やライフラインの分断等があった場合には、指定避難所での生活ということも余儀なくされる方がいらっしゃると思います。そもそも指定避難箇所27か所で日野町民の方が生活できるような要件というかスペースは確保できているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 指定避難所の人数の関係でございますが、収容人数につきましては国民保護法に基づきまして国のガイドラインを参考にしておりますが、1 人床面積 2 平方メートルという基準がございます。当町の場合、1 人当た

り2平方メートルを想定した場合、計算上は約2万3,000人の方を避難所に受け入れることが可能という、数字上はなっております。

また、自宅避難や親戚宅等への避難も想定しておりますので、全人口が避難される想定はしていないところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 人口を超える分の想定というか収容が可能ということだったので安心しました。

日野町は以前、わたむき自動車プロジェクトの時の話で、工業団地等へ勤める方がいらっしゃる分、昼間の人口と夜の人口に違いがあるということだったんですが、最大で、最大というか工業団地にお勤めされているときに地震が起こったとき、そういった方々の避難も可能なのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 工業団地の方々の避難等については今申し上げました県の試算には含まれてはおりませんが、先ほど答弁させていただきましたが、約2万3,000人の方を数字上は収容可能ということでございますので、工業団地にお昼お勤めの方、お昼に地震があった場合等の避難も対応可能と考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の質問として、指定避難所での収容人数、場所的な要件は整っているということで理解させていただきました。

次に、設備に関しての質問なんですが、実はこの質問、とある町民の方から、疑問に思っているし、こういうことを聞いてくれということがきっかけで今回の質問をさせていただくんですが、私の配付資料の2枚目、そこには日野町の防災計画の（1）指定避難所の条件というのが書いてあります。

例えば、ちょっとピックアップして話をさせていただきたいんですが、③の電話、防災行政無線、ファクス、テレビ、パソコン等の設備の整備や④非常用電源の整備、⑤トイレの整備とあります。これ指定避難所の条件とあるんですが、これに関しては常に置いておくようなものなのでしょうか。条件というところの捉まえ方というのを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいまのご質問に関しましては、これも滋賀県のほうに確認はしておりますが、常に常設しておく必要はないとのことでした。避難所を町が開設すると判断するには、そのような設備が整っていることが確認できた後に避難所を開設する判断をさせていただきますので、例えば電話とか、そういうなんはふだん施設に備えているとは存じますが、有事の際に備えるものにつきましては常時というわけではございません。

応援協定とか、町の備蓄倉庫から配布した状態が整い次第、避難所を開設いたしますので、常設である必要はないと認識しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 常設しておく必要はない、応援協定等で持って来ていただくものもあるということだったんですが、先ほどの質問に戻ると、指定避難所自体は面積要件から使える収容人数というのは上限があると思います。例えば500人収容できるところにトイレはこれぐらい必要だとかというような数的な条件というのはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 数の条件、幾つ必要かというところまでは指定はございません。ただ、今の例で申しますと、トイレに関しましては、新年度予算にも計上させていただいておるところでございますが、トイレの袋、各避難所のトイレというのは便器や囲い等は崩れない想定をしております。ただ、下水道が流すことができない状態ですので、その便器に袋を設置することで、その中で用を足して袋を取り除く、そういった対応もトイレの対応の1つでございます。

屋外に仮設トイレの設置も必要ではございますが、まずはそのトイレ袋を設置いたしまして対応することも想定しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 条件というか数的な要件というのは、極端な話、1個あれば足りるということかもしれないんですけど、よく防災の件で、自助・共助・公助ということで、予算にはトイレ、袋とかを購入の予定があるという話だったんですけど、そのところは、自助・共助、自分たちでできることとしては、食料の備蓄や水の備蓄というのはイメージができるんですけど、トイレに関しては何かしておくことというのはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） トイレに関しましては、私も能登半島の震災支援、対応してきましたが、やはり先ほど申し上げましたが、各自でふだんそろえていただくには、やはりトイレの袋、水道管が破裂した場合はすぐに分かるんですが、下水道管の場合は地中に埋まっておりますので、どこで管がずれているか分かりません。したがって、トイレの使用が一定制限される対応をさせていただきます。

したがって、各ご家庭や避難所ではトイレ袋がやはり有効と考えますので、自助の意味からいきますと、人数分数日分のトイレの袋を備えていただければと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 分かりました。トイレの問題ってすごい大きい問題だと思います

す。食べることもあったら飲むこともある、そうしたら出ることもありますし、衛生環境の問題にもつながることなので、またそれは後の質問でそういったことの話はさせていただきたいなと思っています。

ほかに設備のところ、電話や防災無線、ファクス、テレビ、パソコン等の話があったんですが、実際に今、指定避難所になるところには、学校や公民館、体育館というようなところだったので、物はあるとは思いますが、被災の状況によってはアンテナが倒れたりとかそういった、電気が通じないとかいうようなことになったときに使えないこともあると思います。そういった携帯の電波が使えない場合に連絡手段としての通信手段のもの、バックアップ的な通信ができるような設備というのは町のほうで想定して準備はしているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 現状で申し上げますと、そういう設備は整っていないのが正直なところ。ただ、現在、消防団には無線機を配備しておりますので、地域の巡回、避難所等にも立ち寄っていただく場合に通信手段がそれも1つと考えられますし、町の防災行政無線がございます。役場のほうから一方的に流す機能ではございますが、町からの避難して下さいとか何々に気をつけて下さいとか、そういう町からの住民への周知は可能と考えておりますが、各避難所と役場本庁とのやり取りに関しましては、現時点では携帯電話会社等の応急対応を待って通信手段を確保するというところしか現在は想定していないところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） いや、最初の質問から今まで結構安心して、場所もあるし設備も、自助・共助・公助としての備蓄も案内していくというような話だったんですが、発災当日というのはやはり家族に早く連絡取りたいとかで回線とかもパンクもするし、そういった形で物理的に電波が届かないような状況というのもある中で、頼れる、お互いに連絡できるというのはそういった消防団にあるような無線ということになった場合に、先ほど企業さんからの協定で物資は持ってきてくれますというようなことがありましたけど、消防団で管轄している無線に関しては、そういった取決めや地域との協定というのはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 消防団に配備しておる無線につきましては、特にそういう協定はございません。ただ、団の指示命令系統を円滑にするために消防団幹部に配備、消防車等に配備しているものでございますので、専門的に地域とのやり取り等の目的ではございません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 後で地域の防災計画の話をするので、この質問に関しては一旦

終わらせていただきます。

ちょっと全体的な話に戻るんですけど、日野町には防災センターのところに備蓄している物資があるということは確認させていただいているんですが、発災当日以降に緊急避難所が開設されたとき、防災センターとか役場が町の中心の情報や物資の基地となって、そのサテライト的な各地域の拠点となるのが指定避難所、そこを拠点に救助活動やそういった物資の割り振りをするというようなイメージでよろしいのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） お見込みのとおりでございます。ただ、防災センター、というより役場の災害対策本部は、現状では本庁の3階の301会議室を予定しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 分かりました。であれば、やはり役場と各指定避難所の連絡がきちっと取れるような状態を常日頃から想定して取っていく、何があっても情報の行ったり来たりするのが円滑にできるということは備えておかなければならないということですね。分かりました。

では、次の質問なんですが、先ほどから物資に関しては、以前の質問でも、避難される方の1日分の食料で3日分から1週間分は各家庭とかで用意していただきたいというようなことは以前から聞いてはいたんですが、実際に準備している家庭というのはまだ、はっきり言ってそんなにも多くないと思います。

発災当日、指定避難所に対して物資、水や食料を移動する場合、それというのは、搬送計画というんですか、はどのようなになっているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 役場からの物資搬送計画につきましては、現在、災害時の職員配備、町はその計画を持っておりますが、その物資輸送係に職員を割り振っておりますので、本庁からの各指定避難所への物資輸送はその係が行う予定をしております。

それに加えて、発災後3日、4日、日がすぎれば、他市町からの応援職員等も期待できるところでございますので、その方々にも避難所運営と併せて物資輸送もお手伝いいただく予定をしております。実際、私が能登へ行ったときも日野町の公用車に物資を積んで、能登町、また、七尾市等の各避難所へ配付しておりますので、そういった計画を持っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、物資の輸送に関して答弁いただいたんですが、2点ほどちょっと追加で疑問が出たので、質問をさせていただきます。

先ほどの震度6から震度7の状況のときに、道路の分断によって物資が届けられないということというのは、あると想定しているのでしょうか、ないと想定しているのでしょうか。

もう1つそのまま質問を続けさせていただきます、同じことなので。あと、答弁の中で他市町の職員からの応援というような話がありましたし、ボランティアさんが全国からも来てはくれるとは思いますが、発災当日に限って、そして南海トラフに限っては、かなり広範囲な、大都市も含む地震だと想定されています。

日野町にそういった応援が来れるのかどうかというのはすごい疑問ですし、職員さんに関して計画を立てているということでしたが、職員さんも被災者でもあるし地域の住民であるということを考えると、参集率、職員さんが当日にきちっと、きちっと言うところと変ですけど、役場に来て割り当てられた仕事をできるかどうかということというのは甚だ疑問に感じるところがあります。そういった点についてどういうふうに考えているかを教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 今、2点ほど再質問を頂戴いたしました。

初めの、道路の分断の件でございます。

実際、私も七尾市、能登町へ公用車で向かわせていただいたときの経験からなんですけど、七尾市、能登町、両被災地は実際、震度6を記録しておりました。南海トラフが起きたときの当町の被害想定も大体6弱、6強がほとんどでございます。道路、地盤の状況は一概には言えませんが、実際、能登ではところどころ道路ひび割れや隆起はございました。実際、道路上に三角コーンを設置して危険の周知をされていたところでございます。

車で通りますと、対向車に気をつけながら、そのコーンをよけながら通行することは可能でございました。実際はふだんより1.5倍ほどの時間を費やしたとは思っておりますが、当町の場合を想定いたしますと、町道なり役場から避難所へ向かう道路、町道や里道、その他農道等いろんな迂回路等もございますので、同じような状況を想定いたしますと、道路は通行可能と判断しておるところでございます。

また、町の職員だけでは対応できないといった点につきましては、確かにおっしゃるとおり、南海トラフ地震が発生した場合、ほとんどの日本の人口は太平洋側に集中しております。大都市が南側にたくさんあります。そこが広範囲で被災すると想定されます。全国の消防とか自衛隊、応援は南側の大都市に集中するとも想定しております。

したがって、当町への応援も期待はあまりできないと考えておりますので、やはり自力といいますか、自分たちのまちは自分たちで守るというのがやはり重要かと思っておりますので、そのような対応で考えております。

また、被災した場合、職員も当然、被災者になっておる可能性もございます。有事の際に100パーセントの職員が参集するという想定で町は職員の配置計画を立てておりますが、能登半島の地震でも、実際、現地の職員に確認しましたら、半分ぐらいの職員しか発災直後、参集できなかったと伺っております。

当町の場合もそのようなことも想定されますので、何が大事かといいますと、ふだんと違う業務、災害時には誰々はどういう業務と割り振っておりますが、当然、半分しか職員が集まらない場合は違う業務の職員に割り振らなければ対応できないと考えておりますので、ふだんからそういうことに臨機応変に対応できる職員体制、訓練等を取っていきたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、答弁の最後のほうに頂いた中で、少ない人数でやっていけないといけないというのが、今の日野町役場の現状も、何かそのまま災害時もそういった形で少ない人数で頑張ろうみたいな感じになっちゃうというような感じなので、ちょっと不安を感じました。

私自身、働き方改革の質問をする中で何回か出しているワードで、民間の力を活用するということを言わせていただいているんですが、ふだんから例えば、日野町には、もちろん現役の消防団の方もいらっしゃるOBやOGの方もいらっしゃいますし、元自衛官や元警察官であったりとか、そういった仕事に就かれていた方もいらっしゃると思います。

実はこの参集率に関して、私は能登町に電話して確認させていただきました。能登町に関しては3割程度というような答えが返ってきて、どうでしたかと、すごい何か心苦しい質問なんですけど、答えていただいて、やっぱり発災当時すごい人手不足というのは、緊急物資の運搬とかに関してはすごい問題があったと。

仕方ない部分もあるかもしれないんですが、町外に在住の職員さんとかも、やはり地域のこと、自分の地域のこと、自分の家族のことで手いっぱいでは来なかったということがあったと。そのときには、よそから来てくれたボランティアさんであったりとか、ほかの方、地域の住民、近くの住民の方でカバーはしたけど、十分なことができたとは思っていませんということだったんです。

なので、防災協定ではないですけど、地域の住民の方をお願いして、何かあったときには役場に参集して下さいというようなお願いをすることというのは、日野町としてはできないのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 消防やOBさんをお願いして町の業務を参集していただけないかということでございますが、町が考えておりますのは、公の業務につきましては、先ほども申し上げましたが、他市町からの応援職員等をお願いさせて

いただきまして、町の職員と一体となって連携をしながら、自助・共助・公助の公助の部分で対応してまいりたいとは考えております。

今申されましたOBさんにつきましては、やはり共助の部分でそれぞれ所属される地域での運営、やはり共助の活動が一番災害対応には重要と考えておりますので、地域の先導役になっていただければと思っております。

先般、日野町で、今、日野町は防災士連絡会という組織、20名おられますが、それ以外に防災士の資格をお持ちの方に町に寄っていただいて、意見交換なりふだんから顔の見える関係を築くために、また、有事の際には協力体制を取る、地域の先導役になっていただくためにも会議を開催させていただいたところでございます。

そのときにもお願いさせてもらいましたが、地域での平時を踏まえて、ふだんから地域運営、共助の先導役、牽引役になっていただければありがたいという旨をお話しさせていただいたところでございます。したがって、やはり地域のほうで、共助で対応いただければと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、答弁いただいた中で、主席参事が、多分どこで出前講座をやってもおっしゃっていると思うんですが、住民さんとの考え方で、ある程度、住民さんにご理解いただけていない点ってあるのかなと。私も今この質問をしていると思ったんですが、結構、住民感情からすると、役場としてはどれぐらいの備蓄があるのか、地震が起きたときちゃんと役場は機能するのかというようなことをよく質問でも頂くと、私もこの場はそういうことを聞く場所なのかなと思っていましたが、答弁を通して、やはり地域での共助、地域での活動、地域での備蓄、個人での備えが重要だということを言いたいということなんだなと思いました。

そのためには、地域での避難訓練や災害、特に今話題に上げている南海トラフを想定した訓練というのは必要だとは思いますが、日野町で避難訓練等、防災に対する訓練の活動状況というのはどうなっているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 現在、年に一度、町の総合防災訓練を地区持ち回りでやっておるところでございます。そのときには地域住民の皆様にもご参加を頂きまして防災意識の向上、啓発に努めておりますが、各避難所ごとの訓練まではできていないのが現状でございます。

まずは地域住民さん、出前講座でも申し上げて常に言っておることでございますが、やはり公の力というのはどうしても限界等がございます。発災後3日、4日、5日すれば公の力もそれなりに発揮されていくとは思いますが、発災直後、1日、2日に関しましては、どうしてもやはり自助・共助が一番大事かと考えておりますので、今後も防災出前講座でそのところは共助の部分をしっかりお願いしていき

たいところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 地域での訓練等が必要だという話だったんですが、各地域で1年ごとにあって、南海トラフが30年以内ということであつたら、もうあと数回ぐらいしかできないのかなと思って、それよりもやはり細かい訓練や備えということをもっとリアルにイメージして数値化して、そしてやることは大事だと思います。

が、今、答弁いただいたように、出前講座というのはこちら側から要求して、この日に来れますか、いいですよみたいな感じで、前の質疑でも言ったんですけど、棚に商品は並べてはあるんですけど、積極的に売り込むことというのは全町区長会で案内しますぐらいの話になるのかなと思うと、やはり、先ほどから住民の意識の改革、改善が必要で、自助・共助が大切ですよと言っている割には、まだそこまで響くような感じではないのかなと思っています。

今後、実際、地域ごとの防災計画や避難所運営マニュアルというのは必要だと思うんですが、そういったことに対して積極的に町は関わっていただくことは可能なんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） これも出前講座で恐縮なんですが、出前講座のメニューの中で、年に1件か2件は地域からそういう地区の、集落の防災計画をつくるのにアドバイスを頂けませんかという要望もございます。そのときは町の防災士さんをお願いしまして、そのノウハウ等をお伝えしておるところでございます。

加えまして、防災士連絡会の広報誌やそういった広報媒体を通じて、地区でのそういう有事の際の計画をつくっていただければという周知も今後考えていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 今、地域から相談があるということだったんですが、実際に地域で防災計画やマニュアルを策定している地域というのは何か所ぐらいあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 全数までは把握できておりませんが、少なくとも4つは私は承知しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 多いと思われますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 多いとは決して思っておりません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） これが全て意識が低いということを言いたいわけではないんですが、もっと積極的にやっていかないと、先ほど冒頭に申したように、70年、そして今後30年、40年と続いていくためにはすごい大事なことだと思うので、町のほうでももっと考えて啓発をしていていただきたいなと思います。

また、地域での活動のときに、この質問を考えてから地域の方から質問を頂いたんですが、地域の会所が避難の集合場所に指定されていると。会所には何も置いておかなくていいのか、置くんだったらどれだけ置けばいいのかというような質問も受けました。

そういったことも基に、先ほどの消防団との無線を使わせてもらうような協力の計画であったり、そういった地域での備蓄量の計画であったりということをさらに役場主導で、そして、地域の人が真剣になって考えられるような意識改革というのを今後も行っていくていただきたいと思います。

質問を通してある程度、ある程度というか、やはり地域住民の方と役場が想定しているものとの乖離というのはまだまだ大きいなと思っています。ぜひこれを機に、地域の人も、そして役場のほうも意識改革をして、常に備えができるような状況にしていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、6 番、川東昭男君。

6 番（川東昭男君） おはようございます。

それでは、事前通告に基づきまして、分割方式において2点、一般質問をさせていただきます。

最初に、八潮市の道路陥没事故から学ぶ日野町の下水道と災害対応について質問をいたします。

報道でご承知のように、去る1月28日、埼玉県八潮市の交差点で発生した道路陥没事故は、この国のインフラの整備の在り方に大きな衝撃を与えることになりました。運転手の救助が困難となり、大変な状況を生み出しました。流域の下水道受益者は9市3町、約120万人で、長期にわたり日常生活に多大な影響を与えています。

既に事故後数十日が経過しており、現場では、生活排水にとどまらず、工事による地下水の影響により消防隊員は救助作業から撤退されました。次々と問題が続出しており、困難きわまりない状況となっています。一日も早く復旧されることを願ってやみません。

この事故は我が国の巨大なインフラ整備の在り方に一石を投じるものではないでしょうか。もし同様なことが滋賀県で起こったら日野町はどのような状況となるのか、町民の方々も大変心配されておられます。

日野町には八潮市のように深くトンネルのような口径が大きい下水道管は埋設

されていません。しかし、滋賀県においても下流の下水処理場に近いほど下水道管の口径は大きくなり、そこで今回のような事故が起これば上流の日野町においても下水道の使用は困難となり、今回の事故と同様の状態が起こるのではないかと心配です。

地中には上水道管をはじめ、用水路管や排水路管や電話のケーブルなど、それぞれ埋設されているところがあります。八潮市の事故では埋設されたN T Tケーブルが断線し、インターネットや電話がおよそ1,300回線、固定電話はおよそ300回線が利用できなくなったと報道されています。

これらのことを踏まえ、滋賀県や日野町の現状について、お伺いをしたいと思います。なお、今回の私の質問の趣旨は、町民への安心感を求めるものでございます。

まず、1点目の質問ですが、日野町の上下水道整備状況の概要と下水道管の延長、管径、設置からの経過年度、埋設されている深さやほかの構造物の現状などについてお伺いいたします。

2点目ですが、日野町内で流域下水道が敷かれている場所、埋設の深さと口径および埋設箇所における他の構築物があるかどうかについてお伺いいたします。

3点目ですが、日野町の公共下水道は琵琶湖流域下水道4処理区の中で最も規模の大きな湖南中部処理区に属し、昭和48年3月に管渠工事、4月に浄化センター工事に着手し、昭和57年4月から処理能力1日当たり7,000立方メートルで供用開始されました。その後、関連市町の下水道の整備に伴う流入量の増加に応じて順次増設を行ってこられ、令和6年4月1日現在、大津市、草津市をはじめとする9市2町、約75万2,000人が供用しており、1日当たり29万4,500立方メートルの処理能力を有しています。

滋賀県は八潮市の陥没事故を受けて、1月30日から2月6日まで、管路のうち2メートル以上のものについて緊急調査をされました。

「異常流入の有無」「緊急巡視点検では、管路について、埋設された地上部の目視点検（パトロール車から、一部は徒歩で確認）」を過去の記録も比較しながら実施された結果は、「特に異常は発見されませんでした」と県のホームページで報告をされています。

調査結果を聞いて安心した反面、管路の耐用年数が50年と言われる中で、管路工事は昭和48年から始められており、最初の管路は50年が経過していると考えられます。県の耐用年数に対する更新計画、県と町との連携、災害時の対応指針などの状況についてお伺いしたいと思います。

4点目に、日野町ではこれまで、農業集落排水処理場の更新時に合わせて、公共下水道への必要性を要望を含めて議論をされてきました。今回の八潮市の管理事故を目の当たりにして、災害時のリスクを最小限にすることから、琵琶湖流域下水道

への接続について再検討するということは考えられませんか。接続については法律や県への協議が必要だと思いますが、これらを踏まえた町の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。それでは、答弁をさせていただきます。

ただいまは、日野町の下水道と災害対応について、ご質問を頂きました。

まず、1点目の、日野町の上下水道整備状況の概要等につきましては、まず、上下水道は町内に約260キロメートル布設しており、大半が深さ1.2メートルから1.5メートルでございます。口径は30ミリメートルから300ミリメートル、古いもので昭和56年頃のものの一部でございますが、多くが平成7年から平成14年頃の下水道整備時期に布設替えをしており、約30年の経過となります。

公共下水道につきましては、町内に173.6キロメートル布設しており、管径は0.15メートルから1メートル、深さ約0.4メートルから3メートルで、一部のみ8メートルとなっております。昭和61年から平成10年代にかけて整備をしておりますので、古いものであれば40年弱を経過しております。

農業集落排水事業につきましても公共下水道と同時期に整備しておりますが、全体的には小規模となっております。また、その他の構築物等ですが、場所によってN T Tや関西電力のケーブル、ガス管等が埋設されております。

2点目の、日野町内の流域下水道管については、流域の幹線として日野第一幹線と日野北幹線の2幹線がございます。日野第一幹線につきましては、石原地先の県道石原八日市線（鋳物師信号交差点）から町道三十坪石原線を通過し、必佐公民館から国道477号を通過し国道307号（松尾北交差点）を越えてすぐのクリーニング店手前の歩道から町道を南下し、日野中学校プール南側まで布設されております。

日野北幹線は蓮花寺地先の町道西桜谷旧県道線から国道307号諸木大橋を経て安部居地先まで布設されております。管径は0.3メートルから1.35メートル、深さ3メートルから10メートル程度であり、その他の構築物としてはN T Tや関西電力のケーブル等が埋設されております。

3点目の、県の耐用年数に対する更新計画等については、まず、県では下水道維持管理指針に基づき緊急度判定をされており、判定結果を受け、ストックマネジメント計画において計画的な修繕・改築に努められています。町においても緊急度判定をし、早急に対応が必要な箇所については修繕をしており、その他については経過観察中です。

公共下水道につきましては、関係市町から汚水を流し、県の浄化センターで処理されることとなりますので、様々な面において県と町が連携を図る必要がございます。災害時等につきましては、滋賀県地域防災計画や流域下水道におけるB C P（事業継続計画）、日野町地域防災計画に基づき対応していくこととなりますが、住民

生活への影響をより少なく、また、短期間となるよう連携を深めてまいりたいと考えております。

4点目の、農業集落排水の公共下水道への接続についての再検討については、現在、令和27年度を目標に公共下水道へ接続していくこととしております。公共下水道への接続についての本格的な議論については今後進めていくこととなりますので、近年の大規模災害等をはじめ、今回の事故の状況、また、人口減少による事業経営への影響など様々な課題がありますので、関係地域を含め、様々なご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

日野町の上下水道の整備状況がよく分かりました。日野町の道路に上水道管が260キロ、下水道管が173.6キロ布設されており、場所によってはN T Tや関西電力のケーブル、ガス管なども埋設されていると。このことをできるだけ多くの町民の皆さんにも知っていただきたいというふうに思いました。

また、耐用年数については、下水道整備や農村下水道の整備により30年から古いもので40年ということで当面は安心できることとなりますが、上水道管は老朽管が多くあると思うんですけれども、上水道管の現状と今後の布設替え方針について、また、下水道管の一部で深さが8メートルのところがあるということですが、心配ないですか、お伺いしたいと思います。

2点目の部分ですけれども、日野町内で流域下水道が敷かれている場所についてでございます。庁内に敷かれている流域下水道管は日野第一幹線と日野北幹線の2幹線あること、管径は0.3から1.35メートルで深さは最大10メートル、構築物はN T Tや関電のケーブルが埋設されているということですが、これまで大小を問わず陥没はなかったのか。あったならば何件あり、そのときどのような対応をされたのか、お伺いします。

次に、3点目の、琵琶湖流域下水道についての質問ですが、答弁では、県の耐用年数に対する更新計画は下水道整備指針に基づくという答弁でした。それで緊急度の判定をされて、その結果に基づいてストックマネジメント計画により計画的な修繕・改築に努めると答弁されました。

町においても緊急度を判定し、必要に応じて修繕、その他は経過観察をと。県と町の連携、災害時の対応指針については滋賀県地域防災計画や流域下水道におけるB C P、事業継続計画ですか、それと日野町の地域防災計画に基づいて対応する、それで住民への影響を少なく、短期間になるよう連携するとの答弁でした。

県は2月の県議会の答弁で、22年から24年度に7件の陥没事故があったと。陥没の深さは最大70センチ程度であったと。いずれもマンホールと管の接続部の劣化箇

所から地下水とともに土砂が流出した、そのことが原因であるとの新聞報道もありました。また、県が管理する下水道は367キロ、2か月に1度、地上から巡視点検、年に1回、マンホール内からの点検をしていると。カメラによる水道管内の定期調査については10年かけて一巡するよう実施しているとのことでした。また、径2メートル以上の下水道25キロの調査をしているとのことでした。

県と町とは随分状況も違うと思うんですけども、我が日野町におけるこれらの定期調査とその内容についてお伺いしたいと思います。

4点目でございますが、農業集落排水と公共下水道の接続についてでございますが、答弁では27年度を目標に公共下水道へ接続をしていくと。今年度は7年度でするので、20年後を目標にということでございます。今後、関係地域を含めた意見を検討するということでございますので、このことは事業開始時点から該当する集落、これから農村集落排水事業を始めるという段階でこの質問が当時飛んでおりました。そういう中で今日を迎えている中で、処理場の老朽化もございますので、つなぐのがいいのか、今回のこの大陥没を見て、個別で維持していったほうがいいのか、そういった意見も出てくるかと思えます。

これについてはぜひ多くの意見を伺って判断をしていただきたいなというふうに思いますので、これについての答弁は結構でございます。

以上、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） ただいま、川東議員のほうから3点、再質問を頂きました。

まず、上水道管の現状と今後の老朽管の布設替えの方針に関してでございます。

260キロ、町内に上水道管がございますが、このうち40年を経過しております老朽管は、具体的に、町道村井奥師線の北山の茶工場から村井会議所前の間、それから、ブルーメの丘付近から西大路鎌掛線を経由して鎌掛のあおぞら園鎌掛分園付近までの間、湖南サンライズから山本経由で必佐公民館までの間などが線的にはございます。

また、この間、住宅等の造成等もされてきております。そういったことで必佐のほうの東山、西山団地、増田団地、それから村井4区の団地のところ、それから第一工業団地など、トータルで20キロメートル弱ということになっております。

しかしながら、今後、下水道整備などに合わせて布設替えしたものも順次老朽管となってくるということです。このことから、当町におきましてもアセットマネジメント計画を平成28年3月に策定、また、令和元年3月に管路耐震化更新計画を策定しておりますので、これらに基づきまして老朽管の更新および耐震化を進める予定となっております。

また、下水道管でございますが、当町は流域下水道の最上流部となりますので、全体的には管径は小さく、深さも浅く、部分的に河川等を越えるために一部深い箇所があるというような状況でございます。また、町内下水道管の約97パーセントが硫化水素の影響を受けにくい塩ビ管ということになっておりますので、八潮市のような大事故の発生の確率というのは小さく、心配ないものと考えているところでございます。

続きまして、町内における上下水道が原因となる道路陥没に関してでございます。何十年も以前までということでの確認はすぐにできませんが、過去10年間に付きまして確認した状況としましては、陥没はなかったという状況でございます。

3点目の、日野町における下水道の定期的調査と内容に関してでございます。町においては現在に早急に対応すべきものはございませんが、いわゆる不測のおそれの大きな箇所ということでマンホールが47か所挙げられています。下水道法に基づき5年に1度の目視による点検を実施しているところでございます。また、それ以外に重要な幹線につきましては、毎年実施というところまではできないんですけれども、順次テレビカメラによる管路調査などを実施しており、現時点では異常は見られていないという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再々質問をさせていただきます。2点お願いしたいと思います。

今の答弁の中で、上下水道管で40年を超えるところは説明された地域で約20キロあるということ、また、下水道整備で布設替えした管も順次老朽管となっていくと。これらの対策として、アセットマネジメント計画や管路耐震化更新計画に基づき、順次、老朽管の更新、耐震化を進めるとの答弁です。

限りある財源の中で今後起こり得る様々なトラブルに対応していただくとなりますと、計画的に着実に更新していかないとなかなか大変なことだというふうに考えます。

下水道管については流域下水道の最上部となりますので、管径も小さく、河川を渡るところは深くなるんですけれども、全体的には深くなく、八潮市のような大事故は心配ないということを言っていただきましたので、町民の皆さんも少しは安心していただけるのかなというふうに思いますが、引き続き管理のほうはよろしくお願いしたいなと思います。

ただ、1点だけ、アセットマネジメント計画というのはどういう計画なのか、ちょっと片仮名は苦手なので、ここの分についてはどういう内容か、お伺いしたいと思います。

次に、2点目の質問ですけれども、過去10年間で1回も陥没がなかったとの答弁

です。日野町で新聞記事に載るような陥没事故は私たちも聞いたことがないんですけれども、このことは大変ありがたいなというふうに思いますので、引き続きよろしく願い申し上げたい。答弁は結構です。

3点目の答弁を聞いていますと、県の調査と日野町では点検の頻度が随分差があるなというふうに感じました。町は下水道法に基づく5年に1度の目視点検としておられます。ただし、重要な幹線については順次テレビカメラなどによる管路調査も実施しているということで、現時点では異常がないという、ありがたいことなんですけれども、県ではこの3年間で7か所の陥没があり、いずれもその原因はマンホールと管の接続部の劣化箇所から地下水とともに土砂が流出したことが原因とされています。

マンホールの接続部分の劣化が原因ということですので、当町の腐食のおそれのある47か所について、もう少し頻度を上げていただいた点検が必要だというふうに感じるんですけど、法定の検査はクリアしているということなんですけれども、もう少しそういう点検の頻度を上げていただきたいなと思うんですけども、再度伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） ただいま、2点、再々質問を頂きました。

まず、アセットマネジメントでございます。一般的に資産の価値のほうを最大化することを目的に、資産の運用や管理を行う業務、資産管理ということで使われております。水道の関係でございますが、日本の水道につきましては全国的に高度経済成長期に急速に整備されておまして、全国的に老朽化している状況です。水道施設を計画的に更新し、この資産を健全な状態で次世代に引き継いでいく必要がございます。

また、当町の水道ビジョンにございます安全・強靱・持続の3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体化する必要があるということで、そのために、当町におけます40年間の中長期的財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新というのが必要であり、これを組織的に実践していくための資産管理の計画となっております。

よくアセットマネジメントとストックマネジメントと言われます。アセットマネジメントというのは資金面も含めて、財政的な部分も含めてどのように更新していくかと。ストックマネジメントについては資産、いわゆる下水道管とか上水道管、そういったものの更新を考えていくということで、そちらは比較的、財政的な部分というのはあまり見ていないというようなことになっております。

ちょっと抽象的でしたかもしれませんが、以上でございます。

それと、5年に1度の調査で、県と比べて頻度がかなり少ないのではということ

でございます。正直、当町の体制面的な部分とか財政面において、何とか法に定められている回数ということで現在しておりますが、もう少し工夫しながら、皆さんに安心していただけるように今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） アセットマネジメントということで、アセットとストックがあるということで、このアセットマネジメント計画というのは資金面の計画で、順次直していくということで、40年間の財政の中長期的な計画を立てて進めているということですので、ぜひ、限られた財産の中でこれだけの長い管路を更新していくわけですので、お金もかかりますので、きちっと計画的にできるよう、財政的にも安心してできるように、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、マンホールの接続部の劣化ですけれども、硫化水素がマンホールで、その部分で発生しやすいということですが、塩ビ管で近年のは対応しているということなんですけれども、大変危ない、マンホールでの硫化水素における、この間も何人か亡くなられた新聞記事も、テレビでも報道されていたので、できるだけそんなことのないように頻度を上げていただければなというふうに思います。

もう質問できませんので、最後に要望として申し上げたいと思うんですけれども、今回の八潮市の道路陥没事故は大変ショッキングな出来事でした。この国の技術をもってしてもトラックの運転手を救い出すことができなかった。現場で次々と起こる現実を目の当たりにして、我が国の巨大なインフラ整備の在り方が問われているんだということを思いました。

滋賀県でもこのようなことが起こらないとは限りません。当町におきましても今回の八潮市の道路陥没事故を教訓として、町民の皆様への安心感を与えていただきたいということをお願い申し上げて、また、八潮市の一日も早い復旧をご祈念申し上げます。この質問を終わります。

続いて、2つ目の、県下保険料率の統一に向けた日野町国民健康保険税率の改正についての質問に移らせていただきます。

去る2月7日から14日までの4日間、国民健康保険税率改正住民説明会が各地区公民館7か所において、また、林業センターでは夜に1回開催されました。私は、2月13日木曜日午前10時から必佐公民館に参加しました。出席者は4名で、うち議員が3名でした。どちらの会場でも参加できることから、たまたま少ないのだというふうに思っておりましたが、各会場の出席者はかなり少ないとお聞きしました。

私のこの一般質問は、説明会の出席者があまりにも少ないということから、国保の現状と今回の改正案を国保加入者へ分かりやすく説明してほしいと思ったから

であります。

国保は、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料の負担が重いという構造的な課題を抱えるほか、その運営の単位が市町村であり財政運営が不安定であることから、滋賀県においても国保の都道府県単位化について、各市町の保険料の格差、保険給付の公平化、収納率の向上など、各市町の財政や状況の違いを乗り越え、市町担当課長会議や首長会議など、長きにわたり議論がされてきました。また、当日野町議会においても多くの議員が幾度にもわたり質問をされてきました。

平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康法等の一部改正を受け、平成30年度から滋賀県においても市町とともに国保の運営を担い、役割の分担をすることになりました。財政運営については県が責任主体で、市町は国保事業費の納付金を県に納めるとされました。日野町は滋賀県国民健康保険運営方針（第1期、第2期の6年間）において、激変緩和措置という措置により、1人当たりの措置額は県下1位で最も多く配分、交付されてまいりました。

令和5年度の町の条例改正においては、資産割の廃止とともに、統一後初めて税率の改正が行われました。令和6年度からは激変緩和措置が終了となり、県への国保事業費納付金は財政調整基金を取り崩して対応してきたとの説明をされています。今回の改正案は、令和7年度の県から示された国保事業費納付金・標準保険料率に基づき、今後の県下保険料の統一に向け、提案がされているものと思います。

こうした経過を踏まえ、何点か伺います。なお、答弁はできる限り国保の加入者に伝わるようお願い申し上げます。

1つ目に、今回の税率改正に伴う住民説明会における各会場別の出席者数は、日野公民館3名、うち議員が2名、必佐公民館4名、うち議員が3名、鎌掛公民館3名、うち議員が2名、南比都佐公民館が5名、うち議員が1名、夜の林業センターは4名、うち議員が1名、東桜谷、西桜谷、西大路公民館はそれぞれゼロとお聞きしました。この結果と、町民への理解を求める町の姿勢として、どのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

2点目ですが、説明会の資料では県が示した標準保険料率への移行を令和9年度とされ、市町の財政事情により11年度までの2年間の移行期間が認められていますが、日野町は具体的にどのような移行プランを考えておられるのか、お伺いします。

3点目に、県と市町の役割分担において、市町は標準保険料率を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課・徴収とすると決められています。今回の改正については、令和7年度の県の国保事業納付金に伴うものだけなのか、それとも次年度以降を見据えた改正なのか、お伺いしたいと思います。

4点目に、税率を上げず全て財政調整基金で対応した場合は令和8年度で基金が

底をつくとの説明でした。説明資料では令和7年度の財政調整基金の支出見込額は6,570万円としており、基金の残額と合わせて、今後の基金運用と税率改正をどのように考えておられるのか、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 質問の途中ですけども、暫時休憩いたします。ちょっと配信がうまくいっていませんので。

－休憩 10時20分－

－再開 10時32分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは、県下保険税率の統一に向けた国民健康保険税率の改正について、ご質問を頂きました。

1点目については、町では国保財政を健全に運営するため、国保税率の改正を検討してきました。今回の説明会では、国民皆保険を支える重要な基盤である国保の現状と課題、町で検討している国保税率の見直し（案）について説明し、説明内容について質疑を受け、その後に意見交換として、国保制度に加入されている方に理解を深めていただくことを目的として行ったところです。

周知方法といたしましては、これまでの各種計画等の説明会に準じて、広報ひの、各地区公民館報、ホームページへの掲載、「日野め〜る」の発信を行いました。

被保険者の方を含めた住民の皆様のライフスタイルの変化にも対応して、今後の説明会の開催方法等について理解を深めていただけるよう検討していく必要があると感じております。

2点目の、保険料水準の統一に向けた具体的な移行プランについては、加入者の高齢化や医療の高度化・長期化により医療費総額が高いままの状況となっており、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大の影響により被保険者の減少が進んでいますので、1人当たり医療費が増加傾向となっていることが県から示される標準保険料上昇の主な要因となっております。

その中で、町では財政調整基金を活用しつつ、できる限り変動の少ない、なだらかな税率の引上げとしていくため、令和11年度までの移行期間を経て、令和12年度の保険料水準の統一を目指しております。

3点目の、今回の改正が次年度以降を見据えた改正なのかについては、町の現行税率から算出した1人当たり保険税額、令和7年1月現在ですが、11万2,975円になります。県から示された町の1人当たり保険税額は、令和6年度が13万626円、対前年度比11.9パーセントの増となり、令和7年度は13万1,858円、対前年度比0.9パーセントの小幅な増となりましたが、町とは約2万円の差額があり、税率改正を行わず基金の取崩しのみで対応すると基金が底をついてしまうおそれが高くなり

ます。

現行税率では納付金を納めるだけの財源を確保できない見込みとなりましたが、毎年度、保険税率を引上げ改定することの被保険者への負担等の影響を考慮し、令和6年度は保険税率の見直しは行わず、財政調整基金を活用することとしました。

次年度以降を見据え、保険税率の引上げ改定による被保険者の負担とともに、基金残高と活用できる基金額を考慮した税率改正を考えております。

4点目の、基金の残額と今後の基金運用と税率改正の考え方については、説明会資料で示した令和7年度の財政調整基金の支出見込額6,570万円は、1人当たり保険税額について、税率改正を行わず標準保険料と現行税額の差額を全て基金で取り崩した場合をお示ししたものとなっています。実際には他の財源でこの一部分は賄える見込みであります。

令和6年度末時点で財政調整基金は約1億4,873万円を保有する見込みとなっています。将来的に国保税がどのくらい上昇し、財政調整基金をどのくらい残していくかなど、今後の到達点を見据えた中で税率改正を行うことを考えております。

なお、令和12年度以降の財政調整基金については、統一後の町独自の国保保健事業として疾病予防の実施などに活用するため、一定程度は保有していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1問目ですけれども、住民の説明会について。

私は説明会の日程については問題はなかったというふうに思います。ただ、なぜこんなに出席者が少なかったのだろう、周知方法がこれでよかったのかなという疑問を持ちました。要は、国保世帯の皆さんが説明会を知っていて、仕事などで出席がかなわなかったのか、あるいは説明会があることそのものを知らなかったのかということ、どのように感じているのかということをお聞きしたいのであります。

私が知っている限りでは、対象町民への通知は広報ひの1月号と、説明会の終盤の2月13日の午後3時半頃、ちょうど必佐公民館の説明会が終わった午後のことなんですけども、「日野め〜る」でその夜の林業センターと翌14日の鎌掛、南比都佐公民館への案内のメールでした。

国保の被保険者は説明会の資料において令和5年度で3,808人となっています。国保世帯そのものは現在300世帯を割っているということですから、これらの世帯に知らせるためのダイレクトな通知をなぜされなかったのかということ、これを再質問させていただきます。

それから、2つ目の質問と3点目の質問は関連しますので、併せて再質問をさせていただきます。

住民説明会の資料の31ページに、現行の1人当たりの保険税額は先ほど答弁いただいた額と同じく11万2,975円であり、これを今回の改定案では12万4,830円に引き上げる。この差が1万1,855円、要は1人当たりは10.5パーセントの改定、増、アップになるわけです。

町は財政調整基金を活用して、できる限り変動の少ない、なだらかな税率の引上げをしていくため、9年度からプラス2年間の移行期間を活用して12年度の保険料水準の統一を目指すという方針の答弁を頂きました。なだらかな移行を目指すと言いながら、この物価上昇の中、今回の国保税1人当たりの保険税額10.5パーセント税率アップは、これはなだらかな移行なのか、お伺いします。

12年度までにあと6年あるんですけれども、何回税率改正を行い、12年度の統一までにどのようなプロセスで歩いていかれるのか。そもそも今回の改正で1人当たりの保険税率10.5パーセントアップとなったその要因はどのように考えておられるのか。また、この9年度に県は統一されますが、統一されると財政運営は県が担当するということでもありますので、説明会資料、今回、資料としては準備していないんですけれども、資料の17ページに納付金の算定方法について県全体の算出表に記載されている図があるんですけれども、剰余金5億円となっております。これについて、この剰余金5億円は何かということについてお伺いしたいと思います。

それと、4点目の財政調整基金の件なんですけれども、私、7日の質疑でもお伺いしましたが、国保の6年度補正予算および新年度予算と、国保の税率改正住民説明会の35ページの数値との乖離、予算の数値と説明会した数値の乖離があるわけです。これについてなんですけれども、説明会資料では5,743万円、今回議会に上程されています補正額および新年度予算では、説明会の資料との差が約5,000万円、説明会で基金の示した額と今回補正と、そしてから7年度当初予算の7年度末の基金の残額と合わせますと約5,000万円の差があるわけです。この差があるというのは今回の10.5パーセントアップに対してどのような影響があったのか、この辺の関係について、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） 川東議員のほうから再質問を頂きました、まず、国保税に関する説明会に関してのところですが、開催につきましては、先ほど答弁にもありましたとおり、国民皆保険を支える制度の重要な基盤のところのやはり現状と課題、そしてから保険税率の見直しといったところを目的として実施しています。

参加者が大変少なかったことにつきましては、今後もやはり、これから税率改正というのを考えていかなければならないという中で、これはやはり課題の1つとして私ら事務者のほうは捉えています。どのような手法で、あるいは媒体を使って周知していくのが、これが一番効果的なのかということは考えなければならないとい

う時期に来ているというふうには思っています。

やはり被保険者の皆さんに関心を持っていただいて来ていただくというのが大前提になるかと思しますので、これまでのやり方で今回周知のほうをさせてもらったんですけど、そこの中で、被保険者の方のニーズあるいは方向性といったものがどのように探していくことができるのか、そしてまた、被保険者の方々の関心度はどうだったのかということ、この関心度につきましては非常につかむということでは難しいんですけど、町からもやはり、そういった関心度をどうやって高めていくかという手段も考えていく、そういった必要ももう来ているのではないかなというふうには考えています。

今までやってきたやり方というのを踏襲させてもらったんですが、これだけでは人集めというのはやっぱりだんだんと難しくなっているというのは今回も実感したところです。町が行ってきた周知の方法も考えた中で、新たな手法というのを考えていかなければならないのかなというふうには思っているところです。

また、説明会があると分かっている、なかなか今、会場のほうへ来てくださらない方というのは一定おられるというふうにも思っています。そういった方に対して、説明会という、こういった周知もそうなんですが、ほかにこういった周知をしていくのかということも、説明会に参加するだけでなく、これから少し情報提供のことについても考える時期が来ているのかというふうには思っています。

続きまして、2番目、3番目の回答に関してです。

今回の税率改正につきまして、なだらかな移行かということにつきましては、県の標準保険料の額のほうは、前年度としてずっと、5年度、6年度と上がっているということは答弁させてもらったとおりになります。これに対しまして、町のほうでは令和5年度から税率改正を行いまして、国保税を引き上げて、こういった納付金への対応というのをしているんですけど、現状においてもやはり2万円の差額があるといったところです。

物価上昇が大変続いて、皆さんの生活のほうが厳しくなっている中、非常に厳しい提案を今回させてもらったということは、私どものほうも十分承知をさせてもらっています。ただ、令和7年度以降、このまま税率改正を行わず、基金を取り崩すのみでこの納付金への対応をするということは非常に難しいということで判断し、一定、基金の取崩しも行って、上げ幅をできるだけ抑えるようにということを考えながら、この提案をさせてもらっているところです。

次に、12年度までに何回税率改正をするのかといったところ、また、統一までどのようなプロセスとなるのかというところですが、県の見込みでは現状で医療費額は年間約3パーセント程度上昇していくということが見込まれています。町では原則として、医療費、状況等に急激な変化、この医療費等の急激な変化というのは、

例えば今年の1月とか、インフルエンザ等がすごくはやって病院に行く回数が増えた、そういったことのところなんです、そういった急激な変化がない限り2年に1回での改正というのをやってきていますので、そのところを原則として考えているというところでは。

次に、今回の改正で上がる要因というところですが、やはり医療の高度化・長期化、そういったこと、そして、それに基づいて1人当たりの医療費額、これが増加している中で、後期高齢者医療制度への移行、そして被用者保険適用拡大、そういった国の制度の改正等によりまして国保の被保険者数のほうが減少し続けているということが大きな要因の1つに入ってきます。

やはり、国保の医療費額が上がってきていますのは、一番大きな理由としてはそこになりますので、国の制度改正の中で、なかなか現状のほうがよい方向には進んでいないなということは感じながらも、町もやはり努力できるところはやっていくということを考えています。

次に、剰余金についてというところのご質問ですが、この剰余金につきましては、県の国保特別会計によります歳入歳出の決算額の中での差額のことを剰余金として指します。剰余金につきましては、県が納付金に必要な額を推計しまして、町ではこの納付金を納めているといったことはご説明等していただいているとおりです。

県の推計よりも実際にかかった医療費額が少なかった場合などにおいて決算において生じてくる場合とか、逆に県の推計よりも急激な医療変化がありまして納付金額に不足が生じた場合には、この不足した納付金に充てる、そういった形の使われ方がされているものです。

基金につきましては、質疑の際にも答弁をさせてもらっていますが、説明会の資料におきます基金残高につきましては、これは税率改正を行わず、県の標準保険料と町の賦課総額との差額を全て基金で取り崩した場合といったことを説明でもお話しさせてもらったとおりの資料という形になってきます。

実際のところ、ここで税率改正を行わずに基金のみで対応していくということは、もう近いうちにこの基金が底をつくといったこの現状をご説明させてもらうために準備させてもらっているものになってきます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

1番の、参加者の少なかった部分ですけれども、今回の説明がやはり大事なものは、県下保険料の統一化に向けた国保税の税率アップがこれから順次行っていかなければならない、でないと制度が成り立たないということを、国保の加入者への理解をやっぱりしていただかないといけないので、ここの1発目の今年度の説明会とい

うのは非常に大事な位置づけであるというふうに思います。

それから、保険者が県となっていますので、この間ずっと大きな調整がされています。物価高による税率アップということ、これからどうなっていくのか、非常に心配するわけです。それと、令和9年度に県は統一化を図るわけですが、日野町は2年を見据えた、12年度を目指す、こういうことでございますので、こういったやっぱり説明会、ちょっとこれから毎年していけないといけないような状況になっていますので、ここはやっぱり位置づけとして大事にしてほしかったなという思いです。

それから、何でダイレクト通知をしないのかというのは、国保の加入者全てに通知されれば確実に、説明会があつて、そういう状況が分かると。仕事で説明会に参加できなくても、ああ、こういう状況なんだなということは分かるし、もっと聞きに行きたいということも。確実にやはり国保世帯についてはダイレクトで通知すべきだというふうに思います。

来る来ないはまたそれは別として、その結果で今回のような参加者の数字であれば、それはそれで仕方がないことだと思うんですけども、全世帯に通知をしていただく、こういうことで町の国保加入者への説明責任を果たしてほしいということを思いますので、今後はこのことも踏まえてお願いをしたい。答弁は結構です。

それから、2つ目と3つ目を合わせた再質問をさせていただいたんですけども、今回の国民健康保険税率の改正は、住民説明会の資料31ページでは、軽減前の1人当たりの保険料が10.5パーセント引き上げられるということから、被保険者にとってはやはり大変な影響があつて、その要因を再度確認したいなというふうに思いますので、その観点から幾つか質問させていただきます。

まず、住民説明会の8ページで、滋賀県全体の1人当たりの医療費は、令和5年度が前年の4年度に比べて医療費が4.4パーセント増となっています。それに対して、町の4年から5年の対比でいきますと14.7パーセント上がったわけです。医療費は県は4.4パーセントと言っているながら、5年度の町の国保の税額改正が14.7パーセント上がっているという説明がありました。6年度はさらに5年と比べて11.9パーセント上がっている。

こういう大幅増という説明でしたので、まず1つ目として、1人当たりの医療費の伸びを大きく上回っている1人当たりの保険税額の伸び、何か原因が。医療費が上がるから税額が上がるというのは理解できます。医療費以外に何かほかの要因があるのならば教えていただきたい。

それから、それと2つ目ですけども、住民説明会、何遍もページ言いますけれども、確認できないと思うんですけども、住民課長、31ページ、現行の1人当たりの保険税額は、先ほど答弁いただいた11万2,975円、改定が12万4,830円、この差が

1万1,855円で10.5パーセント増になるというお話を先ほど再質問でさせていただいたんですけれども、この改正案は国保の財政調整基金を活用していますね。

活用した数値であって、仮に財政調整基金を活用しなければ、答弁いただいた7年度の1人当たりの保険税額は13万1,885円に改定するわけですが、改定案の12万4,830円を差し引きますと7,000円余り、約5パーセントをさらに上げる必要があると。財政調整基金を使った今回の改定が10.5で、その場合、財政調整基金を使わなければさらに7,000円のアップが必要だったというふうに思うんですけれども。

間違っていたらご指摘下さい。思うんですけれども、12年度の保険料水準統一に向けて、基金を活用しながら、今回のようになだらかにしていくと。財調を使ったことに対して文句言っているわけではないんですけれども、この7,000円に当たる部分については必要に応じて、これから12年度の改正に向けて順次なだらかに調整していくということでもいいのかどうか、お伺いします。

この質問の3点目なんですけれども、先ほど言いました剰余金、県の剰余金5億円については、第3期滋賀県国民健康保険運営方針に、この方針の15ページで、財政安定化基金目標保有額として保険給付費の過去3年平均の5パーセント、40億円以上を8年度末までに目標保有額の目安とすると県は計画でうたっています。

県の基金の積立ては、県として国から交付されるものを積み立てることについてはそれでいいと思うんですけれども、県の前年度の国保の特別会計の決算の剰余金をそこへ積み上げていくと、市町の納付金額が上がって、市町のほうからのそれぞれの保険税率が上がる、上げていかざるを得ないという状況が、この取扱いによって変わってくるように思います。そのことに関して町としてどのように思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、4つ目の、財政調整基金の住民説明会との乖離、2,050万円。住民の方々に基金の推移を説明するにあたって、それでいいのか。この差について今後大きく補正することがあるのかどうか、伺いたい。

また、仮に当初予算の基金の繰入金、これで計算しますと令和7年度の基金の残額は先ほど答弁ありました約1億900万円になるんですけれども、先ほど私が言いました、1人当たりの保険料7,000円の引上げを行わない場合には、単年度で財政調整基金は幾ら必要なのか、そこも1つ教えていただきたいと思います。

さらに、令和12年度以降の財政調整基金については、疾病予防など保健事業などに活用するため一定程度は保有するとの答弁でした。この一定程度は幾らなのか、また、保健事業以外の活用は考えておられるのか。

以上お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） それでは、川東議員のほうから再々質問のほうを頂きました、まず、1人当たりの医療費の関係のところ、医療費が伸びる以外に何かほかにも要因があるのかといったところですが、大きくは先ほどから申していますとおり医療費のところになってきます。こちらのほうは医療機器の発達、あるいは薬剤等の高騰化、あるいは新規の薬剤とかそういったものが様々出てきていますので、そういったところの医療費の伸びというのが一番ですが、ほかにこれまで医療費の増として、この納付金のほうの増の要因として考えてきているものが、1つは後期高齢者への支援金分といったところが入ってきます。

こちらのほうは、後期高齢者医療制度を1割、保険の適用が1割とかそういうふうになっていたと思うんですけど、そちらのほうが現役のほうが支えるといったことで、それぞれの保険制度から後期高齢者医療制度への支援を行っています。こちらのほうにつきましては、6年度、7年度といった形で既にもう後期高齢者のほう、医療制度のほうは1割というところから2割に移行している方も出てきてはいるんですけど、そういったところへの支援金分というのはこれまでから大きく増えてきていましたので、そういったところが入ってくると思います。

また、先ほど議員の質問にもありましてとおり、激変緩和のところを終了した、そういったところも1つ入ってくるかと思っています。

この後期への支援金の制度につきましては、後期高齢者のほうの医療制度が6年度、7年度で今、保険料の設定がされているんですけど、これがまた8年度、9年度で設定がされる、国のほうで設定されるということになります。その後、9年度に一旦この後期高齢者支援金分のほうにつきましても、また制度の見直しをしていくといったことも既に報道とか出ていますので、そういったところをまた見させてもらいながらというふうになると思います。

次に、住民説明会の資料の中で7,000円余り、この5パーセントをさらに引き上げる必要があるのかといったところのご質問なんです、金額につきましては7,000円余りで、それで間違いないかと思っています。これでなだらかにということなんです、町の方針としては、先ほども申しましたとおり、一定やはり基金がありますので、基金を活用しながら、できるだけやはり皆さんの生活といったところを視野に入れながら、一度に引き上げていくといったことは今現在は考えていません。

今回の税率改正の中で、県内の各市町19ありますが、17の市町がこの税率改正をしていくといったところを既に聞かせてもらっています。中には基金がないといったところの市町もあります。そういったところはやはり一気に上げなければならないんですが、日野町のほうにつきましては、そういったところはこれまでの方がいろいろ基金のほうも残していただいていますので、そういったところを見ながらし

ていきたいというふうに思っています。

次に、基金の積立てのほうにつきまして、これを反映しなかったのかといったところですが、こちらのほうは県の標準保険料の仮算定、本算定といった形で、毎年12月頃、そして1月の下旬と2回示されます。その際に、今年につきましても11月の末の時点での仮算定、予想額みたいな形ですけど、そういったところ、そして本算定が出て、それが小幅な上昇であったといったところから、各市町の中でも意見が様々だったんですけど、これを使って、一定やはり市町のほうで税率改正、税率アップとなるようなことを抑えられないかといったことの議論はさせてもらっています。毎年させてもらっています。

その中で、今、県のほうにつきましては、先ほど目標の云々もありましたけれど、今、基金のほうが全くほとんどないような状態となっています。これはもう令和4年度のときに少し県の見込み誤りもあったんですけど、そういったところで基金を20億近く取り崩したといったことがございましたので、その影響のせいでまだなかなか、5年度、6年度、県のほうも基金を積み立てようとしているんですけど、なかなかそこまで元に戻っていないという中で、今回も充てるのかといった議論をさせてもらっています。

今回につきましては県のほうから、この保険税額を下げるといったところについては基金を使わないと。ただし、この1年間、これから令和7年の医療が始まるんですけど、この中で急激な医療費の変化があった場合は、ここに旧の剰余金のほうを入れて、もう1回、市町のほうが途中で困らないようにといったところを考えたというところで議論をさせてもらったというところになります。

その次に、基金のほうの資料の関係なんですけれど、まず、説明会の資料として出したものを今後大きく補正することがあるのですかということですが、大きく補正は、ちょっと医療費の状況を見ないと何とも分からないんですが、例えば、この3月に入ってからですけど、国のほうで高額医療費のほうの関係が既にもう見送りといった形になっています。

今のこの当初予算のほうにつきましては、高額医療がこの7年度以降適用されるとして既に予算を組ませてもらっています。それが全く適用されない、ただ、医療制度はこれから改革を考えていくというふうになっていますので、この高額医療の制度改正をしないことによってどれぐらいの影響があるかというのはまだこちらもつかめてはいないんですけども、この中から少なくともやはり補正が出てくるのではないかなというふうに考えています。

ですので、この財政調整基金、幾ら必要かといったところとか、そういったところに、ちょっとなかなか数値で言いますとここが難しくなってきますので、大変申し訳ないんですけど、確定した数値というのはちょっと分からないといったところ

になってきます。

そして、最後の、疾病予防など保健事業などに活用するといったことですが、一定程度保有するということですが、財政調整基金につきましては統一後も町のほうに残ってきます。そして、その調整基金のほうにつきましては保健事業等に使いたいというふうに今考えているんですが、まず、最優先はやはり税率改正を何とかするといったところに思っています。

保健事業、この町でするのはやはりいろんな健診とか、そういった中で町独自でできるものというのが出てくると思います。その際に全く1つもお金がないといったところだと、これはもう、何もできないというのが一番なんですけれど、それはやはりほかの市町と比べても一定何とかしなければならないという思いは持っていますので、幾ら程度ということですが、事務方としてはやはり3,000万から5,000万近くは残したいという中で税率改正をこれからも考えていきたいと。

保健事業以外への活用ですが、これはもう基本的には保健事業しか思っていない。あとは事務費しかありませんので、事務費のほうにこれを充てるとか、あるいは人件費に充てるとか、そういったことは考えていませんので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） いろいろ苦勞されている答弁を頂きました。もう再質問できませんので、最後に要望としてお願いを申し上げたいと思います。

今回の改正は、急激な保険料の引上げを行わない、段階的に県の標準保険料に合わせるという町の具体的な方針の、具体的なプロセスをどうされるのかという、そういう確認の質問をさせていただきました。

答弁の中でいろいろ随所に感じましたことは、1つは、医療の高度化により1人当たりの医療費が増加していることに対して、それを支える人数が減ってきている。医療費は上がってきたけれども、それを支える人が減ってきている。これ保険制度で一番大変な状況の現象だというふうに思います。

もう1つは、これだけ保険料を上げてはまだ追いつかない、こういう現状が今あるという、何とも言えない状況なんですけれども、これだけ運営が厳しいという状況を感じました。

やはりこういう状況を多くの町民の皆さんに知っていただくということも町の大事な仕事だと思いますので、そういうことも含めて考えてほしいなというふうに感じました。

それから、県による剰余金の運用。県と市町の課長が一生懸命戦い合わせて議論されているという話も今聞かせていただいたんですけれども、国の制度改正、今の高額療養費の国会での議論も踏まえて予算も組んでいた、いろんなことが今後補正

をされていくという答弁だったんですけれども、国の制度改正と、また、県ももう基金が底をついているということですのでけれども、やはり県としても県なりの一定の負担を頂くような、そういった取組も大事なんじゃないかなというふうにすごく感じました。そういったことをやはり各市町と連携して、県や国に大いに進めていくという、そういう立場で頑張っていたいただきたいというふうに感じました。

あと県下保険料の統一まで6年です。知恵を絞っていただいて、また、基金を活用しながら、なだらかな移行に向けて再度努力を続けていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） 13番、西澤です。私は農業問題で、また2点、ひとつお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目でございます。農業委員さんとの懇談会を終えてということでございまして、1月29日、農業委員さんと議員と懇談会が防災センターで行われました。基幹産業として日野町の農業を守り、発展させるために必要なことは何かや、また、これからの地域農業についてという大変大きな議題で話し合われました。それぞれ地域計画や後継者対策などのことが、様々な意見が飛び交いました。

当地区では、鎌掛地区では令和6年11月より地域計画を策定し、今日では畦畔ブロックの除去や農地の集積に関係団体の委員さんが努力してしていただいております。

懇談会の当日、農業委員さんの発言で、昨年の米価は今後も農業を続ける値のある価格である。しかし、ここ近年、農業用資材価格の上昇、また、昨年末より燃料の高騰があり、米価は高値であるものの、農業所得の増加にはなかなか結びつかない。何かよい対策がないかと。我々に聞かれましても、議員では返答ができませんでした。

2月の第1回臨時会の補正予算で地域経済緊急支援事業で、エネルギー等物価高騰による影響を踏まえ、町内の中小・零細をはじめとする事業者に支援金の給付に必要とする経費3,000万円が予算措置されました。この支援金の対象は中小企業や商工業者となっておりますが、農業者にも法人はありますが、家族経営農家など様々でございまして。兼業農家にも同じような支援はできないものか、まず1点お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 13番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、兼業農家等に対する地域経済緊急支援事業について、ご質問を頂きました。

農業者に向けた物価高騰対策についてはこれまで、兼業農家も対象に、燃油高騰対策をはじめ、肥料や農薬、農業組合への支援等を実施してきたところです。しか

しながら、最近では燃料代が再び高騰している状況であり、引き続き国際情勢の不安定さなどから物価や資材等の高止まりが懸念され、農業者の皆様にとりましても厳しい状況が続くと認識しているところです。

地域経済緊急支援事業では、町内の中小企業者をはじめ、個人事業者については事業所得が総所得の過半数を超える方を対象に準備を進めているところです。

今後の農業者支援につきましては、引き続き状況の注視と情報収集に努め、財源の確保および有効な支援策について検討してまいりたいと考えます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、町長よりよいお答えを頂きました。百姓にも、農業者にも新しいまた風が吹くのではないかなと、このように思っておりますが、昨年明けよりJAから春耕作の資材の申込みがございました。これ肥料を含め、種もみまでもが価格の高騰となっております。種子、種もみではこれ更新をすればお米の買取りは農協さん、JAにたたかれるというか安くなるのでもございます。

それに加え、除草剤、年末より、先ほども答弁がありましたように、ガソリン代、軽油、様々なものが、もうあらゆるものが高騰しております。去年はもう米の値段がよかったので、上がってもなかなかこれ喜べないような次第でもございます。

以前にご答弁にもありましたように、燃料の高騰時に大規模農家や法人、また、家族農家にもそれぞれ一律に10アール当たり8,000円ですか、8,000または6,000円の、もみを乾燥する灯油代として給付されました。これによって本当に百姓はそのときは潤いました。事務はこれ農林課の職員さんで農協でまとめてしていただきました。

このような同じようなことがまた今年度も新しい予算を組んでいただいて、してもらえば非常にありがたいなと、このように思いますが、お考えがあれば教えてくださいなと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、西澤議員のほうから再質問を頂きました。過去にも実施させていただきました農業者支援の内容につきまして、好評であったということで、再び同じようなことはできないかとかというようなご提案だったかなというふうに思います。

近頃の農業物価指数のほうも見ておきますと、やはり令和2年をベースにいたしまして、令和7年2月時点で農業生産資材については122.3ポイントということで、前年同月比1.5ポイントの増加というふうになっております。特に動力光熱費が136.1ということで、前年に比べて5.8ということで、やはり大きくここは負担感が増しているのだなというふうにも思っております。また、農機具についても同様に

上がってきているというようなことでございます。

同様の施策をそのまま同じようにできるかにつきましては、当時、国や県等の支援もあったわけでございますので、財政的な支援を今後どのような形で財源を確保するかということがございますので、その辺りについてしっかりと国や県にも要望させていただきながら、そういったところの手だてをしつつ、そしてまた、町といえども、農業者の方にできるだけ多くの方に行き渡るような施策がどのようなことができるかということで、近隣の市町の情報なんかも聞きながら、町独自でも何がしかの支援ができればということで今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） なかなか経費もそれぞれ大変だとは思いますが、ひとつ農業者の実情も分かっていたいただけたらありがたいなと思います。

商売屋さん、それぞれ商工業者の方々には毎年、物価高騰対策に対しまして、消費者と、買手よし売手よしということで、それぞれ商品券などいろいろ手当てをしていただいております。ぜひとも農家のほうにもひとつよろしくお願いしたいと思いますが、再度あれば、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 再度ご質問を頂きました。

今たちまち具体的な施策の提案をできるものではないんですが、差し当たりましては、今度行われます、いわゆる地域経済緊急支援事業で、兼業農家の方であってもいわゆる事業所得が過半を超えている場合につきましては、まずはこの町のほうの施策に乗っていただくことは可能でございますので、農業を営んでおられる方につきましても、この事業でまず使っていただける方についてはしっかりと支援を受けていただくということが大切なのではないかなというふうに思っております。

町といえども、担当課だけでなく農林課もその辺りについて情報収集しながら、必要な方にもアナウンスできるように努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。また、それ以外の施策については引き続き研究してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2問目をお願いいたします。これも関連性がありますので、ひとつ、同じようなことをお聞きしますこともありますが、よろしくお願いします。消費者米価の高騰と備蓄米ということで、ひとつよろしくお願いいたします。

日本人の主食である米の価格の異常な高騰に、生産者側としてもかなり困惑して

おります。昨年の夏以降、米不足に伴って価格は上昇、一時は米が店頭から消えることもありましたが。秋の収穫後、新米が出回っても価格は下がらず、高騰が続いております。

農家の方々は自家消費米と少しの縁故米を残して、全てをJAへ出荷しました。生産原価と労働対価から算出されたものが生産者売渡し価格だと思っております。消費者買入価格は生産者売渡しの価格の倍以上で消費者に販売されているような状態でもございます。この状況を政府もようやく2月13日、政府備蓄米を放出という判断をされました。本日、政府によって入札会が行われようとしています。

昭和17年、食糧管理法（食管法）が制定されて以来、約半世紀、平成7年11月1日に食管法が廃止され、主要食糧の需給および価格の安定に関する法律、いわゆる食糧法が施行されました。平成16年4月より米政策改革をより本格化するために改正食糧法が制定されたところでもございます。

令和7年産米についてはまだこれ価格は未定ですが、備蓄米が出回り、輸入米が増えれば、おのずと生産者にとっても影響はあるものと思われます。米作農家は安定した経営を望んでおりますが、町としての支援がないものか、これも支援策でございそうですが、ひとつよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 消費者米価の高騰と備蓄米について、ご質問を頂きました。

昨年の夏より米の需給が非常に不安定な状況となっており、市場に十分な米が出回っていないことから、政府は備蓄米の放出に向けた準備を進めているとの情報がございます。

その一方で、政府が備蓄米を放出することで生産者米価が下がるのではないかという懸念もございます。安定した米価が維持されるよう、近畿農政局をはじめとした関係機関と連携を密にし、米をめぐる動向に注視するとともに、町内の農業者が安定した営農継続ができますよう、必要な支援策について研究をしております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 本日に農業者でも今のお米の価格、小売価格というのは大変びっくりしているような価格でございます。この2月末で店頭価格を見ておまして、また我々も、生産者も関係ありますので、店頭価格、また、新聞やテレビで報道されていますと、5キロで白米のお米が袋へ入っているのが3,800円から3,900円ぐらいになっております。生産者は去年度はお米は高くなったと言っても、大体30キロ価格にしますと7,000円から8,000円ぐらいの価格になっております。30キロで8,000円、5キロでも片や4,000円ということで、もう倍以上の価格で小売で売られている。

お米を白く踏むのにも3キロほど小糠は出るわけなんですけど、大変、中間価格で

大きく手数料とかいろいろ経費がかかっている。もうちょっとこれが簡単になれば消費者の方にも利はあるのかなと、このように思うわけですが、なかなか小さな百姓、この町単位で考えていてもなかなかそんなことはできませんので、ひとつ消費者にもよし生産者にもよしというような近江商人の意気のあるところで、このような価格が取れたらいいのになと、私はこう思っております。

ぜひともひとつ、そこら辺の指導、それぞれ小売店さんなり、また、農協さんなり、農林課の方、また、町長なりが先頭に立って、やはり三方よしの形で、日野町は三方よしというのが一番心にしみるところでございますので、そこら辺のお考えを、町長にありましたら、町長さん、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 本当にこの1年、2年、大きく米価の状況が変わってまいりまして、消費者としても大変、一方、農業者にとっては今までの価格が低過ぎたということでございまして、ようやくまともな水準に戻りつつあるのかもしれないという状況だと思っております。

ですが、その上がり下がりが激しいというのは双方にとってよいことではないと思ひますので。農政は国の政策が基本でございまして。ですが、県とか町も重要な基幹産業の1つでございまして、しっかり皆さんと意見交換をしながら、どういったことができるのかということは研究をしてまいりたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 農業を守っていく、基幹産業である日野町の農業を守っていくためにも、ぜひともまた行政のほうでも指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 次に、2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、午前中最後というふうになりますが、私から一般質問のほうを通告に基づきましてさせていただきたいと思ひます。まず、1つは分割方式で1つ、それから、2項目めは一問一答で1つということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

まずは参考資料ですけれども、今日使わせていただく資料を少し説明したいと思ひます。まずは、もう毎回、第6次日野町総合計画はここから抜粋してお聞きしたいというふうに思ひます。それから、総務省が出されています資料のほうも参考資料で、この1項目め、つけさせていただいております。こちらのほうの「コロナ禍で見えてきたネットの使い方についてあらためて見直してみよう」というふうなものを1項目めは参考資料で使わせてさせていただきたいと思ひますので、お願ひします。

それでは、オンラインとデジタルとSNSと人間ということでお聞きしたいと思ひます。

第6次総合計画、柱4、「住みたくなる都市基盤づくり」、それから柱5、「みん

なではぐくむ地域づくり」関連についてお聞きします。

この社会と人づくり。複雑な社会情勢と予測できない事柄の連続、すさまじい物量で情報が飛び交い、あふれる世の中を冷静に見詰めると、大きな不安感にさいなまれます。

オンライン。当時私は小学生でした。その1990年代にインターネットが世界規模で急速に普及し、あれから30年、今ではスマホがあれば世界中の誰とでもつながることができ、ネット上には膨大な量の情報が蓄積されています。国内だけでなく海外の情報もネットのおかげで簡単に入手できる時代となりました。

日本を含む先進国のインターネットの普及率は90パーセント以上。このようなインターネットの普及による社会の変化の中に、情報化があります。言葉を聞いたことがある方が多いとは思いますが、意味まで説明できる方は私も含めて意外と少ないような気がします。要約すると、情報が資源と同等の価値を有し、情報を中心として機能する社会へと変化していくことを表し、情報を通じた経済活動や日常生活が可能な社会になっていくことです。

情報が物質やエネルギーと並んで、あるいはそれ以上に大きな価値を持つようになった情報化社会では、情報の伝達・処理の重要性が飛躍的に増大し、これを中心として、多方面にわたる経済的、社会的変革が推進されました。

デジタル。離れたものをつなげる技術が進化し、新たな価値を生み出していく流れがデジタル化と呼ばれています。インターネットやクラウド、AIといった技術は様々な文脈で新しい価値を生み出しています。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によって、特定のプラットフォーム上でユーザーが交流することで生まれるつながりは、コロナ禍以降、より加速度を増しています。

このように社会は急激に変化を遂げ、便利な世の中になりました。しかしながら、本当に私たちは豊かさを取り戻しているのでしょうか。子どもも大人も人として成長できているのでしょうか。私はこの状況に非常に危機感を持っています。

デジタル認知症、比較文化とSNS、生成AIと人間など、いま一度その必要性と危険性を理解し、利用価値について向き合うべき時代ということを踏まえて。

1つ目、この30年間の急激な情報化社会をどのように捉えているか。

2つ目、当町住民生活におけるそれぞれの恩恵、効果と失ってきた部分をどのように認識しているか。住民生活、ライフライン、教育、企業、行政運営、人的資源を含む分野です。

3つ目、持続可能なまちづくりにおけるこれからの着目点は。お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいま、デジタルとどう向き合うかについて、ご質問を頂きました。

1点目の、情報化社会をどう捉えているかについては、この30年間にコンピュータやインターネットは情報の流通手段として、あらゆる人の生活や活動に欠かせない存在となってきました。しかしながら、世界規模でつながるインターネットは様々な目的を持った人が利用しており、情報を得やすいことや多様なサービスを利用できる一方で、様々なトラブルが生じていると認識しております。

町としましても、利便性と危険性の両面を認識し、行政サービスや業務で利用することが重要であると考えております。

次に、当町における、まず恩恵などについては、どの分野においても地理的、時間的な制約に関係なく電子サービスの提供や情報発信が行えるとともに、利用者にとっては、日常生活の中で自宅などから情報を入手したり電子サービスを利用できることにあります。

具体的には、住民生活や行政においては、マイナポータルを通じて行政手続きができたり、ライフラインでは遠隔地にある農業集落排水処理施設の異常警報が役場へ通報されたり、教育ではリアルタイムに情報を入手し共有や双方向のやり取りをすることで、子どもたちの学びが広がったり深まっています。また、企業においては、グローバル化する企業活動の中で、世界中の顧客とつながることができていると考えています。

このように利便性が増す一方で、デジタルにより事務処理の自動化が進むことにより、これまでのアナログ処理で培われてきたノウハウの継承が難しくなったり、情報格差やSNSなどを介しての誤解やトラブルなどが懸念されています。

次に、これからの着目点については、今後もデジタル技術の革新は続くことは明らかであり、変化に柔軟に対応していくことが重要と考えています。このことから、デジタル技術の活用にあっては、新たなリスクを踏まえつつ、より身近なものとして、住民の暮らしに利便性の向上や住民のコミュニティを促進するツールとして活用し、住民の皆さんの豊かな生活につなげていくことにあると考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁を頂きました。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。項目ごとにさせていただきます。

まず、1つ目。この情報化社会ということで、一定、時代に即していくということとは必要なことかなと思います。今も議会のほうにタブレットのほうを導入いただいたということで、できる限り活用していきたいということで思っております。

その一方で、皆さんもご存じだと思いますけども、オーストラリアの議会が昨年末に16歳未満のSNS利用を禁止する世界初の法案を可決されました。対象がX、旧のツイッターやTikTok、子どもが接続できないようにする対応を怠った企業には罰則が科せられます。親の同意にかかわらず、子どものSNS利用が禁止さ

れるのは国家レベルでは初となるということで、今年の12月頃から施行される予定というふうな形になっています。

一部、インスタグラム、フェイスブックなども対象となっておりますが、ユーチューブ、それからメッセージアプリ、オンラインゲームなどの一部のサービスは規制対象から外れているというふうなことで、運営企業には最大で約50億円の罰金が科せられるということで、子ども、保護者の方が罰せられることはないというふうなところで書いております。これ世界的な話になっているんですけども、非常に大事な議論かなと思っております。

まず、この点についてどのように取られているかということと、あとまた、国自体ではこの議論というのはいろいろされていると思いますが、町単独でこういった条例、こういった種の条例を制定できる可能性はあるのかなのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、2項目め。いろいろ恩恵のほうをお答えいただきました。非常に便利になって、困っておられる方も助けられるような時代になったかなと思うんですけども、特に教育の分野で少し今日は重点的に聞きたいと思っておりますが、これも有名な話で、IT企業のトップの方、例えばスティーブ・ジョブズ氏の10代の子どもさんはiPadを使ってよい時間を厳しく制限されていたと。皆の先を行って危険性を開発者が知っていたと。開発だけでなく、私たちに与える影響についてももう先に察知されていたということです。加えて、ビルゲイツ氏は子どもが14歳になるまでスマホは持たせなかったというふうなお話をされていると。これは一般的に認識されている話かなと思います。

そういったことも踏まえて、答弁内の教育の分野で、今、学校内で、GIGAスクール構想等も始まって数年がたちますけども、学校内でオンラインやデジタルの分野で問題と認識している部分はどの点がありますか。

それから、また、学校をはじめとした行政、先生方はどの部分までそういったことに関われるのか、どういう認識をされているのかをお答えいただきたいと思います。

それから、3つ目の項目です。持続可能なまちづくりにおけるこれからの着目点とはということでお答えを頂きました。これからも時代に即して柔軟に対応していくことが重要であると考えますということになっております。これから重要なデジタル技術の活用というものがあるんですけども、町全体として気をつけていかなければならない部分というのが、少し先ほどの答弁からは見受けられませんでしたので、お答えを頂きたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうから、1点目と3点目について答弁をさせて

いただきたいと思います。

まず、1点目の、オーストラリアの取組を例に挙げてご質問いただいたところで。国においても、今、議員、配付いただいた資料のとおり、ようやくこの危険性が分かってきたのかなというところで、ご質問の中にもあったデジタル認知症とかそういった身体的な影響というのものもあるかと思しますので、国の調査を今後も注視していきたいというふうには思っております。

条例の件でございますが、たちまち制定するということには考えていないところでございますが、大切な視点かなというふうには考えているところでございます。

3点目でございます。3点目の気をつけなければいけないというところでございますが、2点目のところにも少し関連するのかなというふうに思っております。デジタルを使ったコミュニティが悪いというわけではないというふうに私は思っているところでございまして、やはりアナログの時代を経験した人間が、今の便利な世の中になって、片や小さいときからデジタルのコミュニティの中で育った子どもたちと、その環境の違いがどう影響してくるかということが注意しないといけないのかなというところで思っています。

そういった中で、やはりデジタルじゃなくてアナログでいろんなことをしていく場合、人との付き合いというのは、やはり人との距離感というか温度感とか、そういったいろんな間合いとか、そういう、あうんの呼吸じゃないですが、そういうようなのを学ぶ機会になって、やはり社会に出たときに人と付き合っていく中で、そういったものが生かされていくとか、そういったものを培っていくのが、デジタルをうまく活用しながら、どう今後そういう社会になっていくのかなというのが大切な視点かなというふうに私は考えているところです。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） ただいま、福永議員のほうから2点質問を頂きました。

まず、デジタル機器であつたりオンラインを通すことについての課題、問題点につきましては、まず1つ目は、児童生徒にとっては大変便利な機器であり、学びを深める点でよい点ではあるんですけども、課題としましては、やはりすぐに情報が伝達してしまいます。そういうふうなことであつたり、他者とグループで、LINE等を通して集団で情報が伝わってしまうというような危険性がございます。

そうした中で、やはり家庭で持たせていただいているSNS、スマホ等を介してのトラブルというのが起きていまして、例えば写真をアップするなど、それを仲間で共有するといったトラブルが起きているというようなこともあります。また、LINE等で受け取り方の捉えの違い、誤解、大変短い言葉でやり取りする中で誤解が生まれたり十分な気持ちが伝わらないというふうなことが起きています。

また、教職員にとりまして、大変こういった情報化が進んでいく中で、教員自身がそれを適切に指導していく力も、知識も蓄えていく必要があると思いますので、教員の研修も必要になってきています。

2点目の、行政や学校はどの部分まで関われるのかというふうな点につきましては、1つは、スマホ等の使い方につきましては、やはりルールをつくっていくというふうな辺りで、PTAや関係機関と連携しながら適切な使い方について協議していくことが、そういうような部分があるかなというふうに思いますし、1人1台タブレットで、学校では子どもたちにIDやパスワードを発行して渡しています。その中で大変重要なものであるというふうなことを子どもたちにも話していますが、正しい使い方をしっかりと広めていく、指導していくこと、このことが学校側としては非常に重要な部分、関われる点では大事なものであるのではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。デジタルが進んだりオンラインがつながっているからといって、それが全て悪いというのは私も思っておりません。

①のところは、課長もご答弁いただきましたように、今すぐに町単独でそういった条例みたいなものを設定するというのはちょっと非常に難しいというふうなところはありますけども、これは国レベルの、オーストラリアの議論は国レベルの話になっています。

ただ、国がいい悪いということではなくて、先に気づいたやっぱり自治体があるんな手を打っていく、先に気づいた団体とか先に気づいた親が先に行動を取っていくということが非常に大事なと思うんですが、なかなか社会の中で生きてると、それにあらがって生きていくというのは非常に難しい部分でも、私自身も親として非常に今ちょっとどうしたものかなというふうに思っております。

なので、子どもたちとか、町単独でこういった条例をなかなか今の時点では制定をできないんですけども、そういった可能性も先進事例としてはやはり必要かなというふうに思っています。

日本は世界の中で必ずしも進んでいるというふうには私は思っていないので、まねるべきところはそういった世界でもまねができるのかなと思いますので、一個検討をしていただきたいというのは、これ要望として思っております。

それから、2番目の教育の分野で参事のほうからご答弁いただきました。

なかなか学校がこういった領域に、家庭の領域に入っていくというのは難しいんですけども、やはりそういったSNSとかオンライン上でのトラブルというのは私自身も聞いておりますし、非常にその後の処理が、対応が難しいというふうなものは、これはかなり教員の方も手を取られる要因になっているのではないかなと思います。

ます。なので余計に、町としてそういった規制というか姿勢を教員の方にも武器として持っていただけると、保護者の方の理解もより早く進むのではないのかなというふうに思っています。

令和3年ですか、GIGAスクール構想が入ったときにこの議会でも議論が行われてきたというのを一定調べさせていただきました。視覚的に支援が必要な方とか、子どもさんで、それ以外のなかなかそういったところで対面で難しい方は間接的にオンラインを使ったりというところで、特にコロナがあったんですけども、今現在、これもう1つだけお聞きしたいんですが、そういった方限定に、突出してそういったデジタルの分野が生きている要素というのは。

今みんな配布されて全体的に使っているというのは分かるんですけども、そういった方に対してというふうな内容が以前はありましたので、支援が必要とか視覚的に何か見て判断をするような場合が必要、特に特別支援の学級とかでこういったオンラインとかデジタルというのはどういうふうに活用されているのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） ただいまは福永議員のほうから、対面で難しいケースについて再質問を頂きました。

学校のほうでは1人1台タブレットを導入して、通常学級でも活用しておりますし、特別支援学級でもこちらのほうは活用しています。やはり教材をしっかりと分かりやすく提示することができるので、全体指導の場では黒板のところに映してというふうなこともありますし、ルビを表示させるとか、あるいは必要な部分を拡大して、そしてそこに書き込んで、今説明している箇所をしっかりと示しながら、支援学級の子にも比較的に分かりやすいような授業という形でしています。

また、その子に合わせて、児童生徒のタブレットに同じような機能もありますので、そういうふうなところでも個別に対応するのにも使っています。

また、支援学級だけではなくて、学校に、なかなか教室に入れない子が別室、校内特別教育支援センターに通っている子もいますので、そういったクラスに入っている子と教室の授業をつないで、教室の授業の様子を映したりとかいう形での活用もしてきています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） もう再質問はございませんので、少し私の思いと要望を述べさせていただきますと思います。

一番危惧しているのは、やはり私子どもたちに対してです。自分の子どもも含めて。もう保育園児が朝からスマートフォンに触れる時代になりまして、これはもうご家族によってそれぞれ制限されているところもあるんですけども、一般の家庭

ではそういった現状も多々見受けられるのではないかなと思います。

これ親としてというか、どういうふうにすればいいのかなというふうなところで、学校の運営協議会等でも、子どもたちの協調性とかいろんなところを今伸ばしていただいているんですけども、デジタルに関してというのやはり対策というのは今も立っていないと思っています。どれだけ技術革新が続いても、人間のやっぱり大切な普遍的なものというところを町長も強く言われています。普遍性とかそういったものはしっかり、特に子どもたちには感じていただきたいと思います。

結局、一部の方だけがその危険性に気づき、行動をしているというのが世の中の流れだと思います。大衆、私も含めて気づかずに、その波に飲み込まれていっているという現状があるので、行政の役割に関しては、住民福祉の向上と安心・安全の確保が第一であると思っています。国・県とともに歩む部分もあると思うんですが、独自の日野町的感覚で立案していく必要もあるかなと思います。

子どもたちの生きていく環境が本当にほんまにこれでよいのかというのを、70周年を迎えた日野町ですので、もう一度ちょっと皆さんと考え、私自身も肝に銘じ、これからの時代と向き合っていきたいと思っております。1つ目の質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、2つ目、一問一答で質問をさせていただきます。参考になる資料を少し説明させていただきます。

まず、令和6年度の石川県の珠洲市立宝立小中学校長をされていた、私も先輩です、日本青年団協議会の副会長をされた時兼さんという方が資料を作られたものを少し私が改編をして、つけさせていただいております。それが1つ。

それから、全部持ってきたんですけども、日本青年団協議会が東日本大震災のときから14年間、地域の青年の生き方と関わっている方の生活という形で計6号にわたって編集してきた、北海道大学の辻先生に監修いただいたものがあります。こういった言葉も示しながら、少し質問していきたいと思います。

それでは、2つ目、震災からの学びと近助の大切さ、改めて考えるまちづくり。

第6次の総合計画、柱1、「未来を担うひとづくり」、柱の4、「住みたくなる都市基盤づくり」、それから、柱5、「みんなではぐくむ地域づくり」についてお聞きます。

一住民として、本当に自分自身は危機感を持って暮らせているだろうか。日々の慌ただしい生活の中で感じた素朴な疑問です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震、国内での豪雨災害をはじめ、私たちはその事柄から多くのことを学び、自分たちの生活を見詰め直し、備えを行ってきました。

先日、熊本県球磨郡を訪問し、豪雨災害からの復興と青年団や消防団をはじめと

した地域活動の在り方を改めて学ばせていただきました。そして、令和6年能登半島地震について、当時、石川県珠洲市の珠洲市立宝立小中学校長をされていた時兼秀充さん、元日本青年団協議会副会長とご一緒させていただき、能登における震災と復興の歩み、青年団活動の経験を踏まえてというテーマの下、現場で体験された生の声をお聞きし、地域の教育力を高めることの重要性を学びました。

明日で発災から14年を迎える東日本大震災、震災と地域青年の記録「生きる」を発行した日本青年団協議会では、この14年間の青年、若者の暮らしを計6号にわたり丁寧につづってきました。

自助・共助・公助に基づき、防災・減災への意識は高まっていると感じる一方、自治会や地区単位での「近助」の重要性を1人でも多くの住民に意識していただけるかどうか、震災からの学びの場をどう創造していくかがこれからのまちづくりの大きな分岐点となります。当町については、日野町地域防災計画に基づき準備が行われていますが、有事の際は初期対応の迅速さや情報伝達、人材不足、人手不足と復興まちづくりの課題など公助の限界は感じています。

大前提として、町民および事業者等は「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食糧の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、町および各機関が実施する防災活動に協力することが求められています。その意識の醸成、正常性バイアスへの対応など、行政からの発信は具体性を持ってアプローチをしていかなければなりません。

損失を減らす防災から価値向上型の防災を意識し、日常から人間関係、近所関係を良好にし、誰ひとり取り残さない魅力ある地域社会、地域の共生社会をつくる。現在、当町が取り組んでいる自治会の再編には、大きな可能性を感じるとともに、難しさも感じます。行政としても、「自治会は地域の住民の方が安心・安全で豊かに暮らすために維持されていくことが必要であると考えており、このような状況の下、地域の在り方について皆さんで話し合い、住民の命と暮らしを守るために必要なことは何か、大切にしたいものや誇りにしたいものは何かを考え、その中で無理なく維持できるよう、行動につなげていくことが必要と考えております」と認識を示されております。

上記の内容を踏まえた上で、自治会をはじめとした地域コミュニティはなぜ必要なのかという問いに対して、「震災からの学び・近助の重要性」をより訴えていくことができれば、マインドセットを変える1つのきっかけになると考え、これからの議論を深めていければと思っています。

それでは、1つ目です。公助の部分において、大規模災害時を想定した現在の当町の防災力は十分なレベルに達しているか、また、そのレベルを測る指標はどのようなものがあるか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 当町の防災力レベルにつきましては、備蓄品の購入や防災訓練の実施、災害時応援協定の締結などにより災害に備えておりますが、今後これらの取組をさらに強化し、充実させる必要があるかなと考えております。

また、公助のレベルを測る指標につきましては、リスクや被害想定 of 把握、職員や情報伝達体制の整備、備蓄品や資機材の確保、職員訓練の実施、評価見直し等が考えられます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） 先ほどの谷口議員のご質問も少し重なるところがあるので、少し観点を変えてお聞きしていきたいと思います。

まず、今後、強化もしなければならぬということでお答えを頂きました。まず、この強化しなければならない部分で緊急性が高い項目はどのようなものがあるかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 今後強化しなければならない部分で緊急性が高い項目についてでございます。

緊急に最も強化しなければならない項目につきましては、災害時に他市町からの支援を受ける災害時受援計画の策定と充実であると考えております。この受援計画の策定によりまして、大規模災害が発生したときに本町が被災した場合、職員初動に加えまして、他市町からの人的・物資の応援を円滑に受け入れ、本町の職員と応援職員が連携いたしまして、効果的な災害応急対応や迅速な被災者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことが可能となっております。よって、受援計画の策定と実効性のある内容に強化することが喫緊の評価項目であると考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） 受援計画に関してはこの後、恐らく中西議員のほうも詳しくされるのかなと思いますので、この程度にしておきます。

その上で、先ほど谷口議員のお話もあったんですが、まず、発災したときに受災をしたということで、地域の避難集合場所に、一般にいられる方は行かれると思います。その後、指定避難所に団体で行動して行くか、それから指定緊急避難場所というのもありますし。

これそもそも、各、先ほど自治防災組織がトレーニングとかいろんなものをされている、避難所想定ゲームとか平面図を使って想定されている、多分、恐らく自主防災組織もレベルの高いところはあるのかなと思うんですが、この、どこの避難所が開いているのか、水害等では避難所開設というふうな連絡が来ると思うんですけ

ども、これ避難所が設定されていても、どこの避難所が、例えば近くの避難所に行っても避難所が開設されていないという場合というのは恐らく想定されると思います。その避難所に行ったら、歩いて行ったら、開いているのかどうかというのは今の時点で、防災アプリ等で通常どおり発信はされるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいまの件につきましては、基本的に町は最初の7つの公民館、地区の防災拠点となりますので、水害、地震いずれにおきましても、まず7つの公民館を優先的に開ける予定をしております。その後に、職員体制が整い次第、規模にもよりますが、順次27か所の避難所開設に広げていく予定をしております。

同じように、周知につきましては、防災アプリ、防災行政無線、「日野め〜る」等、様々な手段を講じて周知に努めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 優先的に開けてということですが、それがもしできたとして、優先的に開いているところに避難者の皆さんが来られたという想定で、今、公民館というふうなお話が出ました。先日、日野町防災士連絡会の矢島会長と少しお話をさせていただいて、ちょっと幾つか課題もございましたので、お聞きしたいと思います。

発災時、先ほど職員さんの動きというのはお答えを頂いたかなと思いますけども、もう1つ、今この庁舎内でもおられる会計年度職員さんの関わり方、それから、避難所に設定されている公民館職員さん、館長さん、主事さんというのは、例えばどういった立ち位置になるのでしょうか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、会計年度任用職員の件につきましてご質問いただきました。本庁に勤務する会計年度任用職員につきましては、雇用時におきまして一般事務補助員として契約を交わしております。あくまで一般事務の補助ということでございますので、休日を除く勤務時間中においては、災害対応を行う正規職員の事務を補完するということで業務に携わっていく予定をしておるところでございます。

また、公民館職員さんにつきましては、本年度の9月議会で柚木議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、公民館を避難所として開設した場合、勤務時間中は町の会計年度任用職員として、正規職員とともに避難所運営の補助業務にあたっていただくことを想定しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 会計年度職員さんの関わり方をお聞かせいただきました。それ

から、公民館職員さんは、先の柚木議員のご質問からもあったんですけど、実際問題、例えば館長さんとか主事さんは責任を持って地域に密着してやっていただいているので、例えば休日、能登半島も休日でした。休日に自分が日々、いつもどこに何があるとか、いろんなことを思いの中で生活をされている方が、行けばいいのか、どういうふうな立ち位置なのかというのが非常に難しい、個人の判断に任せますということであればなんですけど、あくまで役場職員が体制は先にとって、あくまで補完的立場として、平日は、勤務時間中とはということでしたけど、休日というのはもうご本人の判断にお任せするというふうな状況になるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 基本的には、休日におきましては、本来の、公民館というのは社会教育の施設でございますので、本来業務でなかなか災害時の指示・命令等はできないと想定をしているところでございます。ですので、あくまで町の正規職員が館を開けまして、現状に応じて連絡を取ってお手伝いいただくことも想定はできますが、基本的には町の正規職員での対応と考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） こういったことが想定されますので、そのときに各個人の方が気持ち的なところで非常に悩まれるというふうな方が、この日野町というのは自主的にいろいろ思いを持っていたいただいている方が多いと思うので、どうすればいいんだろうというところはある程度、町が、休日であるとなかなか町が指示を出すのは難しいんですが、それこそが想定できることかなと思いますので、今後そういったこともちょっと視野に入れていただいて日頃の会話等もしていただければなと思います。

それから、2つ目に行きます。「近助」の中心にある自治会の再編について、現状の成果と課題はどのようなことがあるか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 「近助」のことについて、自治会に関連してというところで答弁させていただきたいと思います。

今年度に入りまして、自治会の関係の取組をいろいろさせていただいているところでございますけども、10月には講演会をして自治会同士の意見交換をしていたいたり、また、ほかにも、町としても役の整理とかいろんなところを取り組んでいます。

そういった中で取組の1つで、去年の10月から12月にかけて自治会さんにアンケートをちょっとさせていただいたんですけども、その中から設問項目として、10年先を見据えた自治会活動に関することをお聞きしております。そういった中で、防災に関連しましては、やはり必要ということは皆さん認識いただいているんですが、

なかなか自警団等、そういった人を選んでいくのが厳しいというところのご意見もございました。

この人口が減少する局面の中で、そういった組織、今までの組織に頼らないコミュニティの中で、どうやって地域として防災のところを取り組んでいくかというところがこれから求められているんだなというふうに思ったところです。

そういった中で、これから進めようとしています自治会の、先般から答弁させていただきます、自分たちの集落がどういう状況かというのをまず確認いただいて、その中に防災をどう考えるかというところも当然入ってくるかと思いますので、そういったところで、今後の「近助」をどう考えていくかというところを地域の住民の皆さんと、再認識といいますか改めて今の形に合ったものを、防災力を高めていく取組が必要なのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） では、各自治会、今、自主防災組織というふうな言い方かもしれませんが、によって、町内、各自治会によってスキルとか組織力に格差は出ているのかどうかというところの認識と、また、その差はどのような要因があり生まれているのかというふうに見られているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） すみません、自主防災組織のところなので私から十分答弁できるかは分かりませんが、やはりこの自主防災組織というのは地域の皆さんの防災に関するご理解の下に組織されているものというふうに考えています。もともとは多くは、私の理解では、消防団とか、やはり年末、集落独自で警戒されたり、地域の危険箇所を点検されたり、やはりそういった自治活動の延長線上にあるものというふうに思っております。そういった中でいくと、その組織ができたというこれまでの経過というのは全く違うと思いますし、活動内容も違います。

そういった中で、やはり地域で自主防災組織、多くはその自治会の中の話合いの中でどういったことが求められているかというところで、必要に応じて自警団等、地域での防災士さんも入っての、大変いい組織もあるかと思いますので、そういったところで全然差が違ってくると思います。やはりそこは、そのできた経過とその地域の中の話合いの中でその差が出てきて、そのスキルに差が出てきているのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事、答弁ありますか。

総務課主席参事（岡本昭彦君） すみません、自主防災の私が答弁させていただくべきでした。申し訳ございませんでした。

私からは、今の話でスキルの違い等でございますが、やはり地域におきましては、区長さんとか単年度で替わられる集落がほとんどといいますか、たくさんございま

す。そういった観点から、やはり中心的、例えば訓練をしようとか強化をしようとか、何かを考えるにあたりまして中心的になる方の存在はやはり重要かと考えております。そういう方がいらっしゃれば、継続的に年度をまたいで、もう小さなことからでも結構ですので、こつこつとしたら訓練とかいろんなことが継続していくと思っております。

また、そういったところに関しましては、やはりコミュニティ力がどんどん上がっていくと思っておりますので、そこがやはりちょっと差が出てくる点かなと私は思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 両課長からご答弁いただきました。私もそのように思っています。やはり防災士さんを含めて、今、登録をされている方以外で、先ほどのお話もありました、大学とかでやはり興味があって取りに行かれる方とか意外とおられたりするというふうなのは矢島さんのほうからお話を得たりして、その会議をこの前されたということで、一定の情報共有をされたのかなと思います。

そういったたけた方、一生懸命の方がその自治会におられるかどうかということと、もう1つ、やはりふだんからの自治会のお付き合いがどういったレベルにあるのかというのはもう全くリンクしていると思っておりますので、その部分で今回はちょっと防災と自治会ということでお聞きをさせていただきました。理解ができました。

それでは、3項目め。今回取り上げさせていただきました震災からの学びについての取組は、各分野、教育、地域、企業、行政内、住民個々でどのように行われているか、また、その効果とこれからの展望をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 今後の効果と展望というところでございますけども、私のほうからは地域のことについて答弁させていただきたいと思います。

学びの面では、やはり今、先般も質疑の中で答弁があったかと思うんですけど、まちづくりの出前講座で自主防災組織のメニューを設けさせていただきまして、自分たちの地域は自分たちで守るというところを考える機会として活用いただいているところでございます。

そういった中で先ほどの、これは防災の観点からですけども、やはり今後地域をどうつくっていくかというところで、企画のほうでも人口減少社会の中でこういったこと、地域づくりをしていくかという講座もしておりますので、その両局面で必要な防災力を高めていくというところにつながればというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） 各分野での取組につきましてご質問いただきました。

まず、私のほうからは、企業の立場からの対策、支援等でございますが、現在、各企業、事業所での防災力強化として、それぞれの各企業での防災訓練、そして、事業継続をしていくための計画ということでBCP、また、事業継続力強化計画の策定が各企業のほうでも進められておりまして、目的としては、有事の際の事業者さんの損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法や手段の取決め、また、国の有利な災害補助制度の対象となるよう、各事業所等で準備をされているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 私は行政内につきましてお答えさせていただきます。

行政内につきましては、能登半島地震の支援に従事した職員から、発災直後の七尾市や能登町の被災状況や支援活動の報告会を職員向けに実施したところでございます。また、その後の避難所運営や給水活動に係る職員派遣や、議員の皆様にもご協力いただきました輪島市野菜支援プロジェクト等の取組により、職員個々の防災意識を高める効果があったと認識しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 私のほうからは社会教育の視点でお答えしたいなと思います。

震災からの学びとなる防災学習につきましては、現代的課題の1つといたしまして、社会教育の大きな柱として取り組んでいくべきであると考えております。これまでも地区公民館では、自助・公助・共助の大切さなどを学ぶ、子どもを対象にした防災合宿を取り組んでいただいているところがあるところでございます。また、人権学習や研修会の中でも、防災の視点から、人と人とのつながりやお互いさまの心を育む学びに取り組んでいただいたところでございます。

今後も様々な学習会や事業を通じた交流の中で、それらの社会教育の取組を推進していきたいなと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 次に、学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 私のほうからは教育の分野における取組についてお答えをさせていただきます。

学校の現場では、地震や火災等の災害が発生したときに備え、避難訓練や引渡し訓練を行っています。消防署や防災士さんと連携し、防災に関する話をしてもらったり、災害時に備え段ボールとひもで椅子を作ったりするなど、体験的に学ぶ機会も設けています。

このような防災学習により、子どもたちに自助や共助の意識を醸成することにつながっているところです。教職員にとっても、危機管理意識を持ち、行動することの重要性を認識することとなっています。

今後も、想定外の状況において子どもが自ら考え行動できるよう、防災教育を関係機関と連携しながら進めていきます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 2項目だけちょっとお聞きを、それぞれの担当課長にさせていただきたいんですけど、防災の観点、岡本主席参事のほうですけども、直接、岡本参事も震災の場所に行かれて、議会のほうも報告を受けました。行かれるときに皆さんで見送りというなのも行かせていただきまして、実際にこの震災からの学びというのは、実際にやっぱり体験された方とか行かれた方が自分の気持ちでしっかりと話をされるということに教育とか学びというのはあるのかなと思います。

実際に被災状況とか支援活動の報告会を受けて、職員さんからは実際どのような感想とか意見が出たか、もし認識されている部分があればお聞かせいただきたいのと、あと、特に職員さんの中の正常性バイアス、私は大丈夫というふうな考えの変化というのは参事は感じられていますでしょうか。

それからもう1つ、学校教育のほうもそのままよろしいですか。主席参事、学校教育課のほうにお聞きしたいんですけども、子どもたちにいろいろな防災の意識をとということでやっていただいていると思います。ただ、これ特に小学校によって地理的条件が全然違います。小学校それぞれ、恐らくちょっとスキルの差も、各学校によって先生方の意識もやる防災教育の内容も少し変わってきているのかなと思います。町内の5つの小学校で、一定のレベルに皆さんの、子どもたちの意識があるのか、差が出ているのか、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、職員の報告会につきましてどのような意見が出たのかということと、正常性バイアスの変化をどう感じているかという2点、再々質問を頂戴いたしました。

被災地での活動報告を聞いた職員からは、実際行った、現地へ行った職員が順次発言していったわけですが、まず1つ目の、朝から夕方まで水を求める列が途切れなかったという報告をさせていただきましたときには、職員の意見としては、やはり水が一番、何をおいても生きていく上では大事であるということと、自助の観点から備蓄は必要であるという意見をもらったところでございます。

また、次に、発災直後は、先ほども言わせていただきましたが、職員の参集が半分程度というお話をさせていただいたときにつきましては、災害時の職員の誰がどこに就く計画をしておりますが、職員が集まらなかったことを想定して、日頃から違う業務に就くこと、臨機応変な対応が必要であるという意見ももらったところでございます。

また、次に、支援物資として届けられたおにぎりとかサンドイッチが適正に配布

できず、賞味期限が切れてしまったという職員の報告をさせていただいたときには、やはり物資が届いたときの、先ほどの受援計画にも関わってくることもなんですけど、いかに必要な方に適正な数を避難所に配布していかなければならない、その在庫管理とかどこに幾つとかいう、そういう、賞味期限が切れないようにしなければいけないという意見が出たところでございます。

正常性バイアスの変化につきましては、説明した側の職員におきましては、実際に現地、能登へ行きまして、その支援に行きまして、現地の被災状況や職員の被災者への対応、また、実際被災された住民さんとの、被災者との会話を通じて、現地の置かれている雰囲気や状況を身をもって感じたのではないかと思います。

また、逆に報告を聞いた職員につきましては、比較的災害が少ないと言われる滋賀県、特に日野町におきましても災害は発生すると。また、災害が発生しても対応可能であるという、その正常性バイアス性からいきますと、そういう心理状態からは少なくとも、置かれている現状が相当逼迫しているという心理状態に変化していくことを、私はそういうふうに変わっていくことと推測しておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） ただいまは、教員の意識の差、学校間での差について、ご質問いただきました。

まず、各教科の学習の中で災害について扱っている単元等もございますので、その扱いの中で、どの学校でも取り上げておりますので、その教科の学習の中で災害について学ぶ時間というのはございます。

そして、各学校の避難訓練につきましては、全ての学校で年間数回、確実にやってきています。その場合も、地震想定であったりとか火災想定であったり、また、発生する時間も、授業中にはありますが、それ以外の休み時間であったり予告をしない等いろいろな条件を変えて、子どもたちがその放送を聞いて、主体的に自分で考えて命を守る行動ができるようにという形でどの学校でも取り組んでいます。

ただ、避難訓練や防災学習の方法等につきましては各学校の状況に合わせて行っていますので、学年単位で行ったり上学年・下学年で分かれてという形でもありますし、講師の方に来ていただくような形など、その方法については各学校の実情に合わせて行っているというところで、少し違いは出ています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） まずは職員さんのお話を今お聞かせいただきました。最終的にはやっぱり、人間がどう思っどう行動するかが最後の力になるのかなと思っています。職員さんそれぞれ個々が、組織的に動いているときと個人で判断しなければならないとき、全てが分断されるので、個人の判断が住民さんをどのような道に導

くかというふうなところにあるので、こういったところの気づきは非常に大事なかなと思います。私たち議員も一緒ですけども、今後もいろんな方にその経験を伝えていただければなというふうに思っています。

あと、学校関係のお話ですけども、今回、珠洲の時兼さんのお話をちょっとゆつくりとご一緒させてもらってお聞きしているときに、やっぱり子どもの力が地域にあると、全体的にやはり防災力が高まっていくというのは、多分、小中学校ですの
で9年制、モデル校にもなっていますけども、9年制で時兼さんが、一番大事だったのはやっぱり9年生企画の避難訓練とかそういったものに自治会の方も参加を頂いてしたことが、校長としては非常に生きた部分も出てきたんじゃないかというふうには、津波もありましたので、思っておられました。

ですので、やはり学校というのが発災時はなかなか足も踏み入れられない状況になるときもあるんですけど、ふだん学校ができる役割というのは非常に大きいというふうに、コミュニティスクールも始まっていますので、お聞きしたので、今お聞きしたところです。引き続きちょっと、平等に子どもたちが、中学校に行っても同じような知識で来れるようなところを意識いただければなと思います。

それでは、最後になります。持続可能なまちづくりの中で、大規模災害発生時など想定外の状況における長の意思決定で重きを置くポイントは、また、その意思決定を体系的、専門的に支援をする仕組みは整っているか、町長にお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 明日が3月11日という、こういうタイミングでも貴重なご質問を頂いてありがとうございます。

長において重きを置くポイント、また、そういう支援する仕組みということでございます。第一義的に、長においては迅速な判断が最も求められることはもう言うまでもございまして、首長のマネジメント研修なども参加させていただいていますが、防災においては、それがまず初動のとき、本当にそれは私自身も大事にしているところでございます。

その上で、それを支援する部分としましては、現場の職員からの情報、また、災害本部員ということで、消防団長さんとかそれぞれの方々にもお願いしております、その情報、そして県からの情報等、それぞれを勘案しながら判断をしているところでございます。

そういった意味では一定、意思決定をするための体制というのは整っているという認識でございますが、ただ、これについてはもうし過ぎということはございませんので、引き続きその体制と、私自身の判断が鈍らないようにブラッシュアップ、精進をやっぱりしていくということが大事だと思っています。

特に地震についてはなかなか予期しづらいものがございますけれども、水害等については、やはり台風とか集中豪雨なんかは一定予報なども踏まえながら判断することがあります。今年度はそういう機会も少なかったですけれども、昨年度とかおとしとかは、やはり台風なんかが来たときにどこまで避難情報を出すべきかというところは非常に悩むところでございます。

もちろん空振りを恐れず判断するということもあるんですが、乱発し過ぎると今度は狼少年の状態になって、逆に住民の皆さんが、「大丈夫やのに何回も出しよるから今回も大丈夫や」みたいなことに陥ると、これ逆の効果になりまして、実は非常に難しいです。行政としては先に出しておいたほうが責任を後から追及されないもので、そういう意味では。そういうふうに出さはるところもいっぱいあるんですけれども、そうではなくて、もしも本当にそのときが来たときにそれが効果的に移動していただく、避難していただくということもやっぱり勘案しながら。

非常に難しいんです。現場の情報、それぞれ上がってくる情報とともに、雨量のデータなんかも勘案しながら判断をしていますので、非常に判断は難しいんですけれども、ただ、住民の皆様には、出したときは本当に迅速に動いて頂けるように、こちらでも区長さんとか地元の方に直接電話をして、「やっぱり今回はちょっと厳しいです」という話で移動していただくとか、今後そういったことの避難訓練、具体の避難訓練とかそういったことも、職員体制も含めてやっぱり強化をしていく必要があると思っていますので、引き続き地域の皆さんや、議員の皆さんも含めて、やっぱりしっかりとやっていきたいなと思っていますところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 町長から本音の答弁も頂きました。実際には、なぜこの質問をさせていただいたかということ、長というのは判断しなければならないときがあります。孤独なときもあるとは思いますが、長であれば。ただ、かなり堀江町長もすぐれていろんなことをされているとは思っているんですけども、長がやっぱり孤立してしまわないように、判断がそれで間違わないように、やはり周りが、そのために防災組織があるので、本部があるので、そういったところを確認したかったということで、日野町は一定、三役さんともお話ができているというふうな認識でしたので、引き続き住民さんにより分かりやすいような発信をしていただきたいなと思います。

最後に、今回、災害を取り上げまして、明日で14年、東日本大震災からということになります。私も日本青年団協議会で活動させていただいたときに、先輩が大槌町の役場で殉職を、最後まで残られた方がいたのと、あと陸前高田で消防団員の方が青年団もされていた方ですけども、そのまま津波に流されたというふうなこともあって、日本青年団協議会ではこういったものをしっかりと残していく、風化させ

ないというふうなところが大事だという形で、今回、私、取り上げさせていただきました。

昨日の「日曜討論」内で伊藤復興大臣が、全世代がつながっていくことが極めて重要というふうなお話をされていました。その上で国の責任を最後まで果たし続けますというふうな見解でした。その後、宮城県の村井知事、ハード面での復興はほぼ完了に近いですと。しかしながら、ソフト面、沿岸部での人口減少が大きな課題であるとともに、震災の風化が最大の懸念事項であると。14年が経過し、震災を体験していない子どもたちを含めて、どう次代につないでいくかに重点を置きたいと決意を示されていました。

悲しいかな、人間はやはり忘れていく生き物です。生きているということを実感して、全世代が来るべきときに備えて協力、支え合うために、引き続き私も、議員として、一住民として、行政と協力をしながら日常を過ごしていきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は14時10分から再開いたします。

－休憩 12時41分－

－再開 14時10分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、日野町の下水道管は定期点検をされているのかという質問でございますけれども、この中で3つ質問していますけれども、午前の部で川東議員がこれと同様な質問をされていますので、答弁もお聞きしておりますので、私としては、1点目、下水道管の破損等の状況についてと、2点目の、5年に一度の定期点検をされているのかということについては今回省略させていただきまして、3点目について質問をさせていただきます。

3点目については、各家庭や事業所等から排水される下水は、排水量と処理水量がほぼ一致しているのか、それともどちらかが1割以上多いのかどうか。例えば上水道の場合ですと、今まで何度か質問していたんですけども、給水量に対して使用水量が1割以上少なく、その分、漏水しているのではないかとということで質問しました。これについて、下水道においてもどこかのところで漏水している可能性があるのかどうか、この点について質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、日野町の下水道管の点検等について、ご質問を頂きました。

3つ目のご質問でございます。お答えさせていただきます。排水量と処理水量につきましては、下水道の場合は雨水等の不明水の流入があるため、県全体で処理水量が排水量より約15パーセント多くなっている状況です。また、漏水の可能性についてですが、大部分が自然流下であるため基本的に漏水の可能性は低いものと考えられていますが、可能性のある箇所としては中継ポンプの圧送管が挙げられます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 県全体での処理水量が排水量よりも15パーセント多いということでございますけども、日野町においてもこれは結果的には同じことではないかなと思いますが、結局、処理水量が各家庭や事業所から排出される量よりも多い、15パーセント多いということは、この多い理由が何なのかはちょっとよく分からないんですけども、雨水等が流入しているかも分からないということなんですけども、もしそれ以外に具体的な理由があるのであればお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） ただいま、高橋議員のほうから質問いただきました。不明水の原因、理由というところですが、主に大きなものとしてはもう雨水が挙げられるということでございます。中には、汚水処理するために接続いただいているんですけども、誤って雨水もつながれているというようなことが過去にもあったようでございます。

あと、いわゆる大雨等が降りますと、やはりどこかから不明水が下水管のほうに入ってくるというようなことで多くなっているというふうな状況になっています。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 本来ですと一致するはずの数字なんですけども、雨水等、あるいはそれ以外の不明の水が混じっているということで、処理水の経費がその分、15パーセント多くかかっているのかなというふうに思うわけなんですけども、ほかの市町でも同じか、ちょっとその辺分かりませんが、滋賀県全体では何か15パーセント多いという結果が出ているということで、どこの市町においても同じような状況なのかなと思います。これについては了解しましたので、質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の質問に移ります。2点目はPFAS（有機フッ素化合物）の件ですけども、この水質検査について質問をさせていただきます。

最近の新聞記事によりますと、大阪府熊取町に立地する会社の井戸水からP F A S（有機フッ素化合物）が検出され、これは国の暫定目標値、これは1リットル当たり50ナノグラムというふうに言われているんですけども、これの1,460倍の数値であったと発表されました。1,460倍というと50ナノグラムの1,460倍ですので、7万3,000ナノグラムになるんですけども、このような大きな数字になりまして、これは高い濃度の飲料水を飲み続けると人体に悪影響を及ぼす可能性があると言われていますし、さらにまた、がんを発症するリスクも高まるとのことです。

この問題を受けて日野町も水道水の水質検査をされたようなんですけども、結果は国の暫定目標値以下であることが確認されたということです。1月の水道料金のお知らせがあるんですけども、3月にもお知らせが、2か月に一遍ありますので、このお知らせ、私、手元に、家に来ているので持っているんですけども、ここに「上水道使用料のお知らせ」と書いて、1月分と3月分の請求書があります。

このお知らせ欄のところに、「P F A S（有機フッ素化合物）は今年度実施の検査では基準値未満です。ご安心下さい」と書いていて、「詳細はホームページで見て下さい」と書いてあるんですけども、この内容について、ホームページを見れば分かるんですが、私は水道料金のお知らせの中でもう少し詳しく書かれたほうがいいのではないかと思います。

ただ基準値未満です言うたっても基準値が何なのか分からないし、その未満の数字も分からないと。やはりここに国の基準値は50ナノグラムですということも書いていただければというふうに思います。だから、日野町の数字は具体的に、検査の結果、何ナノグラムであったのか教えていただきたいと、このように思います。

次に2点目ですけども、この項目は水道水の定期検査の項目に新たに加えられたのか、それとも今回1回限りの検査なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

3点目としましては、日野川とか佐久良川などの一級河川があるんですけども、その上流に当たる河川についてもポイントを決めて、定期的に何か水質検査をされているというふうに聞いていますけども、これらの水質検査の項目の中にP F A Sの検査は入っているのかどうか、そして、この一級河川の川の水についても検査をされたのかどうかをお聞きします。

そして、4点目としては、西桜谷には北脇地先に第二工業団地があるわけなんですけども、ここから工場排水が出ているわけなんですけども、この工場排水についても、特に法光寺川に水が流れていると思いますが、この法光寺川の水質検査は必要かと思いますが、P F A Sの項目を加えて年に一度は検査をしてみてはどうかと思いますが、当局の考え方をお聞きします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） P F A Sの水質調査について、ご質問を頂きました。

まず、P F A Sとは有機フッ素化合物の総称であり、水道水において注視されていますのは、代表的な物質であるP F O SとP F O Aとなっておりますが、ここでは総称してP F A Sとして答弁をさせていただきます。

1点目の、水道水の検査結果については、令和6年6月に2か所で検査を実施しており、いずれも定量下限値未満である1リットル当たり5ナノグラム未満でございました。

2点目の、水道水の定期検査項目については、現時点において国の水質基準項目には加えられておりませんが、町では利用者の皆さんに安心していただくため、年に1回は検査を実施していく予定です。

3点目の、河川の水質検査については、水質汚濁防止法に基づき、毎年、町内を流れる8つの河川を対象に実施しておりますが、P F A Sの検査は義務づけられておらず、実施しておりません。

4点目の、工場排水が流れる河川の水質検査においてP F A Sの検査項目を加えることについては、環境への影響や健康に関する懸念の高まりから検討していくところですが、継続的に行うことも含め、国や県の動向を注視し、専門家とも相談する中で判断をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） まず、1点目の、水道水の検査結果ですけれども、検査をされたということで、日野町は5ナノグラム未満であったということで、国の暫定目標値の50ナノグラムのさらに10分の1という数字でしたので、これについては了解いたしました。

2点目の、水道水の定期検査項目について、現時点で国の水質基準には加えられていないということですけれども、年に1回は検査を実施していく予定ですということで、これについても了解いたしました。

3点目の、河川の水質検査についてですけれども、この検査は義務づけられていないので実施はしておりませんということなんですが、4点目とも関係するんですけれども、日野町には工業団地が2つありますし、さらには寺尻とか鳥居平にも工業団地がありますので、そういったところの河川についても本当は一度は検査をしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

4点目ですけれども、工場排水が流れる河川について、特に北脇地先にあります第二工業団地、ここでは40社が操業されておられます。この40社の中には、例えばフライパンのコーティングの材料なんかも扱っている会社があるのかどうか分かりませんが、このP F A Sはフライパンのコーティングにたくさん使われているということをお聞きしていますので、日野の第二工業団地の中にそういった製造をされている会社があるのかないのか私には分かりませんが、もしP F A Sが出るよ

うな工場があるのであれば、この化学物質は自然には分解されないということと蓄積されていくということが言われていますので、例えば、第二工業団地から流れてきています法光川、北脇の法光寺川、これは佐久良川に流れ込んでいるわけですが、その佐久良川の水がさらに下流では農業用水として使用されています。

私のところ蓮花寺も60町歩あるんですけども、ほぼ半分以上が蓮花寺の頭首工から水を引っ張って農業用水に使っていますけども、もしそこにP F A Sが含まれていたら農作物のほうに影響が蓄積されて影響が出るのではないかとということを中心に心配するところですけども、ぜひとも工業団地が上流にある場合は、その下流の河川についても年に一度は河川の水質検査を行うか、または、工業団地のほうで公害防止協定を結んでおられると思うんですが、その中にP F A Sの項目も付け加えていただければありがたいと思いますが、その点について、もう一度よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） ただいま再質問を頂きましたので、答弁させていただきます。

まず、工業団地での部分でございますけども、現在の国の措置としまして、化学物質の審査および製造等の規制に関する法律というのがございまして、これに基づきまして、今、P F A Sの関係ですけども、原則、製造・輸入を禁止されているというような状況でございますので、現時点でそういうものが存在していないという、以前にあったものが蓄積されてというようなところでございます。

また、滋賀県内の中でももう既に調査のほうが行われておりまして、琵琶湖や河川におきまして、P F O S、P F O Aの暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルの超過をした地点というのはないというような報告を受けておりますので、現時点ではそういうような情報をつかんでいるというところでございます。

また、公害防止協定の部分ですけども、今も申し上げましたように、法律の中で原則、製造・輸入が禁止されているというようなところでございますので、工場排水のほうから流出される可能性が少ないということから、現時点においては公害防止協定の項目に追加することは考えておりませんが、ご意見も頂きましたので、一度、内部でまた判断して、また、企業さん、相手のあることですので、また相談もしていきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 今の説明でよく分かりました。ただ、今、工業団地ででもそれほど使っておられないということですが、やはり今後も可能性としてはありますので、せめて年に一度、あるいは場合によっては2年か3年に一度でも結構ですので、特に法光寺川については水質検査をぜひとも定期的にお願ひしたいということ

を要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ちょっと待って下さい、1点目の質問で答弁がありますので。
上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） 1点目の、下水道に係る不明水の原因についての答弁につきまして、ちょっと補足のほうをさせていただきます。

不明水の理由ということで、雨天時の雨水という部分で説明させていただきますが、大きく雨水の部分と地下水の部分がございます。県のほうでの対策という部分で大きな部分では雨天時の進入水というところで大きな問題にはなっておるんですけれども、それ以外に地下水という部分が理由にございますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 今、地下水という話が出ましたけども、これは井戸水のことでですね。井戸水を使っておられる、ではないですか。各家庭でも、あるいは、場合によっては工場でも井戸水を使っておられるところがありますので、それも数字に入っているのかどうか、その辺は分からないんですけども、井戸水がカウントされていなかったら、確かに処理水が増えると思うんですが、その辺はどうですか。もう一度お願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） 不明水の地下水の関係でご質問を頂きました。

地下水というのは、井戸水ということに限定されずに、いわゆる地下を流れている地下水全般のことを言います。下水道の関係で井戸水の使用の関係、こちらにつきまして、公共下水道につきましては井戸と水道と併用されている方とか井戸水を使っておられる方がおられますので、そちらについてはその数量を把握して、流量に加えております。

一方、農村下水につきましては算定のほうを世帯の人数でさせていただいておりますので、公共下水と農村下水ではちょっと分かりますので、直接、下水道料金という部分では反映されてこないんですけども、井戸水のほうもきちっと算定しておるというところになっております。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 1番、錦戸由佳でございます。

それでは、通告書に基づきまして、分割方式にて一般質問を行います。

私からは大きく2点、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）における住民意見募集（パブリックコメント）の結果についてから4点、日野町におけるネグレクトの実態と対応策についてから3点、順次質問いたします。

1つ目、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）における住民意見募集（パ

ブリックコメント）の結果について。

町では、当町の未来を担う子どもたちによりよい幼児教育・保育環境を提供するため、計画の期間を令和6年から令和10年とし、町立保育園や町立幼稚園、こども園の施設の再編整備のための日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）における住民意見募集（パブリックコメント）が行われました。

募集期間は令和6年11月8日から令和6年11月22日、再実施は令和6年12月9日から令和7年1月7日でした。意見提出先は役場子ども支援課子ども支援担当、再実施時には各地区公民館も追加されました。意見提出方法は書面での持参、郵便、電子メール、ファクス、各地区公民館でした。2回目の周知方法では組回覧も追加されました。

募集期間に集まった意見数は16名の方から延べ61件でした。頂いたご意見には、パブコメの周知方法はこれでよかったのか、通園方法の問題をどうするのか、保育士確保の問題はクリアできるのかななどの意見が多く、住民の皆さんの本件に対する切実な思いが感じられました。

このパブリックコメントを受け、私からも幾つかご質問させていただきます。

1点目。今回のパブリックコメントが町民の総意だとお考えでしょうか。先ほど申し上げましたように、ご意見いただいた人数が16名と、とても少なく感じています。周知方法は適切であったのか、想定していた回答数との乖離はなかったのか、お伺いいたします。

2点目。今回ご意見いただいた町民の方々のうち、子育て世代からはどのくらいの数の回答がございましたか。パブリックコメントの実施を知らないご家庭もあったのではと想像します。あの分厚い再編整備案を読み込み、理解し、質問するまでにどの程度の時間を要すると想定していたのでしょうか。共働き世代が多い中、パブリックコメントに割く時間が少なくなることは容易に想像できます。

3点目。パブリックコメントの実施結果の一覧表のナンバー18で、日野町の対応が遅く、また、人口が減っていくことに対してのご意見が出されています。この回答に、全庁的な取組、個々の対策とありますが、具体的に行っている施策や今後検討しているものがあればお伺いさせて下さい。

4点目。今後の利用予定者や町民へ向けた説明会などの実施予定はありますか。また、その際に「初めて聞いた」などの声が出ないようにしていただきたいと思います。

以上の4点について、よろしくお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、錦戸由佳君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）におけるパブリックコメントについて、ご質問を頂きました。

まず、1点目の、意見数などについてですが、この再編整備計画（案）は日野町幼児教育保育在り方検討懇話会の提言を基に策定しております。提言には、懇話会で多くの住民さんや関係者の皆さんと約2年間にわたる議論を通じて一定の総意が含まれたものと認識をしており、それを踏まえて再編整備計画（案）を策定し、パブリックコメントに至ったものでございます。

なお、周知につきましては、町のホームページや「日野め〜る」、また、町内全ての幼稚園・保育園・こども園や、つどいのひろば「ぽけっと」の保護者への周知、組回覧等によりお知らせをさせていただきました。

2点目の、子育て世帯からの意見数等については、パブリックコメントにおける性質上、提出様式において必要な情報以外は記載いただいておりますので、対象世帯数の把握は行っていないという状況です。

また、ホームページには、再編整備計画案の掲示とともに、その内容をA3用紙1枚にまとめた再編整備計画（案）の概要版を作成・掲示し、計画内容を確認いただけるよう工夫させていただきました。

3点目の、人口減少への取組については、様々な分野の政策を総合的に推進する必要があると考えており、本年度から日野町少子化・子ども未来戦略会議を立ち上げ、第3期日野町子ども・子育て支援事業計画の策定に関するアンケート結果などを踏まえ、全庁的な取組について検討を行いました。

この会議により検討した取組内容については、令和7年度の主な事業として、当初予算各種資料中の「少子化対策・子育て支援施策」にまとめさせていただいております。既存事業と併せまして、全庁的な取組として実施を予定しております。

4点目の、今後の利用予定者や町民に向けた説明会については、今回の再編整備計画（案）の情報共有を図ることは大切なことであると認識しておりますので、今後も状況に応じ地域や団体等へご説明にお伺いをさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目、概要版の作成をし、提示をし、工夫をされたとのことですが、それを町内全ての幼稚園、保育施設、つどいのひろば「ぽけっと」への掲示はされたのかどうか、お伺いします。

もう1点。1点目の、再編整備後に保護者の負担が少しでも少なくなるよう、計画期間中を移行期間とし、制服、カラー帽子などの統一を次年度からの開始とするなどの提案をいたしますが、いかがでしょうか。もし計画などがありましたら、保護者の負担を考慮し、事前に説明や案内をしていただきたいと思います。

1点目の質問に対して、パブコメ1回目と2回目の周知方法の違いはありました

でしょうか。また、期間を空けずに2回目をされた理由はありますでしょうか。あと、年末年始をまたいだ理由があったら教えていただきたいです。

その次、4点目。現在、「第5次日野町子ども読書活動推進計画」策定に係るパブコメを募集されていますが、役場ホームページのトップページになく見つけにくい状態ですが、今後もこれまでと同じ方法で実施される予定でしょうか。先週金曜日での質疑の際にも、今後新たにパブコメ募集の予定があるとのことでしたが、どのような方法で実施される予定でしょうか。

次、パブコメの募集をしている期間は、役場ホームページの上部などに分かりやすく周知するなどの工夫はされないのでしょうか。

以上5点お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 錦戸議員から5点、再質問を頂きました。

パブリックコメントの全体の方法については、ちょっとまた企画振興課のほうとも連携してと思っております。

まず、最初の1点目です。概要版を作成されて、それを掲示、どのように周知をしたのかということで、今回この概要版については、議員おっしゃるとおり、幼稚園・保育所・こども園の保護者のほうにも計画の案と併せましてお示しをさせていただきました。

確かにボリュームがある計画ですので、議員のおっしゃるとおり、概要版ということで1枚の用紙にまとめさせてもらったものでございますので、そういった形なるべく見やすくということで、分かりやすくということで設定し、配布させてもらっております。

2番目の、この再編整備計画がありまして、その再編整備後の間、移行期間におけるそういった幼児の帽子とか、いろんな服装についての見直しという形だったと思うんですけども、これにつきましても、確かに今現状の幼稚園・保育園・こども園の取決めの中で、改定をしていきたいというようなことも、以前もご質問いただいたと思うんですけども、そういった統一とか、園児の服装、スモッグとか体操服等の統一も含めまして、今後それは検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから3点目、今回パブリックコメントをまず延期をさせてもらったことと、それから、年末年始の年越し年度の期間設定というところであったと思うんですけども、以前、12月議会のほうでもお話をさせてもらったと思うんですけど、まず、計画のパブリックコメントの再実施、延期という形にはなりましたが、そこについては、前回、11月に提示をさせてもらったときに、やはり期間が短いというご意見が多数あったということと、また、もちろん、パブリックコメントの性質上、

幅広くいろんな方がご意見を出しやすいという制度ということももちろん知っておりますので、その辺も含めまして再度、延期という形で再実施をさせていただいたものでございます。

そうした中、年末年始におきまして、やはり、よく正月にご実家に帰ってこられて、親元のお父さんお母さん方とお話をされたりとか、そういったこともよい機会にももちろんなると思っておりますし、そういった家族での会議といいますか、話し合いがしっかり、持たれたらありがたいなということでございましたもので、年末年始ということもあえて間に挟ませてもらいまして、期間を延ばさせてもらったということでございます。

それから、ホームページの掲載について、うちの子ども支援課のこの再編整備計画のほうも、当初、意見として見つけにくいということもご意見としてあったかと思うんですけども、その辺について、なるべくバナーの欄を使いますとか、その辺は企画振興課とも相談をさせてもらって、なるべく見つけやすいというところを見直しながら対応していきたいとは思っておりますけども、なかなかちょっと限界というのもございましたので、今後そういったこともしっかりと考慮しながら対応したいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 錦戸議員のほうから、子ども読書活動推進計画、現在、図書館のほうでパブコメをしておりますが、ちょっと図書館長は今日は出席しておりませんので、代わりに私のほうからお答えさせていただきます。

トップ画面にないということですので、ちょっと私も今確認しましたら、確かにトップの画面にはございませんので、図書館と協議して、トップから入っていただく、目につきやすいように、また工夫、改善させていただきます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうから、パブリックコメント全体での、今後の住民さんの意見集約をどうやってしていくかというところについて、答弁させていただきます。

今のところ、今回の再編の計画とか図書館とか、今後もいろんな分野からのパブリックコメントがあるかと思います。それをパブリックコメントの本来の目的である、町民さんの町政への参画、そこをどういった形でお伝えして、住民さんのお考えを計画に反映するかというのは大変大切なことと思っておりますので、トップページというご提案も頂きましたが、ほかの市とか町を見ていると、パブリックコメントだけの、何と言うんですか、ページがあつたりしますので、ちょっとそこはほかのところも見ながら検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 検討していただけるということで、ありがとうございます。

もう一度、再々質問をさせていただきます。

いろいろ聞かせていただきまして、この計画が誰のための、何のための計画なのかというのを一度考えてみたところ、子育て世代、保育士不足の解消、保育士の職場環境の改善なのではないでしょうか。子育て世代のニーズに沿った計画なのであれば、要望のあった地区のみの説明会ではなく町全体を対象に行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、当事者となる方はどの程度おられるのか教えていただきたいです。

もう1つ提案になりますが、パブコメとは、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公平性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利・利益の保護に役立てることです。住民の皆様がパブコメをきっかけに当事者意識を持ち、まちづくりに参加・参画することが大切だと思います。

例えば京都市には、パブコメへの関心を高めることで行政への住民参加が活発になることを目指し、パブリックコメント普及協会という、住民の意見を行政に届けるお手伝いをする団体があります。この団体は平成30年12月に京都市と提携しています。京都市ではパブコメに積極的に取り組んでおり、少し前の数字にはなりますが、平成29年度の平均意見数は532件となっております。これは政令指定都市の平均の約6倍の数です。

日野町でもこのようなことが取り組めれば、総合計画にもあるように「ともに創るまち」となるのではないのでしょうか。特に、このパブコメ普及協会では対話型パブコメというのを実施されています。対話型というのは、町内のイベント、マルシェ、ショッピングモールに出向いて、直接その場にこられた方にその説明をし、その場で意見を書いていただくという、パブコメのハードルを下げた対話型のパブコメをされています。当町でもそのやり方がもし実現できれば、もう少し町の施策に皆さんが参加できると思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま、再々質問を頂きました。

錦戸議員おっしゃるとおり、本当に今回、計画策定に至った経過と内容につきましては、やはり子どもさん、それから保護者さん、そして保育士、この3つの方々の笑顔につながるということが大変大きな意義でございます。

そして、今回、最初、町長答弁にもありましたように、やはり在り方検討懇話会で約2年間しっかりと、本当に700人もの方々を集まっていたいただきまして、住民さんはもとより、それこそ保育関係者の皆さん、もちろん保育士さんですけども、本当にたくさん本音のところで議論を頂いて、そういった中で在り方検討懇話会委員さんが本当に熱心に10回も集まっていたいただきまして、この最終提言にまとめてい

ただいたものでございますので、そういった保護者、保育士、それから子どもさんのこれからの保育状態、その辺をしっかりと状況を見た中で、これから日野町の子どもたちの環境をこういうふうにしていきたいというようなことを提言いただいたものを、しっかり町のほうも認識した中でこの再編整備計画を策定したというものでございますので、本当に皆さんの笑顔のため、それからまた地域の方々も本当にたくさん関わっていただいておりますので、そういった地域の方々もしっかりと笑顔で子育てに協力いただけるように努めてまいりたいというふうに、この計画で示していきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 今、先進事例のことを含めて再々質問を頂いて、今後、対話型のパブコメの検討もというところでございますので、そちらはちょっと勉強していきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） ぜひとも検討していただいて、パブコメを皆さんに知っていただいて、町政に役立てていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続いての2点目の質問に入らせていただきます。2点目は、日野町におけるネグレクトの実態と対応策について。

現在、子どもの虐待については全国的にも増加傾向にあります。その中でもネグレクト、いわゆる育児放棄は日野町においても看過できない数になっています。日野町における令和5年度の児童虐待234件のうち、ネグレクトは112件とおおよそ半数を占めております。毎年70件前後の新規相談件数となっており、これは令和5年の18歳未満人口約3,000人と比較すると、全国平均約1パーセントの2倍以上となっています。これを受け、町としての対応策や防止策などについてお伺いいたします。

1点目。日野町で特にネグレクトが多く確認されている理由や要因は何だと町はお考えでしょうか。また、それに対する施策はどのようなものがございしますか。

2点目。ネグレクトをはじめ子どもの虐待防止に、各家庭と教育機関や行政との連携が重要だと考えます。例えば、現在、日野町では5歳児健診は実施されていません。就学前の時期に子どもや家庭の様子を確認する上でも有効な手段と考えますが、5歳児健診などの導入の検討はされていますでしょうか。

3点目。虐待の被害に遭ってしまった子どもの保護や対応は重要ですが、当該家庭や親御さんのフォロー体制はどのようになっていますでしょうか。当然あってはならないことですが、そこへ至ってしまった理由や背景などを俯瞰的に見て対策する必要があると感じています。日野町から1件でも虐待を減らすための施策はお考

えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 町におけるネグレクトの実態と対応策について、ご質問を頂きました。

1点目については、ネグレクト（養育放棄）は、保護の怠慢、養育の放棄・拒否などの虐待とされており、軽微なものから命に関わる深刻なものまで多岐にわたります。近年、児童虐待に関する社会的関心が高まり、ネグレクトも虐待の一種として認識されるようになり、学校や園、医療機関、近隣住民などが異変に気づき、通報されるケースが多くなっています。

町ではこうした各種関係機関との連携をこれまでから密にしてきており、早期の段階から状況把握を行えている状況がございます。

また、主な対策としましては、虐待家庭やリスクが高い家庭の個別支援と子育て支援の充実を両輪として整えていく必要があると考え、令和6年度から日野町こども家庭センターを設置し、母子保健および児童福祉のさらなる充実を図っております。

次の、5歳児健診などの導入の検討については、妊娠の届出や新生児訪問、乳幼児健診は悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見という観点からも重要な役割を担っていると考えております。また、多くの子どもが就園されていることから、保育士による早期発見のための観察なども行っているところです。

なお、5歳児の健康診査では、主に情緒、社会性の発達状況や育児環境の課題等に対する気づきの場としての役割があることから、何らかの課題が発見された場合には、子どもや家庭の状況に応じた多職種による支援を開始し、就学に向けて必要な準備を進めるため、健診を実施する体制整備にとどまらず、保健、福祉、保育、医療、教育等の各分野におけるフォローアップ体制の整備と連携体制が必要となります。

このことから、5歳児の健康診査については、実施されている、もしくは実施を予定されている他市町の状況も伺いながら、実施に向け、課題やその対応等について研究を進めてまいります。

次の、要保護家庭の保護者へのフォロー体制については、要保護のご家庭ごとに保護者やその家庭が抱える課題等を関係機関にて状況を共有した上で、それぞれ役割分担しながら協力して支援を行うよう努めております。

虐待を減らすための施策としては、早期発見、早期の支援、親の負担軽減、関係機関における関わり等が重要であると考え、相談体制や相談窓口の強化、関係機関との連携を深めるなど、行政、地域、家庭等が一体となり、虐待を未然に防ぐ環境

整備が重要であると考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） それでは、再質問させていただきます。

1 問目。虐待に関して予防をするということなのですが、町でしていること以外に地域での取組としてできることはあるのか、また、個人としてできることはあるのか、教えて下さい。

2 点目。今年度から新規事業として、今までは出産をした産院等で受けていた 1 か月児健康診査の助成の実施が始まるとのことですが、町ではどのような実施方法をされるのか、また、住民の負担額はあるのか、教えて下さい。

3 点目。5 歳児健診は今のところ実施予定はないとのことですが、5 歳児健診では、虐待の予防、早期発見に資する健康診断として役立つと、こども家庭庁での資料では書かれています。こども家庭庁では 5 歳児健診の全国の自治体での実施を目指しており、自治体への補助を引き上げるなどの支援をしています。1 か月健診においても 5 歳児健診と同じく、虐待の予防、早期発見に資する健康診断として役立つ、5 歳児健診は 2025 年から普及が開始され、2028 年度までに実施率を 100 パーセントにすることが目標とされています。

それにもかかわらず、今回、1 歳児健診は実施されていますが、町では 5 歳児健診が同時になされていないのは理由が何なのか、教えて下さい。

3 点目。今年度から新規事業としてプレコンセプションケアの取組が始まりますが、同時にペアレントトレーニングなどの実施は予定されていますか、教えて下さい。今後の予定があれば、どのようにされるのか教えていただきたいです。

4 点目。オレンジリボン運動についてですが、毎年 11 月に全国で啓発活動をされていますが、町ではどのようなことをされているのか、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 錦戸議員から 4 点ですか、質問いただきました。5 歳児健診等に係る質問につきましては、後ほど福祉保健課長のほうからお答えいただきます。私のほうからは最初の 1 番目と 4 点目のというところでお答えをさせていただきます。

まず、日野町におけるネグレクトの状況ということで質問いただきまして、ちょっと私のほうもいろいろ調べさせていただきましたところ、令和元年度から、今は令和 6 年度ですけれども、そのときからネグレクトが 100 件を超えるという状況になってきました。

それにつきましてはやはりコロナ禍という影響が大きいのかなということ进行分析しておりまして、コロナ禍における親御さんのストレス、本当に収入が減ったことによるストレスとか、いろんな、様々なストレスの増加とか、また、どこにも行

けないという社会的孤立が起こったりとか、また、学校やそういった各種学校の機関が閉鎖されたことによって子どもさんと家にいるというところの負担というか不安感とか、また、そういった中で、先ほど福永議員も質問ありましたけども、デジタル依存という形で、スマホを見て家の中で過ごしている時間が増えたりとか、そういったことでやっぱり精神面の不安ということがすごく大きい影響があるかなというふうに思っております。

そうした中で、地域のできること、また、個人でできることということで質問を頂きまして、日野町内でもいろいろ公民館事業等を実施いただいておりますが、やはり地域の方々と子育てをされている方々と一緒に交流していただく様々な催し、あと、子どもさんを対象とした事業、そういったことをしっかりその場を設けるということで協力いただければ、本当にそういった虐待の予防という形でもつながると思いますし、また、個人としてでも、やはりお友達付き合いが、もう今は大分コロナも落ち着いておりますので、そういったいろんなお付き合いをもう一度、復活という形で意識いただきながら、ちょっと不適切な対応をしている保護者さんがいらっしゃったら、そういうことについてはまた、例えば役場にこういった相談機関があるからとか、保健師さんに聞いてみたらとか、いろんな形でつなげていただく、支援機関につなげていただくということが必要かなというふうなことも思いますので、そういった、それぞれの意識の持ち方というかで対応いただければというふうに考えております。

また、オレンジリボンキャンペーンの取組ということでございまして、日野町のほうにも、滋賀県からオレンジリボンキャンペーンということで、そういったキャンペーン期間の、こういった催しをしている団体さんが来ていただきまして、県内各市町を回っておられるんですけども、そういった方々とその取組に対して町からも応援させていただいて、向こうからも啓発のために、ちょっとティッシュペーパーを頂いたり、そういったポスターを掲示させてもらうとかいう形でもさせてもらいますし、また、以前では、そういった虐待予防に係るリレーマラソンという形でも町のほうも職員も参加させてもらいまして、多くの方々にそういった虐待を予防していこうという呼びかけをさせてもらったということもございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） まず、1か月健診の実施についてということでご質問を頂きました。これにつきましては、今まで出産時に出産医療機関でしておられるような健診があるんですけども、そこと大きな違いはないということで、今回1か月健診の助成が始まるということについては、それに加えて行政にそういう報告をするということを新たに加えるというようなことが大きな違いというところでございます。なお、個人さんの負担についてはありません。

続きまして、5歳児健診が1か月健診と同じように同じタイミングでしないのかということについてでございますが、3歳半健診までは一定、個人さんの身体に関する部分の発見とかはあるんですけれども、今回、先ほど町長答弁もありましたように、就学に向けての支援が必要というふうになった場合は、その後の就学に向けての支援体制を整備した上で、支援が必要な子どもさんについては、その子どもさんご家族も含めて、就学に向けてどういうふうな支援をしていくのかという体制をつくらないと、発見した方がいいがその後の体制ができませんと、もう心配だけが先につきますので、そういう意味からすると、子どもさんと親御さん、その不安を解消するための支援体制がどうしても必要になってきます。

なので、今までの保健師だけの見立てではなくて、例えばお医者さんですとか、そういう見立てでも必要ですし、もしお母さんたちの不安があれば心理士さんですとか、例えば、そうしたら身体のことならPTさんとかOTさんとか、そういう方も例えば一緒になって支援をしていく体制、最終的には就学ですので学校ともし連携しながらやっていかなあかんということで、その体制がまずないと、検査するだけでは今回は足りないということなので、その辺も含めて考えていかなあかんのかなというふうに思っているので、今回一緒のタイミングではさせてもらっていなかったというところでございます。

続きまして、プレコンセプションケアにつきましては、これにつきましては、出産を望む望まないにかかわらずですけれども、人生100年時代と言われているので、どうやってより健康に自分の生活を考えていくかということも、早い、子どもさんの時代から考えていただいて、最終的にそれがお子さんを授かるのであれば、より健康に、それは女性だけではなく男性も含めて一緒に考えていただきたい、そういう機会ということで、今回そういうお話を聞いていただくような機会を設けたいなということで事業提案をさせていただいたというところでございます。

これにつきましてはさせていただくんですが、ペアトレについては今回は上げさせていただいていないというところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） よく分かりました。再々質問をさせていただきます。

日野町には今のところペアレントトレーニングの実施はないとのことなんですけれども、今後ペアレントトレーニングを実施されるとしたら、どのような感じで実施されるか、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） ペアレントトレーニングを実施するならばどういう方法があるのかというところでございます。これにつきましてはご家庭の中でより子どもさんに支援をしていくということなので、できることを褒めたりとか、そうい

う褒めるようなことを積極的に進めていくということが必要になってくると思いますので、そういうとなかなか町だけでは専門職の方もおられませんので、そういう方等のご意見も伺いながら、そういうことを必要と感じていただけるような親御さんを含めて、どうしてもそういう子育てをしたいというような方も、そういうご意見を伺いながらやっていくのかなというふうに思いますので、まずはそういうことをするための町のちょっと環境も整えていかなあかんと思いますので、そういうこともちょっと勉強させてもらいながら進めていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 虐待の問題については大変ナイーブなところもございますので、今後、町でいろんなことに取り組んでいただきまして、なるべく 1 軒でも幸せな家庭、幸せな子どもが増えるように、よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、暫時休憩いたします。再開は15時20分から再開いたします。

－休憩 15時08分－

－再開 15時20分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

8 番、山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） それでは、通告書に従い、分割で 3 点質問してまいります。早速行きます。

まず、1 点目は、新年度予算から見える町の財政運営についてです。

この 3 月議会定例会は令和 7 年度の予算を決める最も重要な定例会になります。私は今までから、町の財政状況や主要施策などを含めたまちづくりについて、近隣や同じ人口規模の町の状況や極端に人口が少ない町村においても町や村の魅力を発信しているところの調査や視察を行い、また、財政的にもどうなのかを調べたりして見聞を広めてまいりました。

改めてこれまでの町の財政状況を見てみますと、社会保障関係経費や人件費の急激な増加が見られ、加えて、このところの物価高騰による経常経費の上昇がじわりじわりと町の財政に影響を及ぼしてきていると感じ、その状況をデータ化し、注視してきました。人件費などの義務的経費の増加分を何とか吸収しようと、投資的な経費を減らさなければならない、緊縮した財政運営を行って行っているのではないかと考えるようになりました。

参考資料の 1 を見て下さい。いつものグラフになります。平成 29 年から令和 5 年度までの決算の数値、それから、令和 6 年、7 年度は予算の数値を記載しています。

単位は100万円です。

義務的経費は人件費、障害手当や障害者・高齢者支援などの費用の扶助費と町の借入金の返済費用の公債費がこれに当たります。その下の一般行政経費は施設の管理費などの費用、公共施設の維持管理に係る費用などが該当します。その下の投資的経費が道路や公共施設の整備など社会資本整備の費用が該当してきます。

グラフを見ていただいて、青線の義務的経費が年度ごとに上がり続けていることが分かると思います。ここ近年は急激に上昇していることが分かります。主に会計年度任用職員制度の導入や人事院勧告による給与等の改定、令和7年は地域手当の導入なども加わり人件費が増加し、扶助費も上昇している要因となっています。

オレンジの点線は一般行政経費に当たります。近年、補助費等も上昇しており、若干上向きであるということが分かると思います。一方、赤の点線が投資的経費で、ここ近年、大型投資がないことがこのグラフで分かってくると思います。

このような状況であることをまず、皆さんで共有しておきたいと思います。

文章に戻ります。先日、ネット情報で、広島県のとある町が、政策実現のための積極投資、職員人件費の増加、大型投資事業の実施による公債費の増加になどにより、令和8年度には財政調整基金（災害などの緊急時に使うための貯金）が枯渇する見込みとなったと報じられ、この町の財政が危機的な状況であることを伝える住民説明会を開催しているとのことでした。次代を担う子どもたちにこの町を健全な姿で引き継ぐため、持続可能な財政運営に向けた取組を行いますということでした。

日野町ではこの財政調整基金は、平成14年から今まで毎年、年度当初の予算策定時には政策実行のための財源不足分を補うために取り崩しているものの、年度途中の歳入の増により繰戻しを行ったり、その他特定目的基金に積立てを行ったりして、決算時の基金残高が一定確保されているのが現状です。

参考資料の、添付の順番はちょっと間違っておりましたので、先に3番を見て下さい。グラフを見ていただいたら分かるように、町の貯金に当たる基金は積み上がり、一定維持されているということが分かると思います。

ここで注意しなければならないのが赤枠、色抜きの文字で記載している内容のことです。令和7年度の見込みは財政不足を補った財政調整基金が約半分、6億7,600万円に減少しているのです。令和7年度にはこの取り戻した金額が大きく、今後どのように推移していくのか、先ほど言いました広島県のとある町のようにこの財政調整基金が枯渇することのないように、注視しなければならない、そのように考えております。

文章に戻ります。また、町の借金である地方債においても、近年、大型投資を実施していないことから、大きく借入することなく、投資も有利な起債で進めてきた結果、減少しているというのが現状です。参考資料の2に記載しております。

青の折れ線グラフの臨時財政対策債が徐々に減少してきていることが分かります。この臨時財政対策債は、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するために、その不足する金額の一部を一旦、地方公共団体で借金して賄っておく県債のことです。ここ近年は交付税や支出金で賄ってきており、意図的に発行額を減らしてきているものです。

令和7年度の発行額は制度創設以来初めてゼロということで減ってきているものの、過去の発行額残高が約35億もあり、依然大きいことが分かります。今後、公共施設等の建設や増築、改修による借金によって一般債がどの程度推移していくのか、これもよく見ていかなければならないと考えております。

文書に戻ります。ここ能说えるのは、日野町は健全な財政運営ができているものの、「日野の未来への投資」が行われていない、言い換えれば、積極的な投資を打つ判断を誤ると財政状況が悪化してしまわないのか、ここにジレンマがあるのではないのでしょうか。

去る2月25日に令和7年度の予算が議員全員協議会で発表されました。過去最大の予算規模でありながらも、堀江町政の目玉である子ども・子育て施策の充実には物足りない予算編成になっているのではないかと第一印象でした。肝煎りの新こども園の建設を進めるための用地買収、基本設計業務、実施設計業務は含まれていなかったのです。実に残念な思いになりました。背景に何があるのか、町の考え方をお聞きしていきたい、以下のとおり伺います。

1点目。昨年5月に少子化対策・こども未来戦略会議が立ち上げられ、出生数減少への危機感やより一層子育てしやすい環境整備に全庁挙げて取り組んでいくと言われました。戦略会議で議論されている内容の主な政策はいかがか。

2点目。戦略的に取り組まなければならない重要政策の実行に取り組んでいけるリソースはあるのか。

3点目。町長肝煎りの子ども・子育て支援施策、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）記載の新こども園の建設で、用地買収、基本設計業務、実施設計業務は令和7年度に実施できる予定なのか。当初予算に入らなかった理由はいかがか。

4点目。社会保障関連経費や人件費など義務的経費の増大が急激であります。これからますます厳しくなる財政事情と見ています。こうした中、町の重要課題に対して未来志向で取り組む未来への投資が必要だと考えるが、あれもこれもできるものではないと見ています。施策、リソースにもスクラップ・アンド・ビルド（施策や事業をゼロベースで見直し優先度を見極め構築していくことで効率や価値を高める手法のこと）の徹底をしていく必要があろうと考えるが、いかがか。

5点目。国が「新しい地方経済・生活環境創生本部」の設置を閣議決定され、「地方創生2.0」を進められる予定である。既に自治体に方針や交付金など下ろされて

きているのか。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） 新年度予算から見える町の財政運営について、ご質問を頂きました。

1点目の、日野町少子化対策・子ども未来戦略会議での議論については、これまで第3期日野町子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート結果などを踏まえ、様々な施策について検討し、令和7年度の当初予算案に新規や拡充事業として予算計上させていただいたところです。

また、次年度からの取組が難しい施策であっても、重要なものについては引き続き検討していきたいと考えております。

2点目の、重要政策に取り組むための財源については、当初予算において、各種の子育て施策への子ども・子育て支援交付金の活用、乳幼児健診への母子保健衛生費国庫補助金の活用、また、都市公園の遊び場整備への社会資本整備総合交付金の活用などの財源確保を図り予算計上しているほか、日野学童保育所保育室増設に伴う設計委託への子育て未来基金の活用も予算計上しております。

3点目の、新こども園の予算につきましては、今後の町の子育て施策の全体的な方向性を定めるため、これまで日野町幼児教育保育施設再編整備計画および第3期日野町子ども・子育て支援事業計画を同時進行で策定してきたところです。

このため、新こども園の整備についてはこれらの計画に基づき、現在、基本構想を策定中でございますので、関係する予算等につきましても、今後状況が整い次第、計上させていただきたいと考えております。

4点目の事業見直しについては、今後も義務的経費や一般行政経費が増えることを予測しており、既存事業の見直しが必要と認識しております。令和7年度当初予算編成にあたっては、予算要求段階での廃止・縮小も含めた事務事業の見直しを指示し、予算編成に取り組んできたところです。限られた人材と財源の中で新たな施策に取り組んでいくには、ソフト事業、ハード事業を問わず、事業の優先度や費用対効果などを検証していくことが必要であり、引き続き努めてまいります。

5点目の、「地方創生2.0」については、国の説明会において方向性を示され、「当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、適応策を講じていく」とされています。また、交付金については、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金を「新しい地方経済・生活環境創生交付金」として改められ、令和7年度の当初予算に同交付金事業を予算計上させていただいたところです。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、1点目の、日野町少子化対策・子ども未来戦略会議で検討されている様々

な施策について、令和7年度当初予算にも組み入れて、重要なものについては引き続き検討していきたいと言われていますが、私がここで説明をしているのは、重要なものが何なのか、何が上がってきているのかというのが聞きたいわけなんです。

日野町の少子化の課題、令和6年度にお生まれになったお子さんの数は104名ということをお聞きしました。令和元年前後が150名前後であったのが今はもう100名ということで、この少子化の現実を新たにしたところでございます。この出生数の減少は過去最低の数値で、今のところコロナ禍前への回復の兆しが見えていないと、そう思っています。

2月27日に厚生労働省が公表した令和6年度の人口動態統計速報、日本人の出生数は初めて70万人を割り込み、合計特殊出生率も過去最低だった令和5年の1.20をさらに下回る可能性が高いことを言われていました。日本全体でもそういう状況でありますから、私たちの住む日野町の少子化も予断を許さない、そんなことであると思っています。

町が進める少子化・子ども戦略会議では、少子化に起因する婚姻数の増加対策も議論に上がっていると思います。6年度から継続で令和7年度もそういう施策が入ってきています。

もう1つは、住み続けてもらう対策も議論の中にあると思いますので、そういうことも含めて、今、副町長が座長をされておりますので、そういう重要な施策についてどういう方向で今進んでいるのかというのを、ここで公表していただきたいと思っています。

2つ目はリソースに関してなんです。ここではお金のことを主に答えていただきましたが、リソースといいますと、人・物・金と、そういうことを言われていて、リソースの中の人というのはやっぱり有形リソースと無形リソースがあって、有形は人そのものやけど、人に関する無形といいますと時間やとか能力とかそういうものが無形のリソースということで考えられています。

そこで、有形リソースの大事な人なんですけど、たくさんの政策事業を進めていく上で、人そのものが足りているのかどうか。無形リソースとして人の能力、時間は保たれて、各施策が執行できる状態にあるのでしょうか。オーバーヒートはないですよね。庁内での働き方改革も進められていると聞いていますので、労働強化にならないことを確認させていただきたいと思います。

なぜそのようなことを申しますかといいますと、様々な施策とともに、今年は10月の国スポ・障スポの開催があることから、たくさん兼務辞令が出ているということを知っています。従来仕事を抱えたままで兼務の国スポ・障スポに向けての準備をしていくこととなると思いますので、その点どうなのかなというのをちょっと心配しておりますので確認させて下さい。

そして、大事なリソースで、お金の、財源の話です。答弁では交付金や補助金の活用と日野の学童保育所ヒノキオの増設に伴う設計委託に基金活用とは言われています。私は、少子化対策を進める上で重要な案件に取り組むにあたって大きな財源が必要だろうと、そういうふうに思っています。そのところをどのように考えているか、お聞きしたいです。

厳しい財政状況の中、いかに財源を確保し、使うにしても住民の福祉の向上のために効果的に使うこと、お金を借りるにしても有利な地方債を活用したりして効率的な財政運営が求められると思っています。そういうことから、要は大きなお金を使うためにどのようにしていこうと考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

3点目。なぜ新こども園の建設用地の買収や基本設計業務、実施設計業務を組み入れなかったのか。本当に新こども園の建設そのものを心配しております。

まず、基本構想はいつまでに完了させる予定なのか、お聞かせ下さい。状況が整い次第、基本構想が出来上がれば進むのですか。用地買収、基本設計、実施設計の委託業務も補正予算を上げて進むことになるのですか。例えば5月にできましたと仮定した場合、次の6月に補正予算が上がってくるのか。そういう、要はスケジュール的にどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

大事なことです。本当に日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）で示されたこども園の開園、間違いなく令和10年4月にできますか。令和10年4月開園から逆算すると、工事着工は遅くとも令和8年の早い段階で着手する必要があると思いました。どちらにしても令和7年度には用地買収、基本設計、実施設計を終えなければならないと考えておりますが、この大事なことを確認させていただきたいと思います。

4点目のスクラップ・アンド・ビルドについては、令和7年度の当初予算編成にあたって廃止・縮小も含めた事務事業の見直しを指示したと言われましたが、事務事業の見直しだけでしょうか。今回、幼児教育保育施設再編整備計画（案）がまさしくスクラップ・アンド・ビルドに当たっていると思っています。また大きいですが、ちゃんと上がっていると思います。

老朽化していく建物、設備を日野町の未来を考えた場合にやめていかなければならず、新しい施設や設備に置き換えることを進めていくものです。これを町の財政とまちづくりから考えて、本当にやらなければならないことだけをやる。これだけ義務的経費が上昇して、継続していかなければならない施策もあって、公共施設の老朽化が急加速している状態で、どうかじ取りしていくのか。

先送りしていくほど将来世代の負担に偏ってしまわないか、心配しているところでございます。経費や投資の選択と集中を徹底して、スリム化を図って、将来世代

にツケを回さないようにしなければならない、そうではないでしょうか。この点を確認させていただきたいと思います。

5点目。新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の件は予算特別委員会で詳細を確認させていただきますので、答弁は結構でございます。4点のみ再質問、お願いします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 今、山本議員のほうから、日野町少子化対策・子ども未来戦略会議の、私のほうは長をさせていただいているということで、どんな状況やと、こういうお話でございました。

まずもって、かなり子育て、いわゆる子どもを増やしていくという部分を含めて、かなり広い範囲でございます。少なくとも、まずは、今、子育てをされている方のニーズがどんだけあるのかという、そこからいえば、先ほど申しましたように、直近で実施しましたアンケートの中を細かく拾っていかせていただいた部分、それから、もっとちょっといろんな発想が必要ではないかということで全職員からいろんなアイデア募集をさせていただいたと、こういう形でございます。

それを、基本的には、まずは出会いから、居住があって、そして、イメージとしては、出産があって、育児があって、就学前の保育があって小、中、高、大、そんな感じで、さらに、できれば職という、そういう広く見ていく中で、では、どの施策がどこに当てはまるのかというような整理をさせていただいてきた中でございます。

そうした中で、実を言うと、先ほど申しましたようにいろんな案があるんですが、お金のかかるものと、それから、工夫次第もしくは仕組みによってこれはできるのではないかとという部分で整理をさせていただいた部分がございます。もう1つは喫緊の、当然、要求と、課題といいますか、そういうものがございます。

そうした中で、実を言うと、簡単というか、簡単そうにできたのやけど、今までの要望として非常に大きかったのは、雨の日とか暑い日、それから寒い日、そういうところで遊ばせるところがないんだという意見がかなり多かったんです。そうした意味では、ちょっと具体的になりますが、公で空いている部分でそういうところが利用できる仕組みをつくっていかないと。これははっきり言いましてお金が要らるので、そういう部分をやらせていただいたり。

ただ、今言いましたお金の要る部分というのはやはりかなり慎重に考えないと、ずっとこれから負担していくということになります。いろんな中で、支援としては無償という形がすごく聞こえはいいんですが、では無償というのを振り返ったときに、いわゆる、ああ、これただでええやん、ただでええやんということにならないかという、そんな議論があって、そこをどの程度の負担も含めて考えていかなら

んのかなというような話もございました。

いろんな細かい部分でいいですとありますが、特に、先ほど山本議員もおっしゃった部分でいいですと、住宅施策というのはかなり大きな部分だという話も前から聞いております。ただ、特に大きな部分でいうと、規制のかかる整備計画というのはなかなか簡単に行かないので、特に市街化の隣接地域とか、市街化からではなくて調整区域でできないのかとか、その辺についてはしっかりと規制緩和の部分では、それは別の部分で要求をしっかりと上げていくというような形で考えています。

あともう1つ、ちょっと難しいのは、民間と公がどこまで役割を果たしていくのかという部分でいえば、今ある不動産が有効に使えるようにというのは、一定、民のほうで情報発信はしているけども、官でも一定持っていますけども、では、どういう形でまとめて、それを情報発信していくのかという部分がございます。

そういう意味では、まずは子育てに関する情報をしっかりと、ああ、ここを見たら全部入ってあんのやという、そこをつくらなあかんやないかというところから入らせていただいて、そこはまず来年度しっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

そうした意味では、お金の問題と、それから、お金は要らんけど工夫できる部分と、それから、短期的に今、このぐらいなら何とか資金的にできるだろうという部分と、もう少し中長期にしっかりと押さえてやっていかんなんというような部分がございますので、まだたくさん課題が。

だから、70ぐらい項目がざっと上がっているんです。そのうち、恐らく今回出させていただいたのはまだ3割ぐらいまでしか出ていないので、しっかりとその辺についても、また、交通の分につきましても、もう少し「チョイソコひの」のほうをしっかりとやって、公共交通というものをどうしていくのかというのがあった中でやっぱりしっかりと押さえていかないとあかんということで、ちょっといろんな課題があるのは確かでございますが、何としても進めていかんなんということで、引き続き中長期という、長期というとちょっと寂しいので、もう少し目先、中期ぐらいで頑張っていきたいと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 山本議員から再質問いただきました。

まず、1点目の、リソースの部分、人・物・金ということで、この部分でございます。人、職員のほう、充足しているかということで、決して充足しているとはこちらでも考えておりません。職員のほうにもかなり無理の中で仕事をしてもらっているのかなと、こういうふうに考えております。

ただ、日野町の規模で今までやってこられたのは、やはり職員間が身近といいますか大変近い中で、知った知られた中での、そういった親近感の中でやってきてい

ますので、助け合い、協力しながらこれまでやってきていますので、これからもこのような日野町の職員のよさといいますか、そういうところで重要施策の事業をどんどん進めていければと思います。

それと、なかなか担当課だけでは難しい部分もございます。横断的にしていかなければならない部分がございます。こういった部分については、プロジェクトチーム等も組織しながら、横断的に政策的な課題を解決していくような手段も必要かなと思っております。

あと、財源の部分ですけども、議員おっしゃるように、国や県の有利な補助金のほうを確実に、早く情報をキャッチして仕入れるというのは大事なことで、また、起債に関しても交付税の算入率の高い有利な起債を活用していくという部分については、議員おっしゃるとおりだと思います。

この部分を当然意識しながら財政運営しながら、かつ中期的にはやはりふるさと納税等についても一定確保を望んでいくというか、そういう取組も、確保に向けた取組も必要だと思いますし、長期的に見るならば、やはり企業立地等も進める中で、そういった税収のほうも一定見込む中で町財政を安定させていく必要もあるのかなと思いますので、その部分については今後も努力をしていかなければならないと、このように思っております。

続きまして、事務事業の見直しの件でございます。老朽施設、公共施設なんかの見直しに切り込もうとするならば、関係する方、住民の方もおられますし、なかなかすぐには難しいのかなと思います。例えば、公共施設だけに限らずに、例えば補助金の一律見直しであるとかそういったところも考えられるんですけども、ただ、関係者への影響が少しやっぱりあるので、そこはちょっと慎重に対応していかなければならないのかなと思います。

一足飛びにそれをすることによって、財政的には助かったけども町として住民さんへの影響があまりにも大き過ぎて結局立ち行かなくなるというか、そういう心配もありますので、そこは慎重しなければならないなと思っております。

ただ、事業見直しについては一定していかなければならないと思います。ただ、見直しですのでそれほど大きな額にはならないかも分かりませんが、行政のスリム化という観点からはその部分は必要だと思いますので、ちょっと来年度に入りましたらその見直しについても何らか組織立てて検討していけないかなということのをちょっと考えておりますので、その方向でまた研究もさせていただいて進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 山本議員のほうから再質問ということで、3点目のことでお答えをさせていただきます。

まず、今回、町長答弁にもありましたように、今回、新こども園の基本構想の策定業務につきましては、こちら実とは同時進行で、第3期の子ども・子育て支援事業計画、それから、一番大きな再編整備計画と並行して策定を予定しておりました。

ただ、今回の再編整備計画等の動きが、ちょっと年度末までということもかかりましたもので、今回の3月議会のほうで基本構想の策定業務につきましても繰越しを予定させてもらいまして、一旦しっかりと再編整備計画ができた中で、基本構想の施設の基本計画、規模とか、もちろん候補地、つまり建てる場所、そういうことの計画を策定していきまして、具体的な見通しが立てられた中で、そういった今後の予算計上ということで、新こども園の関係する用地買収等の予算計上を考えておるところでございます。

一旦、基本構想の策定につきましても、予定としましては6月頃にその辺を見せました中で、そういった今後の見通しも立てられた中での予算計上の対応ということを考えております。

また、開園の時期につきましても、現在、再編整備計画のスケジュール通り、令和10年の開園をもちろん目指しまして、先ほど総務主監の話にもありました、全庁が関係機関、横の連携も含め、しっかりと議論をいたしながら、連携・協力しながら、その目標に向かって取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 再々質問は1点だけにします。今、基本構想を6月頃というお話を聞きましたので、それが上がったらもうすぐに今の用地買収、それから基本設計、実施設計ができる運びになっていくんでしょうか。

例えば、素人感覚で申し訳ありませんが、用地取得で2億円、それから建設に10億円かかったとした場合に、財源のめどというのは、子育て未来基金が今、2億数千万円ありますけども、あとプラス起債であるとか、そういうふうなめどというのは立っているんでしょうか、そこを確認させて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 再々質問を頂きました。実際その基本構想の中で、施設の整備基本計画という形で、規模と場所という形での基本計画を策定してすぐということでは、今のところなかなか対応が難しいかなというのは考えております。

その中で、もちろん用地買収にあたりましては相手さんとの交渉なりが、場所によって必要でありますし、また、議員おっしゃっていただきました、やっぱり財源、その辺をしっかりといろんな、起債も含めましていろんな補助金、現在のところ今も調査中ではあるんですけども、そうした形でしっかりと財源も見極めた中で対応していかなあかんということでは思っておりますので、どうぞよろしく願いいた

します。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） ちょっと明確なお答えは頂けませんでしたけども、最後はもう町長の判断になるかと思います。このような執行側の答弁の状況をどのように捉えておられますか。

日野の未来に禍根を残すことのないように、将来世代まで明るく暮らしやすい魅力あるまちづくりを進めなければならない、そういう強い思いは町長お持ちだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。2つ目の質問に行きます。

新年度、新たな地域おこし協力隊の活動についてに行きます。

地域おこし協力隊は平成21年に国の地方活性化の支援策として始められ、はや16年になりました。この地域おこし協力隊は、地域産業の振興や住民支援など地域での活動を行いながら、隊員自らその地域に定住・定着を図ってもらうものでした。昨年まで日野町には3名の方が来町され活動されていましたが、11月までに全ての方が任期を終えられ、任期途中に地域を離れたり、現在は不在となりました。

期待が大きい一方で、活動に悩みを抱えていたり、任期後の定住や仕事探しには大変な苦労があったのではないかと思うのですが、受入側の町の体制や、地域と隊員自らのやりたいことがうまくマッチングできていたか、疑問視されているところがございます。

県内では、これまで就任された隊員の定着率は6割程度にとどまっていると言われています。同じ人口規模の愛荘町を確認してみますと、現在9名の隊員の方が在住され、「つながりを生むマーケットを創る」をコンセプトに、地域課題を解決しながら起業を実現するために活動されていることを伺いました。また、昨年2月からは、県内の隊員をサポートするため、「しがごとまるごと協力隊ネットワーク」が発足、東近江市を拠点に活動され、日野町にもサポートをしていただいた経緯があると聞いています。

新年度、新たに地域おこし協力隊を任用していくと伺いましたので、昨年までの結果から学ぶべきことを整理し、隊員がやりたいことと地域が求めていることとのミスマッチを防ぎ、スムーズに定住につながる環境整備が欠かせないと考えています。そのために、まずは地域が何を求めているのかをきっちりとくみ込んで、隊員の募集につなげていくことが重要ではないかと思うのです。さらには、隊員の活動内容と地域の活性化をどのように考え、実施していくのかとする地元住民への説明も大事ではないでしょうか。

これらのことを町はどのように考え、任用していこうとしているのか、以下のとおり伺います。

1つ目。昨年まで町には3名の地域おこし協力隊の方が活動していただいた。期待していた経過は得られていたのか。また、どのような課題があったのか。

2つ目。地域おこし協力隊の方々によって進められた「まちのコイン」の実施状況はいかがか。

3つ目。昨年1年間、3名の方に活動いただき、要した経費（人件費を含む）はどうか。また、隊員1人当たりの交付金や補助額はどうか。

4つ目。新年度の採用はどのような形で進めようと考えているのか。まずは町や地域が何を求めているのか、しっかりと把握した上で進めていく必要があると考えるが、いかがか。

5点目。「しがごとまるごと協力隊ネットワーク」と町との連携体制はどうか。

以上、質問いたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、地域おこし協力隊について、ご質問を頂きました。

まず、1点目の成果につきましては、隊員のミッションとして、関係人口の創出と拡大、移住・定住の促進に係る取組を進めてきた中で、それぞれ隊員の特色を生かしつつ、体験企画や地域合宿、マルシェの開催、各種イベントでの連携等、地域の人々と協力しながら活動できたものと考えています。

また、課題については、ミッションに関する活動の自由度が高いことから、活動内容が絞りづらく、隊員が自分のスキルを生かした活動の見通しが立てづらかったと考えています。

2点目の、「まちのコイン」の実施状況については、隊員により町内の商店や施設にスポットの登録や体験作成のフォローアップ、ユーザー登録会の開催のほか、マルシェやひなまつり紀行など各種イベントにおいて体験ブースを設け、利用促進を図っていただいたところです。現在は職員により運用を行っており、イベントでの体験や町内の子育て施設をスポットとして交流を促進しているところです。

3点目の、令和5年度における地域おこし協力隊の活動に要した経費については、3名で約1,391万円を支出しました。この経費については、隊員1人当たり、報償費320万円、活動に要する経費200万円を上限として、全て特別交付税の措置の対象となっています。

4点目の、新年度の採用については、移住・定住施策の推進で1名、地域づくり施策で1名の隊員を募集させていただく予定をしています。募集を進めるにあたっては、事前の見通しが重要と考えていることから、募集検討段階から地域の関係者と連携し、隊員の役割、町の役割、地域の役割について共通認識を図り、隊員の着任後にミッションと活動内容がミスマッチにならないようにしたいと考えています。また、着任後についても、設定したミッションに向けて、隊員、町、地域が協

働できる体制を整えておく必要があると考えています。

5点目の、「しがごとまるごと協力隊ネットワーク」との連携体制については、今年度の委託事業において、隊員の日々の活動のサポートや定期面談により支援いただくほか、町への制度運用に対するアドバイスを頂き、効果を実感したところで。新たな地域おこし協力隊の採用にあたっても、採用検討段階から連携していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の、成果と課題について、それぞれの地域おこし協力隊の皆さんの人脈はすごく多くて、イベント開催時の出店数や仲間の多さにはびっくりさせられることが多くありました。町ににぎわいが創出されて、消費にも回ったことはよかったと思っています。

しかしながら、少し辛口で申し訳ありませんが、日野町を知ってもらうこと、少し認知度が高まったかも分かりませんけども、今は情報化の時代で、ほかにも出歩きたいところ、行ってみたいところはたくさんあると思います。一時的な関係人口の創出でよかったのでしょうか。

今回重きを置いたテーマを関係人口の創出としたこと、そのところはもう少し熟議しておいたほうがよかったのではと思いますが、企画サイドとしてはどう思われているのでしょうか。

もう一方の移住・定住の促進にどれほど寄与されたのか、具体的には見えにくかったと思っています。そもそも定住・移住の促進をテーマに、地域や行政と地域おこし協力隊の皆さんとどうやって行っていこうとするコンセンサスが得られていたのか、ちょっと疑問点を持っていますので、この点はいかがでしょうか。

2点目の「まちのコイン」なのですが、今、アプリで「まちのコイン」と「ぐるりん日野ナビ」がありますが、日野ではあまりこの「まちのコイン」の普及は進まなかったように思うのですが、いかがでしょうか。

3点目。交付金の状況は分かりました。企画サイドのほうで費用対効果はどのように捉えられているのか、教えてほしいと思います。

それと、令和7年度も同様に活動していくための交付金はあるのか。あると思いますが、その点を確認させて下さい。

4点目。大事な点だと考えております。新年度の採用について、既に移住・定住施策の推進で1名、それから地域づくり施策で1名と、そういうことを言われていました。既に地域の関係者と連絡を取っておられると思いますが、ちょっと気になるのが、前回も定住・移住の推進でテーマを掲げてやっていったので、前回と今回と取組がどう違うのか、どうブラッシュアップされているのかというところを確認

させて下さい。

これから、地域を振り返ってみると、ますます過疎化が進んで、農業も伝統も維持できていかない。日野の、私は北山茶についてちょっと心配しているんですが、せっかく後継者が来ていただいたのに、ちょっと長続きしなくて帰っていただいたということで、困っているということを耳にしております。

こういう、なかなか地域おこし協力隊とのマッチングが難しいとは思いますが、こういう存続が危ないところにもちょっと手を差し伸べるということが必要ではないかと思うんですが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

5点目のほうは、「しがごとまるごと協力隊ネットワーク」、十分連携を取っていただきたいと思いますので、答弁は結構でございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 地域おこし協力隊のことに関連しまして、数点、再質問を頂きました。

今年度までの3名の方のミッションの中で、関係人口の創出というところの熟議がどうであったかというところでございます。町長答弁でもさせていただきましたとおり、ミッションそのものが比較的広い範囲やったと思います。そういった中で、関係人口の中でもこれを進めていくという個別の絞り込んだところが、隊員さんが赴任されてからのお話合いの中で進めていったというところでございましたので、今度は赴任される前のある程度絞って、地域のステークホルダーの方ともおしゃべりしながらやっていければというふうに考えています。

コンセンサスの部分は、今ちょっと答弁させていただいたとおり、来られてから隊員さんと一緒につくり上げていくという形を取りましたので、議員ご心配されている、前準備がなかった中でのコンセンサスということとなっていますので、よろしく願いいたします。

次に、「まちのコイン」「ぐるりん日野ナビ」の普及の関係でございます。現段階での状況でございますけども、現段階で日野町のユーザーさんは378名、このサービスを全体使っておられる方が1万762人というところで、これは7年2月現在の数字でございます。

あと、それと、ユーザー登録数は一定あると理解しても、なかなか活動がこれを使って有効にできていたかというところでございますけども、今年度に入って2月末までの状況でいくと、交流スポットと接した回数といいますか、それが1,700余りであったと。この数字をどう見るのかというところでいけば、もう少し高いほうがいいのかなというふうに私は思っておりますので、今後このアプリをどう活用していくかというのとも考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

次に費用対効果の件でございますけども、あと、それと令和7年度も特別交付税の措置があるかというところでございます。費用対効果のところはなかなか測りづらいというのが正直なところでございますけども、やはり、それは、3名の体制についてはもともとのミッションの部分が広がったというので、移住・定住を促進するという部分では可視化しづらかったというのがありますので、その部分も今後どういった方法がいいのか、きちっと考えていかなければならないと思っております。

それに加えて、令和7年度につきましても特別交付税の措置は引き続き残っておりますので、そこは活用させていただきたいというふうに考えております。

4点目に聞いていただきました関係者との連絡というところで、今、次に、移住・定住で、活動の中で具体的に決めていって活動しやすくしたいなという、その中の1つの中にお試し移住制度を考えているところでございます、予算計上も委託経費として考えております。

また、活動のしやすさというところで、先般も少しお答えしましたけども、会計年度任用職員として町の職員と一緒に制度をつくり上げていく、一緒に移住・定住に取り組むというところで、二人三脚といいますか、そういった形と、地域の方ともつながりながら、今、問題になっている空き家の問題を何とか解決する糸口にならないかなというふうに考えているところでございます。そういった形で、前回とはちょっと違う形でさせていただきたいなという思いをしております。

次に、北山茶の関係でございますが、こちらについては、実は以前、協力隊の制度を活用して農林課のほうで募集いただいたところなんですが、募集がなかったというところがございますので、そこは協力隊制度でいくのか、もう1回、事業継承でやっていくのかというのは検討が必要なのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今お聞かせ願いましたので、前回と次年度とは大きく改善されて進められるということなので、しっかりと取り組んでいただきたいなということを思いますので、よろしくお願いします。

地域おこし協力隊を迎え入れる大事な点は、いかに地域が求めることとマッチングさせていくかということ。繰り返しになりますけども、迎え入れる前からしっかりと意見交換をしてもらって、その後には説明会をしたりとか、お互いが状況を認識しながら、体制づくりをしっかりと構築していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。この質問は以上になります。

3つ目の質問に参ります。3つ目は、持続可能な地域農業にしていくにはです。

質問に入る前に、午前中に西澤議員の質問にもありましたが、ここのところの米騒動での高値での出荷価格の販売とか、また、お米の制限販売が常態化しているようです。政府の備蓄米の放出で事が収まるものなのか、私はそう簡単には収まらな

いのではないかと感じてなりません。

ある農家さんは、もう来年度の作付に向けてお米を買いに来ていらっしゃるということを言われていました。生産者にとってはうれしい話ですが、時は遅し、もうからない農業で離農されている方がたくさんおられ、今になって「たくさん作ってよ」はちょっと虫がよすぎるのではないかなと、そんな思いをしております。安価なお米価格での取引が長く続いて、長らく減反政策を推し進めた農業政策に課題を突きつけた形になっているのではと思っております。

今は大型機械で、デジタル管理やとかスマート農業やとか言われていますけども、日野の中山間地の多い水田地にはそのようなことはできないと思っています。やはり日野では、大規模農家さんと集落営農とがすみ分けをしながらも連携し合って農地を守っていく、このようなことを繰り返し、連携してやっていくのが大事だと思っています。日野町のお米はおいしいと言ってもらって買ってくれている。日野の農地・農業をどう守りながら、経済も循環させていきたい、こんなことを思い描いております。ちょっと話が長くなりましたが、質問に行きます。

日野町の農業のほとんどは面積が小さい中山間地の農地が多く、その中山間部での農業は手間と時間を多く消費し、作業効率、農業生産性がよくないことは言うまでもありません。そのような中でも必死になって地域の農業を守らなければならない、先祖の農地を守りたいと奮闘し、結果、労力多くして十分な収益が得られないまま維持してもらっているのが現状であると思っております。

先日1月29日に開催されました農業委員会と日野町議会との懇談会においても、農業の担い手不足からなどから、5年先、10年先の農業が維持できていくのか、この先は分からないと切実な思いを聞かせていただきました。

現実、高齢になり後継ぎがなく、頻発する獣害被害や気象災害も相まって、農地を手放したいという声を多く聞くようになりました。また、今まで引き受けていただいた大口農家さんも、もうこれ以上は引き受けられないと苦悩の声も聞くようになりました。担い手の確保だけでは限界が見えてきているのです。本当に、これからの町の農業を守るにはどのようにすればよいのでしょうか。

現在、町では、昨年より農業経営基盤強化促進法の改正があり、これからの地域農業をみんなで考えていくために、地域計画を策定しながら将来の農業の在り方について議論が進んでいることを伺っています。地元の営農組合では、少人数な組織であったために6つの組合が1つになって話合いを進めていったということも聞いています。方向性が見えてきてよかったのではないかと考えています。また、この話合いを始めることが地域の農業を守る第一歩になっていったと考えています。

私は令和6年9月議会の定例会一般質問において、水田活用の直接支払交付金、水活、5年に一度の水張りルールについて質疑をしていきました。当時は国が一方

的に施策を執行しようとしていき、農家さんから苦悩の声を聞き、心配しておりますが、現在は要件の見直しの方向性を発表し、令和9年以降、交付要件の水張りは求めないと明言されました。

この水活とは、国による米の転作・減反政策の下、水田を麦、大豆、飼料作物などに転作した場合に交付金などの支援を行うものです。また、並行して実施されてきたのが畑地化促進事業で、地元、西大路地区においてはこの制度を活用していくと言われていました。5年に一度の水張りで水を入れようと段取りしている農家さんもあり、畑地化促進事業を活用していこうとする農家さんもあり、少し混乱した状況がありました。

以上のように、様々な農業に関わる諸課題に関し、持続可能な地域農業にしていこうと考えていくために、以下のとおり伺います。

1 点目。地域計画の策定期限は令和7年3月末と言われています。町の進捗と支援の状況を伺います。

2 点目。今回、地域計画を策定していったことによって得られた成果はいかがか。また、新たな課題は見えてきたのか。

3 点目。農家さんの高齢化に伴う離農などによって、今まで作付されていた農地は大口農家さんに偏りがちになっている。それも中山間地を多く持つ町の農地には限界があると思っています。地権者や小規模・兼業農家さんも巻き込んだ多様な人材確保を行い、地域ぐるみで農地を維持し利用していく体制が求められると考えています。町は農業を守っていく上で人材確保策はどのように考えているのか。

4 点目。従来から行われてきた支援施策、多面的機能支払交付金事業が続けられなくなる集落があると聞きました。実態はいかがか。

5 点目。水田活用の直接支払交付金、5年に一度の水張りルールの見直しについて、現在、町に入っている情報はいかがか。

6 点目。国から示された畑地化促進事業は予定どおりに進むのか。

7 点目。オーガニック米の学校給食への提供が始まっています。町が入手している生産者の声はいかがか。課題は見えてきているのか。

8 点目。桜谷地域農村RMO推進協議会が令和5年9月に設立され、継続して桜谷地区の農用地保全や農産物のブランド化に取り組まれています。これは農水省の農村RMOモデル形成支援事業で進められ、私も注目しているところであります。町の関わり合いはいかがか。問題なく進捗しているのか。

以上、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 持続可能な地域農業について、ご質問を頂きました。

1 点目の、地域計画の進捗と支援の状況については、2 月末時点で52の農業組合

等から提出を受けている状況です。策定に係る支援については、地域に寄り添う形で対応を行っています。

2点目の、得られた成果や課題については、地域内での話し合いにより集落営農組織の立ち上げにつながったり、農地の見える化を行うことで今後の農村集落の維持等について危機感を持つことができたりしたことが挙げられます。

3点目の人材確保策については、それぞれの経営スタイルを尊重した上で、農業関係人口をいかに確保するかが重要と考えています。離農後は関係がなくなるということではなく、一人ひとりができる範囲で協力を続けながら、新たな関わりを持つ人を増やせるよう、成功事例等の収集や、関係機関と連携し施策の研究を進めてまいります。

4点目の多面的機能支払交付金事業については、令和6年度を取組組織数は47組織で、令和5年度と比較し、4組織が取組の継続を見送られております。継続を見送られた理由については、主に構成員の高齢化や活動の担い手不足などを挙げておられます。

5点目の、水張りルールの見直しについては、以前から見直しを求める声を頂戴しており、機会あるごとに国へお伝えしてきたところです。江藤農林水産大臣は令和6年11月の就任当時、このことについて言及されており、去る1月31日の衆議院予算委員会で5年に一度の水張りは不要とする考えを示され、大きく報道されたところです。現時点では国等から直接町への情報は入っておりませんが、今後、詳細が分かりましたら、交付金事務を行う日野町農業再生協議会等と連携し、農業者への周知等を進めてまいりたいと考えております。

6点目の畑地化促進事業については、令和7年度に実施を検討されている地域もあることから、前述の5年に一度の水張りルール見直しの影響等について情報収集等を行い、理解いただいた上で進めていただければと考えています。

7点目の、学校給食へ納品するオーガニック米生産者の声については、納品までの検査作業に非常に労力を使われていると聞いております。

8点目の桜谷地域農村RMO推進協議会については、毎月の理事会において、ビジョンや方向性、事業の進捗等を確認し、今後の自走に向けた支援について検討しております。現在、同協議会では、地域計画作成支援、日野菜かぶ焼酎への協力、JA旧日野北支店の拠点整備等、様々な事業を実施されており、令和8年度以降、国の財政支援がなくなるため、町では滋賀県とともに引き続き伴走支援を行い、掲げておられるビジョンの実現に向けて協力を行います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の地域計画について、2月末で52の農業組合が取り組んでいること、

順調に進んでいるなということは分かりました。農地の未来設計図のようなものかなというふうに思っていて、今回、役場や農業委員会の関係者が一緒になって丁寧に説明して、意見を出し合って進めた結果、まとまってきたものかなと思いました。

ただ、全てがうまくいっているわけではないと思いましたので、ちょっと出遅れているところややれていないところを、どのようにサポートしていこうと思っておられるのか。この地域計画は、やれていないからもういいわと、そんなわけにはいかないかなと思っていますが、その点いかがでしょうか。

あと、3月末期限を過ぎても地域計画を作成して提出しようとした場合、それは可能なかどうか、その点を教えて下さい。

それから、3つ目の人材確保のところなんですが、ある営農組合で、「地権者にも草刈りを手伝ってもらってんねや、その出てきた分だけは報酬として払ってんねや」ということも聞きましたので、それぞれの集落でいろいろ工夫されているのかなというふうに思いました。

このような工夫の情報、先ほども言われていましたけども、そういう機会、情報を交換する機会やとかをちょっと段取りしていただいて、各集落ごとの、長だけを集めるのとか集落同士が意見交換するのとかいろんな機会が設けられると思いますので、その点、改善点が見いだされるといいなと思っていますので、役場のリーダーとしてのリーダーシップはどのように考えておられるのか、お教え願えたらいいと思います。

5点目の、水活の5年に1度の水張りルールのことですが、6点目の畑地化促進事業も同時に進めるということで、ちょっと安堵しているところでございます。役場のほうも国のほうに請願されて、本当に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。この点の再質問はございません。

7つ目の、オーガニック米の生産者ですけども、納品までの検査作業をいろいろされているとお聞きしましたが、まだまだ栽培のノウハウを積み上げている段階で、取れ高も通常米に比べて少ないということもお聞きしていますので、そうは言うても令和7年度からは学校給食の提供が1校から今度は全校に広げていただくということですので、非常にありがたいことかなと思っています。先ほど言いました、ちょっとでも生産者の負担を減らすための、検査作業で困っておられることの改善が何らかに見いだせることがあるのか、お聞きしたいと思います。

8点目の農村RMOについては、先日、桜谷の方にお話を聞きました。「このRMOやけどな、国からの交付金もうあと1年しかないねやわ」と。「何とか自走していける形でつくらんといかんねやわ」ということを言われていました。町は滋賀県とともに伴走支援をしていき、ビジョンの実現に向けて協力をしていくと答弁い

いただきました。私はできる限り、事業のシステム化と、それからそのシステムづくりに町からのサポートともうちょっと支援が、資金の支援があればいいかなと、そういうことが不可欠かなと思いますので、この点のお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、山本議員から再質問を何点か頂戴したところでございます。

まず、地域計画の進捗と、あと、期限を迎えるにあたってどうしていくんだということでお尋ねいただきました。出遅れのところや未着手というようなところも当然あるわけですが、これは策定しなければならないというふうになっておりますので、職員が農業組合長さんやそれから関係の方々にお声かけをさせていただいて、そしてまた、農林課だけでなく農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんも地域に担当がございまして、そこらで接触も図っていただいて、一度役場へ来たらどうやと、あるいは役場のほうから今の現状の地図等をお示ししながら見ていただいて、その状況がどのように変わっていくのかというようなことを、一緒に顔を突き合わせながら検討させていただいているところでございます。

5年後、10年後の人の名前まで書き切れるかどうかについては微妙なところもございまして、その点については国も令和7年の4月以降、現状の耕作から検討中であって、それがどういうふうに変っていくのか引き続き検討するということのようなことも、話も聞いているところでもございます。一旦は現状の状態を確定していくということのようなことも大切なということで考えておりますので、その辺り、最後まで時間内で完成するように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、続きまして3点目の人材確保の点で、地域の方々に地権者の方も草刈りを頂いている、本当にありがたいなということで、そういうお話を聞くと、うれしいな、日野町まだまだ捨てたものではないなというふうに思うところでございます。こういうふうに工夫していただいている例とか、あるいは、ほかの方にももっとして知っていただきたいということにつきましては、ご相談がある都度、役場の窓口等でも例として紹介もさせていただいているところでございます。

ただ、議員おっしゃるように、全体のものになっているかということ、まだまだそういうやり方があったのかということで周知されていない部分もあるかなと思いますので、機会を捉えて、皆さんでこういうことをやってはどうですかと、こういうふうに工夫されておられる事例もございましてということで、紹介についてはしていけたらなというふうに考えているところでございます。

続いて、7点目の、学校給食へのオーガニック米の生産者のことで、検査に

係る作業に労力が非常にかかるということで、この部分の改善策はどのようなことなんでしょうが、あいにくこの部分についての妙案はないわけでございまして、有機で栽培されて、収穫されたお米と一緒に粟やヒエ等も若干混じってしまうというのは、これは現実かなと思います。

それを色彩選別機で丁寧にかけていただいて、やはり取り除いていただくというのが出荷するときの条件かなというふうに思いますので、それを防ぐ方法としては、まだまだ研究途上ではございますが、そもそも雑草を生やさない、抑草するというような栽培方法や、栽培途中でも雑草を上手に刈り取る、あるいはそれを除去するというようなことも研究を補助をしておりますので、そういったものが研究成果として積み上がってくればもう少し改善していけるのではないかなというふうにも考えているところでございます。

それから、8点目のRMOの関係でございます。地域の関係者の方々も自走に向けていろいろ工夫をしていただいているところでございます。町としても答弁にありましたように伴走させていただいている中で、先日は町長の車座懇談会ということで、町長をはじめ関係する課長を、地域に招聘されましたので出向かせていただく中で、各関係課長が実態をお聞きする中で、その中でお手伝いできることは何なのかということでアイデア等も出させていただいたところでございます。

そういうような部分でお手伝いできることや町のほうから情報提供できることは、何も農林課に限らず、ほかの課でも提供させていただいて連携を強められればというふうに考えているところでございます。

また、地域の中も独自でいろいろアイデアも考えておられまして、例えば水田オーナーの募集を先日されたんですが、非常に人気で応募が殺到したというようなこととございますので、そういうような都市と農村の関わりを持つ中で自分たちの地域の在り方を今、模索していただいておりますので、成功事例にでもつながればいいかなというふうに考えているところでございます。

資金面の援助につきましては現在白紙でございますが、RMO協議会の中から具体的にこういう事業を行いたいので支援をとというような要請があれば、また検討はできるかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 明確にお答えいただきましたので、もう再々質問する内容がございませんでした。

昨日の日野町の70周年記念式典で、有機米ご飯のご飯パックが提供されておりました。昨日、小寺衆議院議員もこの話をされまして、非常によかったかと、日野町がこうやって有機米のご飯を推奨してんねやろということがPR、一気に高まったのかなと思いました。効果絶大でした。日野町の農業が有機米の栽培をはじめ、特

産品の日野菜や新しく栽培を始められたわたむきねぎも含めて、もっともっと振興できればよいなと、そんなふうに思いました。

3月2日の農業新聞で論説に「有機自治体の拡大、学校給食から始めよう」と、こんな論説が載っておりました。地域を挙げて有機農業を進めるオーガニックビレッジが全国で129市町村に広がった、ビレッジの宣言をした市町村には初年度にみどりの食料システム戦略推進交付金の1,000万円が寄附される、交付金は有機栽培の技術や流通の合理化、施設整備などに活用できると、こんな論説が出ておりました。

令和7年度も、日野町も有機栽培の動きがあると思いますので、期待したいと思っています。やっぱりおいしいお米は日野で作られた、日野の農地で作られたお米だと思っています。農業にも力を入れていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時50分から再開いたします。

－休憩 16時41分－

－再開 16時50分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 4番、松田です。発言通告要旨に従って、質問をさせていただきます。

1つ目としては、幼児教育保育施設再編整備計画（案）についてです。

令和6年11月8日から11月22日までと令和6年12月9日から令和7年1月7日までの2回にわたって、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）に関わるパブリックコメントの実施結果が出されました。61件もの意見が出されました。私も再度拝読しましたが、いずれも大切な意見であると思います。

そのことから、2つのことについて質問させていただきます。

1つ目。計画案では、各施設は校区割りではなく町全体を対象としていることから、各施設での需要量を取り出して予測はしていないとありますが、園児数を予測し、どの園にどのくらいの入所を見込むかの算定がなければ、施設の規模、事業費などを見込めないのではないかと。特に、2,800平方メートルもの大規模園、定数300人規模と言われますが、の根拠が何もないのではないのでしょうか。

校区ごとの需要量が見込めなくても、令和7年度以降の町全体の需要量は子ども子育て支援事業計画（案）でも明らかにされており、年齢別の園児1人当たりの必

要面積などから各施設の定数と園児数は見込めるはずですが、数値を公表しないのはなぜか、伺います。

2つ目。計画案は懇話会の提言を基本として作成したものとあるが、その内容は提言とは大きく異なっていると思います。例えば、提言では町立保育園の施設の規模は定員20人で複数クラスが適正とあります。ところが、再編整備計画（案）では桜谷こども園は約30人定員ですので、20人で複数クラスとはならず、こぼと園も複数クラスは無理だと思います。

また、提言では認定こども園2園が必要とありますが、再編整備計画（案）では3園に増えています。

さらに、提言での「地域主導」という文言が「待機児童解消」に変わっています。

提言を基本にして作成された再編整備計画（案）と言われているが、私はそのようには受け取れません。新設こども園ありきの再編整備計画（案）のように読み取れます。このことについての見解を伺います。

議長（杉浦和人君） 4番、松田洋子に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、幼児教育保育施設再編整備計画（案）について、ご質問を頂きました。

1点目の、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）に新こども園の面積として記載されている2,800平方メートルについては、集約化の対象となる日野幼稚園、あおぞら園、必佐幼稚園、桜谷こども園第1園舎の既存施設の面積の合計値を基に、計画策定時において想定値として記載させていただいたものでございます。

新こども園の規模や面積等を含む概要等につきましては、現在、基本構想策定業務内において検討中でございますので、今後その進捗に合わせて公表させていただく予定でございます。

次の、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は、町の公共施設の整備に関わる計画でございますので、日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会からの提言を基本としつつ、町の計画として策定させていただきました。

在り方検討懇話会の提言については、約2年間にわたり各地区を巡り、多くの住民の皆様と様々な議論を重ね、まとめられた意見等が蓄積されており、その内容については十分に尊重させていただいているところです。新こども園の建設についても、在り方検討懇話会において様々な立場の方々の議論を経て町へ提言いただいているものですので、できる限り尊重したいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 再質問をさせていただきます。

2,800平方メートルの新しい認定こども園の大きさが大き過ぎるのではないかと12月議会でも質問させてもらったんですが、その結果、今回回答していただいたの

が、日野幼稚園とあおぞら園、必佐幼稚園、桜谷こども園第1園舎の既存の施設の面積の合計値を基にと。ちょうどそのとおりの数が2,800平方メートルになるんですけど、これ日野幼稚園は180名の定員が入れる規模の幼稚園の大きさがそんだけなんですよ。あおぞら園は大体同じぐらいですけども、必佐幼稚園も180名入る定員を想定した土地の大きさですわね。そして、桜谷こども園についても90名定員の子どもたちを入れる大きさとしての面積ですよ。

それ普通に考えても、定員がそんなに子どもが180人、子どもさんがそんなたくさん入る新こども園に、そういうふうに考えたら2,800平方メートルもやっぱり大きいと思うかなと思います。その根拠も教えていただきたいと思います。

そして、2,800平方メートルの規模の保育園が必要なのか。私は各施設の定員数が分かり、各年齢の入所見込み数が分かるので、数値は出ると思います。私自身、考えてみました。現在、公立保育園では1人当たり9平方メートルの面積で定員数が考えられています。2,800平方メートルの保育園ですと310人の子どもさんが預けられます。

第3期子ども子育て支援事業計画では平均116名の出生数と考えられています。0歳児が大体55名で、1歳児が70名で、2歳児が75名、3歳、4歳、5歳は全員入るとすることで150名で、合計545名の子どもさんを日野町内の保育園、認定こども園、小規模保育園で預かることになります。

民間のわらべ保育園は90名の定員と第2わらべ保育園は80名の定員、鎌掛みらい保育園は19名、合計189名の子どもさんが日野町内の民間保育園で保育されることになります。残り356名の子どもさんが公立保育園での保育になるというふうに考えられると思うんです。そして、桜谷こども園は定員30名ですし、こぼと保育園は90名の定員ですので、あと236名の子どもさんが新こども園、認定こども園で保育できたらいいのだと思います。平米数でいえば2,100平方メートルあればよいのではないのでしょうか。どのようにお考えか、お聞かせ下さい。

それと、在り方懇話会の提言では、約2年間にわたり各地区を回り、多くの住民の皆さんと様々な議論を重ね、まとめられた意見などが蓄積されており、十分尊重させていただいているとおっしゃいますが、提言の中で、「地域で子どもを育てたい」と。これは今現在の保護者の本当の願いだと思うんです。それは私も1回だけ懇話会の話合いのところに行かせてもろうたときにその言葉が何遍も出ていて、地域で育てたい、地域で大きくさせたいという要求がある中で、これが突然、「待機児童対策」という形に変えられてしまっている。

そういうことを考えると、待機児童対策って、それはお母様方、子育てしているお母様方の問題でしょうか。待機児童をつくっているというのは、役場というか行政側の問題ではないのでしょうか。

それと、地域で育てるということを1つにまとめてするという事は、日野町という地域ではあるけれど、鎌掛とか西大路とか必佐とか日野とか、独特のその地域、自治会のその地域でやっている、育ててほしいとか、そこでいきたいというのに、1つにまとめてしまう。これもまた行政側の意向ではないのでしょうか。

そういう点で私は、全然、提言に沿ったものではないん違いますかというふうに思ったりもします。

その点について、3つ再質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま、松田議員のほうから3点という形で再質問を頂きました。

まず、1点目の面積の関係でございます。2,800平方メートルの根拠は何か、大き過ぎるのではないかということで、松田議員からも、子どもさんの人数から想定値という形で逆に提案も頂いたということで、2,100平方メートルという形で頂きました。

そもそも、日野幼稚園と、それからあおぞら園、それから桜谷こども園第1園舎と必佐幼稚園、面積を足しますと実は3,300平方メートルぐらいになりまして、そこから園も集約化するという形で、若干サイズダウンした形での2,800平方メートルというのを当初想定しておったということで、今回の町長答弁の中にも書かせてもらっております。

その中で、確かに子どもさんの人数、先ほどもお話ありましたが、出生数がコロナ禍から以降、大分減ってきております。本当に100人を若干超えたぐらいということで今もお話ありましたが、そういった中で、今、本当に子どもの出生数を、既存のいらっしゃる、既にいらっしゃる子どもさんの数やらも見ながら、そういった人数の算定、面積の算定については、今、基本構想策定委託業務の中でしっかりと今、議論、検討をしておるところでございます。

そういった中で、実際、人数の定員につきましても、保育士のもちろん配置数にも関係してございます。定員いっぱいいっぱいを入れる必要もなくとも、若干、例えば300を想定した中でも、運営としては250人の子どもの受入れで運営を開始したいとか、実際、近隣市町でもそういった形での対応もございますので、なかなか保育士の数と施設の面積とのバランスも十分、今、策定の業務の中で実際議論しているというところもございますので、最終的にはまだちょっとその最終施設面積というのは、今現在、検討中ということでございます。

それから、待機児童対策に変わっているというような話もございました。これについては当初から、やはり喫緊のこの町の大きな課題ということで、在り方懇の中でも提言がありましたんですが、やはり保育ニーズ、しかも低年齢児からの保育を

希望される保護者さんが本当に日野町は多ございまして、そこに、今までから幼稚園、保育園、こども園のほうではなかなか受入れがそのニーズに対応できていないということが本当にございました。

そういったことから、地域でのもちろん関わりということとすり替えたわけではなくて、しっかりとまずその保育ニーズに対応していくこと、それから、日野町のよさであります、この地域の本当に様々な皆さんが関わってくれる環境ということもしっかりと考えた中で、今、園ができること、これからの新施設ができることを、今そこについてもしっかりと検討しておりますし、実際のところ社会教育といいますか公民館のほうでも、本当に子どもさんたちを、地域の子どものさんたちとの交流ということを本当に熱心に取り組んでいただいたりも考えていただいているということもございしますので、決してすり替えたというわけでは、こちらとしては認識はしていなくて、そういった、まず喫緊の課題への対応という形と、ますますこれからの地域との交流も検討していく中で、今度は再編整備計画の中で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 再々質問をさせていただきますが、地域主導型という、地域に根差したというところ辺の論争になると、なかなか、見方がいろいろ変わってきて、合意点があるかないかというとなかなか難しい問題やと思うんですが、ただ、パブリックコメントは読んでおられると思いますが、パブリックコメントの中の1人が、公立の保育園やったから手伝っていたけど、もう民間の保育園やったら手伝わへんというわけではないけど、そういう意見も書いてありました。そういうところも考えると、もうちょっといろんな形で、そういう考えの人もいはるということをちょっと留めておいていただきたいと思います。

それと、待機児童解消をするためにとかいうことで、私の計算でいくと700平方メートル多い。700平方メートル多かったら何人の子どもさんが入れるかと言うたら、約78名の人が多く入れるようになって、こんなにたくさんの人を見なあきませんか。

今この日野町の中で、先ほどの山本議員の質問の中で、やっぱり予算は湧くようにあるわけでもないし、たとえ700平方メートルでもお金に換えたら幾らかになって高くなって、予算をたくさん使わなくてはならなくなるのに、どうしても2,800という大きな人数に、そんだけの保育園、310人の、300人程度の定員数の建物を建てなあかんのか、そこのところを再度質問させてもらいます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 松田議員から再々質問を頂きました。

まずはちょっと、先に施設の面積の話でしたので、ちょっともう一度そのほう

です。今回あくまでも想定ということで、2,800平方メートルと松田議員の2,100平方メートルの違いをおっしゃっていただいたんですが、今回、新こども園の建設の施設の中で、在り方検討懇話会の中でも提言にもあるんですが、やはり新しく、例えば保育アドバイザーさんがいてくれはる部屋があったりとか、それから、新たに地域の交流が図れる、そういった交流スペースを設けたりとか、いろんな新しく新施設の中でも対応していかなあかん部屋というか場所というのを設けようというのも一緒に考えているところでございます。

そういった面から、ほんまに保育室ありきのこれまでの各施設のそういった構造から、やっぱり若干、新たに新こども園になると変わっていくということも踏まえた中で、そういった面積の確保については、今現在そんな、基本構想策定業務の中でそういったことも検討しているところでございますので、その辺はちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、あともう1つ、民間園さんということでの、何か公立との違いという形でもパブリックコメントもあったということですが、そこについてはこれまでからも話をさせてもらっていますけども、しっかり町が民間園と地域とそれから保護者と子どもさんらをしっかりつなぐということ、しっかり町で認識させてもらった中で対応を今もしておりますので、そういった形でご理解をお願いしたいと思っています。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 保育アドバイザーの方に1つお部屋が要るとは知りませんでしたし、公立の保育園、私は民間出身なので、民間の保育園ではできるだけ経費を安くして、子どものためのそういう場所でどういうふうにするかということを考えながらやるので、もう子どもさんの平米があったらそれでいいという考えでいろいろ考えたので、そのギャップはあると思うんですが、でも、どこかに1つおいてほしいのは、やっぱり町民さんの税金を使ってやるんやから、できるだけやっぱり、こういうのはこうしたらええん違うかなというところ辺を、削減というか取捨選択して、ほんまにそんな高くないように経費を削減できるような形でやってほしいなというのを最後に言わせてもらって、もう質問はできませんので終わります。

次に行きます。2つ目、国民健康保険税率の改正についてです。

野菜、米、ガソリンなどの生活必需品の値上がりで、物価が上昇し、暮らしは大変な状況の中で、手取りを増やすとして、税金の103万円の壁だとか社会保険料の106万円の壁だとかが注目されています。財源問題を含め、しっかりと議論し、暮らしの改善につなげるべきだと思います。

そうしたとき、日野町では国民健康保険税率を約10パーセントも値上げする改定

案の説明会が開催されました。暮らしが大変な今、とても納得ができるものではありません。そこで、住民説明会での説明や資料を基にして、5つの点について質問させていただきます。

1つ目。今回の保険税率改正の算定基礎について伺います。算定基礎は、県から示された市町が納付すべき金額に市町の個別の事業費を加え、市町の公費等の負担を減じた額が本来必要となる額となり、それを収納率で割り戻した額を基に保険税額を改定するということですね。滋賀県国民健康保険運営方針では、原則、令和9年度に保険料水準を統一するとし、移行期間を令和11年まで設けるとしています。保険料水準の統一とはどのような状況になるのでしょうか。

2つ目。市町村国民健康保険が抱える課題として、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重いと言われています。特に問題は、協会けんぽなど他の保険と比べて保険料負担が重いことです。公務員の共済組合と比較すれば、保険料負担率は実に1.7倍にもなります。こうした現状の中で、パート労働者が協会けんぽに加入できるように制度が変更されました。これは元気に働く人が国保から抜けるということです。このことは国保財政から見ればさらに厳しくなると思いますが、いかがですか。また、このことに伴う新たな支援措置はどのようにされたのですか。

3つ目。米原市では子育て支援対策として子どもの均等割が軽減（免除）されていると聞きます。同じように日野町でも軽減措置ができないものか、伺います。

4つ目。子ども・子育て支援金制度が創設される予定です。子ども・子育て施策を充実することはよい取組だと思いますが、医療保険の被保険者から徴収するやり方はあまりにも安易に姑息なやり方ではないでしょうか。国保加入者の負担率は高く、年齢構成は前期高齢者が圧倒的に多く、この上さらに低所得者に負担させるのは許し難いものです。説明会資料には「円滑な制度実施に向けて、国の動向を注視しながら情報共有を図っていく」と記載されていますが、国保の保険者として住民の暮らしに責任を持つ町長として、これは困る、撤回すべきと国に言うべきではないですか、町長のお考えをお聞かせ下さい。

5番目。現在の暮らしの状況は大変厳しくなっています。年金アップはごく僅か1.9パーセント、物価上昇2パーセント半ばを下回ります。国を挙げて賃上げや103万円の壁、106万円の壁が議論され、手取りを増やすことが課題になっているときに、今回の10パーセントもの値上げはこうした動きに全く逆行するものです。それだけでなく所得が少ない国保加入者にさらに追い打ちをかける今回の負担増はとても耐えられません。どこから捻出すればよいのでしょうか、町長のお考えをお尋ねします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 国民健康保険税率の改正について、ご質問を頂きました。

1点目の、今回の保険税率改正の算定基礎については、現行の保険税率では国民健康保険事業費納付金に要する費用等に充てる財源が不足することから、保険税率を改定しようとするものです。保険料水準の統一とは、県全体で支え合う体制を強化し、保険料負担と給付の公平化を実現し、国保財政のさらなる安定化を図るため、県内の保険料水準の統一を目指していくこととなります。

2点目については、国保加入者の高齢化や医療の高度化・長期化により医療費総額が高止まりの状況の中、被用者保険の適用拡大という国の制度改正などによる被保険者の減少が進んでいるため、被保険者1人当たり医療費が増加傾向となり、国保財政はさらに厳しくなっていくものと考えられます。

平成30年度以降、国保の構造的な課題に対応していくため、財政運営を都道府県化する国保改革と併せ、国では毎年3,400億円の財政支援が維持されています。

現在のところ新たな支援措置はありませんが、今後、被用者保険の適用拡大にあたっては、国保から移動する被保険者数が多くなることから、国保の構造的な課題への対応については制度改革の中で検討される予定です。

3点目については、未就学児に係る均等割額について半額にする軽減措置が導入されていますが、米原市では子育て世帯のさらなる支援を目的として、国保に加入されている世帯の高等学校卒業までの年齢の被保険者の均等割相当額を応援金として一般会計から支給されています。

国保特別会計は必要な支出を保険税や国庫負担金等によって賄うことが必要とされており、法定外の一般会計繰入れは認められておりません。保険者努力支援制度では、町で法定外一般会計繰入れを行わないことでの評価による市町村分の交付を受け、県も同様に全市町が法定外一般会計繰入れを行わないことでの評価による県分の交付を受けており、1つの市町でも法定外繰入れを行えば、県内全ての市町に何らかの影響を及ぼすこととなります。

4点目については、子ども・子育て政策を強化する財源を賄うため、令和8年度から医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援納付金が創設されることとなりました。当町としましても、国保制度の構造的な問題に加え、子ども・子育て支援納付金に対しては様々な財政支援の方策を講じるよう、町村会などを通じて要望してまいります。

5点目については、国保は私たちの生活を支える大切な制度です。納められた保険税は国保運営を支える貴重な財源となっております。被保険者の年齢別構成割合では65歳から75歳までの方が約半分を占める状況であり、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大などの影響のため、被保険者数の大きな減少が見込まれ、今後も1人当たり医療費等の増加が見込まれている状況では、基金の取崩しの

みで対応すると数年で基金が枯渇してしまう状況であります。基金の残高と活用できる基金額を考慮しつつ、できる限り被保険者負担の変動の少ないなだらかな税率の引上げとしていこうと考えておりますので、令和11年度までの移行期間を経て、令和12年度の保険料水準の統一を目指しております。

この逆ピラミッド型の構造は社会保障全般に共通する根本的な問題であり、国レベルの問題であると考えています。安心して医療を受けられるようにみんなで助け合おうという制度ですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、国保の構造的な問題に対して様々な財政支援の方策を講じるよう、当町といたしましても、引き続き県知事や町村会等を通じて要望をしてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4 番（松田洋子君） ご回答いただきまして、再質問として3点させていただきます。

確かに、県が市町に示す標準保険料率は全市町で同じで統一されています。これ1つ目の再質問です。しかし、同じ標準保険料率で算定した納付金額に市町ごとに違う個別保健事業費、公費負担金、収納率という3つの違う要素を反映すれば、同じ保険料率になるはずがありません。つまり、現行のやり方では、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）になるということはありません。そうではないでしょうか。

このようなことになるので、健康保険料の統一化は目的を達しないのでやるべきではないと思いますが、いかが思われますか。

2番目のところの再質問として、国の制度改正で国保財政が悪化したのであれば、当然補填されるべきですが、いかがですか。何か国に申し入れたのが、国から何か補助があるのでしょうか。

5番目の再質問として、町民の暮らしに寄り添うべきではないでしょうか。今回の説明会で令和8年度も引き上げると言っておられましたが、とんでもないことです。計算上こうしなければなりませんといういろいろ説明していただくのですが、やはり納得はできません。

例えば米原市がやっているように、保険料としては一旦払ってもらって、後で子育て応援金として支援されているというような工夫をして、負担増を食い止める施策を講じるべきではないでしょうか。米原市がやっているのがよく言われるんですけども、これは一般財源から出していたらペナルティーがつくと言わはるんやけど、これは一般財源になっていなくて、保険者が一応、1か月13万なら13万を払います。そこはそんで保険料として払ってはるけども、子ども・子育て支援金として均等割の分だけは、分だけというかそれ相当の金額を子育て支援として入れているという方法を取ってはるんですけども、そういうような方法を取って日野町も保険料の援

助というのはできないんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） 松田議員さんのほうから再質問のほうを頂きました。

まず、1つ目としまして率の関係、市町村ごとにそれぞれ率があったとしても、所得とかも違うので同じ保険料にならないのではないかとということですが、全く同じ金額にはならない、これは応能負担、所得割の部分がありますので、ここはならないというのはそのとおりだと思います。ただ、考え方としましてはやはり、先ほども言いましたように……。

議長（杉浦和人君） 暫時休憩いたします。

－休憩 17時29分－

－再開 17時35分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

答弁のほうをよろしく。

住民課長（杉村光司君） それでは、次の、国の補填の関係のほうに移らせてもらいます。ちょっと間が空いたので、もし間違っていたら、またちょっと言うて下さい。

こういった制度をしていくというのにあたって、これ国が進めていることですので、新たな国の補填制度というのは考えられていないのかということなんですけれど、現状で新たなもの、今ここになってというのは先ほどもありましたけれど、新たなものというのは考えられてはいないです。ただ、先ほど言いました3,400億円という、この公費負担のほうを維持していくといったところになってきます。

次に、3番目、先ほど説明会の中で令和8年度も引き上げるといふに言っていたということですが、これは令和8年度には子ども・子育て支援金の関係のが上がるという、これが入ってきますので、この分はどうしても変わってきますので、この部分は確かに変わりますということは話をさせてもらっていますが、午前の答弁でもさせてもらったとおり、8年度もできればやはり2年に1回の税率改正といった形を考えていますので、ここはただ、急激な医療費の変化がない限りは、今のところは何とかしたいなというふうには考えているところです。

次に、米原市のほうの子育て応援資金のほうを考えるべきではないかということですが、確かに、一般財源でしているものを特会に赤字補填という目的で入れていませんので米原市のほうは、そういうところから見れば制度というのは確かに、事実上、今、何とかなっている、赤字補填と見られていないというふうには考えているんですけれど、今後こういった、これ以上の拡大の部分につきましては、今現在、保険料の統一に向けて、県内の各市町とそして県と、そして、様々な要望とかそういったものを通して考えている最中ですので、引き続きこの子育て世帯の軽減というのも含めて考えていきたいと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4 番（松田洋子君） やっぱりこの国民健康保険は本当に、国民健康保険は事業主負担がないので本当に高くなるということがずっと言われていますし、町長の答弁の中でも、国民健康保険の税の構造的問題をずっと訴えていると、前の私の質問のときでも、これを解決せなあかんの違うかということをお願いしてきてはるようですが、やっぱり、この間テレビを見ていたら、国民年金受給者の独り暮らしの男性の人が、2日に一遍しかお風呂に入らず、洗濯機を使わずに洗濯のお水で手洗いで洗濯して干して、買物は必ず値引きの物しか買えない、そうでないと生活していけないという、そんなテレビで国民年金の受給者の話があったんですけど、それを見ていると本当に大変やというのが分かるし、私もこういう、住民の方の声を聞いて町に言うていくということをやっているんで、ぜひとも、町長も頑張って言っていってくれはるし、課長さんもそういうふうに、これから様子を見ながらでもどうにかして出してくれという形で言っていってくれはるので、引き続き続けてほしいと思いますし、やっぱり国民健康保険は自己負担、事業主負担がないので、そこら辺のともきちとずっと頭に入れておいてお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） 今日の最後となりました。よろしくお願いいたします。

通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹ワクチン接種について、お伺いいたします。

带状疱疹を予防するワクチンが4月から定期接種化され、接種費用の一部が公費助成されます。国が市町村の総接種費の3割程度を支援し、接種者の自己負担額は市町村で決定されると聞きます。

带状疱疹は50歳以上になると発症率が高くなり、日本では80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症するおそれがあると言われています。重症化すると、神経の損傷による傷みが長く続いたり麻痺が残ったりするおそれがあるとも聞きます。

発症の原因は、過去に感染した水ぼうそうのウイルスが治癒後も体内に潜伏しており、加齢やストレスなどで免疫力が低下したときにウイルスが再活性化し、発症すると言われています。予防するには免疫力を低下させない体調管理や、ワクチン接種することで発症の予防効果や発症した場合は症状を軽くする効果が期待できると言われております。

そこで、町のワクチン接種助成の取組について、何点かお伺いいたします。

1点目は、現在使用中のワクチンは2種類あって、生ワクチンと不活化ワクチンだというふうに思いますが、接種回数や費用も違います。自己負担額も違うのでしょうか、教えて下さい。

2点目は、定期接種の対象者は、国では65歳の人、60から64歳で基礎疾患がある

人、2025年から2029年度は、70、75、80、85、90、95、100歳も含める。100歳以上の人は2025年度に限り全員というふうに聞きます。町では対象者への周知方法はどうか、教えてください。

3点目は、带状疱疹は50歳以上の人に多く発症するため、50歳以上の人は带状疱疹ワクチンの接種対象とされているというふうに思います。これまでに市町独自でワクチン接種の助成を実施されていた市町がありました。対象者を50歳以上とされていた市町も幾つかありました。町として、50歳以上の人にもワクチン接種費用の一部助成のお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、带状疱疹ワクチンについて、ご質問を頂きました。

私も昨年これにかかりまして、大変痛い思いをいたしました。

まず、1点目の自己負担額については、令和7年4月から定期接種として始まる带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの一種である組換えワクチンの2種類が用いられることとなっております。生ワクチンは1回接種、組換えワクチンは2回接種となります。

令和7年度に近江八幡市蒲生郡医師会へ委託する接種費用については、1回当たり、生ワクチンが8,432円、組換えワクチンが2万1,210円で調整されたところです。つきましては、1回の接種につき接種費用の3割相当の額を自己負担としてお願いしたいと考えております。

次の、対象者への周知については、対象者は年度によって異なり、接種期間も当該年度に限られています。B類疾病であることから接種勧奨は不要ですが、接種の機会を逃されることのないよう、また、誤って定期接種前に接種されることのないよう、令和7年4月以降、早期に個別通知をしたいと考えております。

次の、50歳以上の方への接種費用の一部助成については、今回の带状疱疹ワクチンの定期接種化にあたっては、ワクチンの安全性・有効性に係る知見および費用対効果評価の結果を踏まえ、国において様々な議論が行われたところです。その結果、带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけ、併せて対象者等に関する規定を定められたところです。

このことから、町独自に接種対象者を65歳から50歳まで広げるとともに、その接種費用の一部について助成することは考えておりません。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、生ワクチンと組換えワクチンというのがあるということでございましたけれども、この2つは大変違いがあると思います。接種回数は1回と2回で違いますし、接種の方法、筋肉注射とかそういう方法も違いますし、費用も

全然違うわけなんですけれども、対象者がどちらが自分にとっていいのかというのがとても迷うところではないかなと思うんです。しっかりとした効果などを十分に理解した上で接種しなければいけないのではないかなというふうに思っています。

私も、65歳は過ぎましたので70歳のときに例えば打とうと思っても、どっちが自分にとっては効果があるのかなというのが、このワクチンの違いが分からなければ迷ってしまうと思いますので、そういうところを十分に理解していただくようなことというのはお考えなのでしょうか、そこを教えていただきたいと思います。

2点目なんですけど、対象者が既に1回の接種を受けておられる場合、2回目の場合は任意接種ということになるのでしょうか、そこをお伺いしたいと思います。

2029年以降についてもこのワクチン接種というのは定期接種というふうに国ではなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。というのは、50歳以上の人には町としては補助は行わないというような答弁があったんですが、例えば50歳の人65歳になるのには15年間の間があるわけです。その間に15年待っていただくということになるのかも分かりませんが、29年度以降もこのような定期接種というのが今、国では決まっているのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 今回、带状疱疹ワクチンについてご質問いただいた中で、生ワクチンと不活化と言われている組換えワクチンの2種類があるということで、その違いをどうお知らせするのか、その違いを知った中で接種を選んでいただくのかという質問でございました。

確かに、方法は1回と2回で違いますし、注射方法も皮下と筋肉という違いもあります。あと、それなりの効果が続くというか抗体期がどれだけ続くかというのも、生ワクチンは5年程度と言われているし、不活化、いわゆる組換えは10年程度と言われているので、そういう違いがあると。そこは接種されるときにかかりつけの先生方にご相談いただく、ないしは、ご案内をさせていただくときに注射の副反応等もお知らせせなアカンと思いますので、そういうことも含めてご案内をさせていただければなというふうに考えておるんです。

それと、1回既に打っていて、次、65歳に入ってきたときに2回目となるのが任意となるのかというご質問でございますが、1回目を打ったときがそもそも任意の接種になりますので、そこは65歳以降に打たれる方が1回目の定期接種というような形で考えていただくということになりますので、65歳以前に打たれていても65歳から打たれるのが定期接種の開始ということになりますので、1回目の定期接種になるということでございます。

あと、2029年度以降どうなるのかという話ですが、この2029年は、要するに5年の経過措置、要するに65歳が原則なんですけど、今まで、65歳だけにしてしまうと、

それより高齢の方の接種ができないことになりますので、その部分について議論された中で肺炎球菌ワクチンと同じ仕組みを用いようということで、今回5年間は経過措置を設けて5歳刻みの年齢、100歳の以上の方については2025年限りにはなりますが、その部分で2029年というのが言われていますが、それ以降になりますと、次は65歳、その年度の方に限りという定期接種になるということなので、5年が経過すると次は、70、75歳という5歳刻みが逆になくなるという形になるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） よく分かりました。私は以前にも带状疱疹ワクチンについて質問させていただいておりましたので、今このように定期接種になるということで、大きく進んだなということで大変喜んでおるわけなんですけど、とにかくもう元気なシニアライフのために打ちたいと思っておられる、希望されている方は大いにこれを活用していただきたいなと思いますので、十分に理解して活用していただきたいというふうに思っております。質問ではありません。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、災害に備えた対応策の整備について伺いいたします。

滋賀県に深刻な被害をもたらすと考えられている琵琶湖西岸断層帯地震や今後30年間の発生率が70から80パーセントとされている南海トラフ地震は、滋賀県にも大きな被害をもたらすと想定されています。能登半島地震で被害の大きかった地域では、道路の寸断や停電、断水が発生し、非常に大きな災害となりました。熊本地震では益城町は震度7の地震が2度も起こり、度重なる余震の影響で青空避難者や車中泊する避難者も多数あったと聞いています。

今後は能登半島地震や熊本地震など過去の災害の教訓を踏まえて、各自治体がそれぞれの環境や規模に合った災害に備えた対応策の整備を進めていくべきだというふうに私は考えます。そこで、町の防災・減災対策について、何点か伺いいたします。

1点目は、現在、町では、災害が発生した際に被災自治体が外部からの支援を円滑に受けれるために受援計画を策定中と聞いています。概要と完成予定をお伺いいたします。

2点目は、能登半島地震では浄水場や水道管が破損し、生活用水が著しく不足する事態になったと言われており、断水は長期化し、井戸の水を活用して何とかしのいでおられた住民もおられ、地域で助け合いながら生活されている映像も何度か目にしました。

今、大規模災害の備えとして災害用井戸の整備が重視されています。政府、内閣官房水環境政策本部事務局では、全国の市町村における災害用井戸の取組を推進し

ていくための基礎情報として活用するために、実態調査を昨年実施されました。

災害用井戸とは、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完する応急用の飲料水または生活用水として地域住民に提供する井戸で、災害協力井戸や災害対策用井戸、また、井戸水提供の家等の名称がついているものが多い。また、民間所有の災害用井戸とは「個人および企業が所有している井戸を災害用井戸として市町村が登録しているもの」と書かれています。

調査結果によると、災害用井戸の取組を行っている市区町村は回答団体中で全体の約32パーセントでありました。日野町においても上水道の耐震化事業を計画的に早急に進めるとともに、災害発生時に活用できる災害用井戸の整備について見解をお伺いいたします。

3点目は、能登半島地震では1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅の倒壊が相次ぎ、多くの命が奪われました。国では令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標を掲げ、耐震改修を促進されています。しかしながら、高齢化が著しい地域では、古いまま住み続け、後継ぎ不在や資金不足で耐震改修をためらう高齢者も少なくないと言われています。

そんな中、国土交通省は24年度補正予算において、市町村を通じて行われる住宅・建築物耐震改修事業の補助限度額の引上げが行われました。全国の戸建て住宅の耐震化率は令和5年現状値で約85パーセントとなっています。日野町の耐震化率は平成27年で68.7パーセントとお聞きいたしました。住宅の耐震診断や耐震改修概算費用作成をされても、実際に耐震工事を実施するのは大変難しいのが現状です。今後、町として耐震改修を促進するお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 災害の対応策について、ご質問を頂きました。

1点目の、受援計画の概要等については、大規模災害発生時における他市町応援職員や支援物資の受入れ、配置等を円滑に進め、効果的な災害応急対応や迅速な被災者支援を可能とするための役割体制やイメージ図、タイムフロー等を記載した計画です。現在、細部の調整を行っており、今後、各課の意見を聞き取り、早急に仕上げてまいりたいと考えております。

次の、上水道の耐震化事業と災害用井戸についてですが、上水道事業は令和2年3月に策定した管路耐震化更新計画を基本に、水道管の計画的な耐震化を進めているところです。災害用井戸については能登半島地震の被災地において代替水源として井戸水が活用されるなど、災害時における利用についても関心が高まっていることは承知しているところです。

地域の防災マップに井戸の設置場所が記載されている集落もあると聞いております。災害発生時に活用できるよう町が災害用井戸を設置することや、町があらか

じめ依頼し、個人宅にある井戸を災害用井戸として使用させていただくことは大事なことでありますが、共助の観点で地域の中でも、災害発生時の対応を考えていただく中で、井戸の周知や活用方法の検討を頂くことが、まずは共助の一環として大事なことでありと考えております。

次の、耐震改修の促進については、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された木造住宅に対して木造住宅耐震診断員派遣事業を活用し、無料で耐震診断ができる取組を進めております。この耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると診断された住宅については所有者が耐震改修工事費の目安を把握できるよう、耐震改修概算費用作成事業を実施し、一定の強度まで引き上げる耐震改修工事を実施する場合は耐震改修工事の補助制度を設けております。

この取組は平成16年から事業を実施しており、国の補正予算による補助限度額の引上げについては令和7年度から町においても増額する予定です。今後さらに制度を活用いただけるように、耐震診断や概算費用作成事業、耐震改修補助制度について周知・啓発を行い、住宅の耐震化を進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の受援計画についてなんですけれども、計画がもう既に策定済みの自治体もたくさんございました。能登半島での経験を反映して、既にされているところは見直しや改定を検討されているというふうにも聞いております。策定済みの県内市町も多くある中で、なぜ日野町が今なのかというのが少し疑問ですので、なぜ今に至ったのかを教えていただきたいと思います。

もう1点なんです、福永議員の質問にもありましたけれども、能登の現地にもたくさん職員派遣されて様々な意見があったというようなご答弁もあったわけなんですけれども、そこで、本当に現地に行かれて活動された職員の意見が十分に反映された計画となっているのかについても伺いたします。

2点目についてなんです、ここはちょっと何点かあるのでお願いしたいんですが、上水道事業については管路耐震化更新計画を基本に水道管の計画的な耐震化を進めているというご答弁がございました。今現状、何割ぐらい計画どおりに進んで、何割程度完成しているのか、もし分かったら教えていただきたいと思います。

午前中にありました、南海トラフ地震が起こったときの被害想定ということで谷口議員が質問されておりましたけど、例えば水道の断水被害というようなものは日野町にどれぐらいの影響を及ぼすのか、教えていただきたいと思います。

そしてまた、災害用井戸についてなんですけれども、「共助の視点で地域の中でも、災害発生時の対応を考えていただく中で、井戸の周知や活用方法の検討を頂くことが、まずは共助の一環として大事」というようなご答弁があったのですが、私

は地域のことは町ではなくて地域で考えて下さいというようなご答弁に聞こえたんですが、まず、滋賀県の非常災害用井戸認定制度導入ガイドラインというのがあるんですが、それを見ますと、「非常災害用井戸認定制度とは、市町が井戸所有者から協力を募り、災害時に近隣住民が利用できる井戸として認定・周知することにより、災害時に地域の井戸を活用しやすくする制度です」となっています。また、メリットとして幾つか挙げられているんですが、1つに、地域住民の助け合いの精神に基づく制度であり、制度の運用により、地域の防災意識の向上、地域での助け合い、共助ですね、の後押しが期待できるというふうに書かれております。

地域の共助とか、また、町も災害用井戸も大事というふうにお考えであるのならば、まずは町が主導して井戸所有者から協力を募ることから始めるべきだというふうに私は考えますが、その点はいかがか、お伺いいたします。

そしてまた、例えば地域で井戸の活用について検討されたら、そのときに出てくるのは水質の問題だと思うんです。以前も、井戸はあるけれども、災害のとき、うちの井戸の水は使えるのかというので自分で調査された方もあると思うんですけれども、やっぱり、地域で自分のところを使って下さいと手を挙げる場合も、水質検査をした後じゃないとなかなか手を挙げはるのは難しいのではないかなというふうに私は思うんですが、例えば、町は井戸について水質検査の相談に来られた場合は対応というのがあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、大きい項目3点目の耐震診断とかの件についてなんですけれども、耐震診断とか耐震改修概算費用作成事業は毎年三、四件の活用の実績があるというふうにお聞きしております。また、耐震改修工事の補助制度の活用はあまりないというような現状が日野町の場合だと思うんですけれども、活用に至らない主な理由というのを教えていただきたいと思います。

また、周知の方法とか、啓発をしていくということでしたけれども、よく言われる出前講座で建設計画課も耐震化、「わが家の地震対策」ということで住宅の耐震診断について出前講座のメニューに上がっているんですが、この活用の頻度といたしますか、活用されている状況はどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、中西議員より何点か再質問を頂きました。

私のほうからまずはじめに、まず受援計画につきまして、なぜ今になったのかというご質問でございます。

災害発生時の町の対応業務につきましては、現在、日野町地域防災計画や職員初動マニュアルに基づいて実施する位置づけとして今日まで対応してきたところでございます。しかし、昨年度の能登半島地震の被災地の経験の教訓から、災害発生

時における他市町からの人的・物的支援の有効性は災害対応の被災地支援の観点から最も重要であることを身をもって体験したところでございます。したがって、本年度からこの受援計画の策定に本格的に取り組んだということで今に至っているという、今になったという理由でございます。

次に、能登半島に派遣しました職員の意見がこの計画に反映という点でございますが、町長答弁にもございましたが、今、最終の詳細を詰めておるところでございます。新たに各課へそれぞれの意見照会を今後していく予定を、受援計画策定にあたり、各課の意見照会をしていく予定を考えております。そのときにいろんな、何人かの職員が能登へ行っておりますので、そこで意見を聴取いたしまして、反映していきたいと考えておるところでございます。

次に、水道の断水の被害想定の方でございますが、滋賀県が実施しました被害想定で申し上げますと、水道断水につきましては、発災直後は、日野町でいきますと約1万4,000人、率にいたしまして67パーセントの方が断水の被害に遭われる推定をされておるところでございます。

そして、災害用井戸について、まず町が主体となつてということに関しましては、委員ご指摘どおり、県のガイドラインではこの認定制度は市町、町が主体となつて行うということは承知しているところでございます。この認定制度については、おっしゃるとおり、地域の助け合いの精神を後押しすることや個人所有の井戸を災害時に利用させていただくことから、個人や自治会、自主防災組織の協力が不可欠であるため、町が主体となつてその制度の周知を図ることが記載されておるところでございます。

ただ、町が主体となつて制度の周知・啓発を行うことは可能と考えておりますが、認定制度の導入につきましては、やはり井戸は個人の所有物でございますので、井戸の詳細情報が公開、ここは災害用井戸ですという看板を立てたりインターネット等で公開されるため、慎重にここは行っていく必要があるのかなと考えておるところでございます。その意味からも、答弁にございました、顔の見える、集落単位の関係、地域レベルから、まずは共助の一環でという答弁をさせていただいたところでございます。

加えまして、災害用井戸の地域での活用の有効性や重要性につきましては、地域の皆様にご理解とその必要性をご認識いただきまして、集落での機運を高めていただくことや、防災意識や助け合い精神の向上を図るために、今後も出前講座や広報誌等で啓発に努めていきたいと思っております。

ただ、町におきましても災害井戸認定制度につきましては、今後、研究に加え、他市町の例や状況を参考にいたしまして、継続して情報収集や勉強をしてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） 続きまして、上水道事業の管路耐震化更新計画に基づく耐震化の進捗状況でございます。

計画に対しまして順調には進んでいるというのが全体的な部分ではございます。ただ、率をお聞きいただきますと、ちょっとどのように感じていただけるかなんですけれども、一応、町全体の水道管は260キロほどございますが、それに対しましては6.39パーセント、これ5年度末の状況でございます。それから、配水本管の150ミリ以上の本管、こちらのほうが18.28パーセント、あと、基幹管路ということで150ミリ以上のダクトイル管ということで、こちらのほうは30.47パーセントということで、大体、年間、水道事業は2億円前後の工事をしておりますので、費用的にはこれぐらいが現在の限界になるんですけれども、一応、計画に対して、計画どおりには進められているという状況ということでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 中西議員より、3点目について再質問を頂きました。補助金の利用が少ない理由というところと出前講座での頻度というところでございます。

まず、1点目の、補助金の活用についてではございますが、耐震診断と概算工事費の算出につきましてはセットになっておりまして、診断されると概算工事費も、無料でございますので、そこまで取り組まれるという形になるんですが、概算工事費が算出されますと、やはりなかなか耐震の費用が高額な形で出ることが多い状況でございます。やはり建物も昭和56年以前の建物ということで、住んでおられる方も高齢になりますと、なかなか高齢の状態で高額な耐震改修に移られるかという、なかなかそこが課題となっております、利用が少ない状況になっているところでございます。

また、日野町のおうちになりますと、やはりどうしても古いおうちは大きいおうちがたくさんありますので、そうするとどうしても費用も高く出てくるような形になっているのが原因ではないかなと考えているところでございます。

2点目の、出前講座の頻度というところでございますが、今年度については出前講座の耐震に関して建設課ではなかったようなところでございます。令和5年度、昨年度は1件、出前講座がありまして、その中で地震についてこの補助金のPRをさせていただいているところでございます。令和4年度はゼロ件ということでございまして、頻度的にはそんなにたくさんではないんですが、講座は呼んでいただきましたら、補助金のほうもPRをさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） すみません、1点答弁が漏れておりました。水質検

査の話でございます。現在は個人で所有の井戸ですので、ご自分がどういう生活用水に利用されるか、その場合は特に個人ですので問題ないと思うんですが、ただ、それを公に災害用井戸として利用する場合は、飲み水に使用するのか生活用水に使用するのかで水質の検査、有無はあるとは思いますが、現在そういう想定は今しておらないところですので、今後そういったことも町のほうで検討・研究していきたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

水質検査についてなんですけれども、必ずその水質検査は出てくると思うんですが、県が、先ほど言いました、被災用の井戸のガイドラインの中では、必ずそれは飲料水じゃなくてもいいみたいなんです、指定するのは。ただ、飲料水には使えませんというのをきちっと貼らなければいけないんですが、生活用水として使うというような感じで使えるような制度みたいなんですけれども、でも、水道水として使いたいという場合もあると思いますので、そういうときはやっぱり検査というのが必要になってくるんじゃないかなと思いますし、しっかりとこういう制度があれば、そういう検査というの、というか基準というの、決められると思うんですが、例えばその地域で話し合いをして、そうしたら、うちとこの井戸を災害のときは使って下さいという感じで計画に進められたとして、そうしたら、やっぱり知らない方は飲んでしまわれる場合もあるかも分からないので、やっぱり水質検査というのが基準的なものになってくると思うんですが、そういうものを町として把握されていないのかなと思うんですが、一度聞かせていただいたときに、県が何年かに1度調査をされていて、水質検査を、それを町としても照会されているというか、そういうところで結果ということのことも分かっているというふうにも聞いたんですが、そういうところで町が主導できると思うんです、やっぱり知ってはるところは。

だから、町がまずは主導していただいて、先ほどの答弁で断水が1万4,000人、約67パーセントの町民が断水被害に遭われると。かなりですよ。それが3日分の水を皆さん備蓄して下さいねというのはもちろん訴えていらっしゃることで、それは飲料水だとしても、生活用水に関しては、やっぱり井戸というのはかなりメインに置くべきではないかなと、ここに来て私はそういうふうに思いますので、やっぱり考えていただきたいというふうに思います。

水質検査についてもう一度、町としての知っておられることですか、こういう地域ではここがいいとか、そういうことが分かりましたら教えていただきたいと思います。

耐震改修なんですけど、かなり、こんなに、先ほど谷口議員の質問で、南海トラフでは全壊が283戸、また、半壊が1,963戸という想定があるのに、あまり進んでいな

いというのが本当に心配です。子どもたちが本当に、議会見学やらに来てもらって質問されるときも、やっぱり災害の対策はできていますかとか役場庁舎の耐震はできているんですかとか、そういう質問もあります。

本当にこの大きな地震に向けて皆さん心配されている中で、やっぱり出前講座ももう少しアピールしていただくか、出前講座というのはやっぱり人を10人以上集めて下さいとかいろんな規制があると思いますので、もう少し周知・啓発の方法を考えていただきたいと思いますが、何か今お考えがあったら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） ただいま、井戸水の関係の水質検査についてということでご質問を頂きましたので、回答させていただきます。

私どものほうの部署で承知していますのは、滋賀県が実施する地下水調査というのを承知しておりまして、日野町といいますか、滋賀県内で264か所の区域を5年に1巡で調査しているという調査がございまして、これが日野町で、直近ですと令和5年に行われたというところでございます。

日野町の全域をカバーしているのではなく、滋賀県の中で264か所ということで、滋賀県の地図をメッシュの細かく分けたその中に、日野町でいきますと6か所のいわゆるメッシュのこまがありまして、その部分の調査を5年に1度しているというところでございます。

5年の結果については環境基準を全てクリアしているということで、基準値以内ということで大丈夫というわけなんですけど、先ほどの話から出ています災害用に使うとなると、やはり、私がここ井戸を持っています、安全ですよというのは、やはりそこの所有者さんのご理解も頂かなあかんということと、我々も県のほうの調査に協力しているということで一定情報は共有いただいているものの、どこどこさんのお井戸が安全ですよということを我々のほうから提供してよいのかということ、多分ちょっとそこの部分については一定ちゃんとした判断をしなければならないということになりますので、そういったところも研究しながら、今の防災の視点もお伺いしましたので、そういうところで我々が、ちょっと県に聞きながらですけども、協力できる、情報が提供できるのかできないのか、そういったところをしっかりと研究していかないといけないと思いますので、町全体でそういうところは考えていかなければならないのかなと、今、聞かせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 中西議員より再々質問を頂きました。補助金の活用、耐震のPRというところです。

今年度、町のPRの取組としましては、広報ひのに4月と9月でお知らせを載せ

て啓発のほうもしているところでございます。また、過去に耐震診断を受けられた方にも補助金の活用ができるというようなことで通知を送らせてもらっております。先ほどありました、補助金の限度額も引き上げられますので、来年度もまた耐震診断されている方には積極的に通知を送らせてもらって、PRのほうをしていきたいと思っております。

また、来年度につきましては耐震の改修計画の更新年度でありますので、実際の数値の把握というところもさせていただきまして、状況も把握させていただきまして、PRのほうもしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） もう質問ではありませんが、先日、私は熊本の益城町に伺ってきました。様々勉強をさせていただいたんですけれども、本当に私の心に突き刺さったことがあるので、少しご紹介させていただきたいと思います。

「なんでもない毎日が宝もの」。熊本地震の3か月前に公表した移住・定住PR動画の最後のワンフレーズです。「熊本地震を経験したことでこの言葉の重みを改めて痛感しつつ、もう一度、何でもない毎日を築き上げるため、住民、町、議会をはじめ、本町に関わる関係者が一丸となり、全力で復旧・復興業務に取り組んでいる最中です」という言葉がありました。何でもない毎日が宝物だということを本当に感謝しながら、私も毎日を送りたいなというふうに思っているんですが、災害から復興に取り組んでおられる、もう本当に皆さんの思いを忘れずに、私たち議員も行政もですけれども、本当に平常時だからできる災害対策をしっかりと進めていかなければいけないなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、9名の諸君の質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は明11日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。それでは、その他の職員の一般質問は明11日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 18時26分 —